九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

景観にさぐる中世 : 変貌する村の姿と荘園史研究

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授 : 日本史

https://hdl.handle.net/2324/21647

出版情報：1995-12-20. 新人物往来社
バージョン：
権利関係：

第五章　周防国与田保故地における用作

――低地滞水域の開発をめぐって――

はじめに

ここでは東大寺領の荘園（保）として比較的多くの文献があり、また研究史の蓄積もある周防国与田保をとりあげる。ここでの現地調査の課題としてユニークだったのは、低湿・滞水域における開発・再開発の問題である。この滞水域の開発に、過去において人々がどのように取り組んできたのか、そのことをこの荘園を素材として考えてみたい。(1)

与田保故地は山口県柳井市余田である。山陽本線で広島県から山口県に入り長く海ぞいに走ったのち、柳井駅を出ると列車は海岸を離れ、間もなく左右にそれぞれ山裾に拡がる田園をみる。この一帯が東大寺領周防国与田保故地の余田である。南に標高二三〇メートルの赤子山、北に標高三一四メートルの大平山があるが、与田保の水田は両側の山裾の平野部と、さらに大平山北部山あいの谷々に存在した。

何の変哲もない水田地帯といえばそれまでだが、この地をめぐる東大寺の支配文書多数が東大寺に残り、あるいは東大寺より流出した文書群として伝来し、また和簡礼経（「座右抄」〈『改正史籍集覧』所収〉）中にも関係文書があって私たちにさまざまな歴史を語ってくれるのである。従来も藤本（国守）進「与田保地頭に関する考察」（『日本歴史』一三七～一三八、一九五九年）、国守進「弘安八年周防国与田保田検帳」（『赤松俊秀教授退官記念国史論集』、一九七二年）、田村裕「中世前期国衙体制下における在地領主の存在形態―与田保公文の場合―」（『広島大学文学部紀要』三三、一九七四年）をはじめ、いくつかの貴重な先行研究があり、近年では畠山聡「保に関する一考察」（『日本歴史』五三一、一九九二年）がある。

一　与田保故地に残る荘園関係地名

名地名　鎌倉時代の与田保の水田を探る上で貴重な史料は弘安八年（一二八五）検注取帳（『鎌倉遺文』二〇―一五七一四）、正和五年（一三一六）〈公文名〉検注取帳（『同』三四―二五九七三、『大日本古文書』東大寺文書別集一―七九）等である。これらの帳面にはそれぞれの耕地が所属した里（条里）と名の名前が記されている。そのうち現在の小字名に名の名前が残っているものに延常・積善、家の屋号、苗字として残っているものに重永・永光（長光）・守末（森末）、そして福楽（寺院名）等がある。また近世の『玖珂郡誌』は他にも行広・得行という地名があったことを記しているが、これも中世文書中の名と一致する。

きわめて多くあった与田保の名のうち今日の地名に残ったものは必ずしも多いとはいえないが、これらの地名のうち判明するものはいずれも山際にあって高燥の地を占め、その一帯から低地にむけて水田がはじまるという地勢になっており、かつての名主屋敷のあり方を十分しのばせてくれる。

与田保故地には、ほかにも注目すべき地名が多いので、荘園文書に登場する地名、また荘園遺制としての地名を順次みていきたい（地図E―1）。

里　まず、大字坂本からみていこう。検注帳記載の里名はほとんど失われているが、生田里については坂本に生田姓の家が数軒あり、この一帯と推定できる。坂本は大平山山麓にあり、標高二〇～五〇メートルに見事な水田が拡がっている。今日では昭和水路が完成し黒杭人造池より用水を供給しているが、それまでは梅雨を待ち天水によって田植をし、不足分を山の湧き水や溜池で補うような農業が行なわれていた。このような形態は、おそらく中世以来のものだったろう。用水は慢性的に不足し、近世には岩政次郎左衛門（人々は長溝さんと呼ぶ）により三・五キロにわたって柳井川よりの用水長溝がひかれるような土木工事も行なわれたが、長溝がかかるのは隣接する堀までで、一段高所にある坂本はその恩恵に浴さなかった。

免田地名　坂本では「免」のつく地名が注目される。由免、将棋免がそれであるが、解釈はむずかしい。由免は湯免か。湯免は風呂免と同義で、当時風呂（湯）は宗教施設として寺にあり、その維持のため免田がおかれることがあった。あるいは油免であろうか。灯油料のための免田であるが、やはり当時油を使っていたのは寺ぐらいだろう。湯にせよ油にせよ寺に関連するもので、その寺とは、この「由免」地名に隣接する野寺に違いない。

一方「将棋」が免田となる例もまたきかない。「しょうぎ」の語を辞書や各索引類で検索してみても、該当するものをみつけ出すことはできない。ただ東大寺の古文書の中に正義というものをみることはできる。これは公文の仮名（実名とは別につけられた名前。公文という職にともなうもので代々相伝された）であった（『鎌倉遺文』一〇―七〇九二）。将棋免が正しくは正義免で、公文の免田であったとは考えられまいか。[2] 平安末期、養和二年（一一八二）ごろ与田保公文であった湛与という人物は野寺の僧琳慶の弟子であり、野寺院主職補任をめぐる争いに暗躍

したというから（『平安遺文』八―四〇二三）、公文と野寺はきわめて関係深く、坊がいくつも存在した坂本に免田を得ていたとして不思議はない（但し個人の名前が免田地名となる例はあまりきかないことも事実である）。現在は由免には唐田迫の池、将棋免には小路の溜池がかかる。中世の安定田だったのだろう。

坊地名　坂本で野寺に関係すると思われる坊名が地名として残るものは、小字に宝積（しゃく）坊、宝蔵坊、岡の坊、小字以外の通称[3]として松の坊、その他寺院名が残るものに小字で観音寺、通称で西方寺また正蓮寺びら（正蓮寺は別の位置に現存する。正

地図E-1　与田保故地の地形図（右頁）と小字名

蓮寺びらはその旧地）等がある。ほかに坂本には名の遺称森末がある。

次に隣接する院内をみる。院内という地名は野寺境内からきたもので、早く養和二年の文書に登場し、鎌倉期の文書にも「与田保内野寺上下（上野寺、下野寺）、院内」と表現される古い地名である。ここにも野寺の坊に関連する地名が多く、小字として下院、西不動坊、里坊、通称地名として鳥越坊等がある。

次に山陽本線に近い小平尾（びらお）近辺には、条里制的な二の坪、あるいは寺の免田と思われる寺免といった地名がある。

用作　与田保の北西端今出（いまで）には、通称地名とし

て用作がある。小字名ではなく通称地名であることには十分注意していただきたい（第三章註(3)）。

与田保故地には二か所、用作の地名が残っている。一か所がこの今出の用作、一か所が後述する河添の夕作である。

用作、門田には二つのタイプがあって、一つは湧水・谷水利用の安定水田で地味はとびきりよくはないが災害には強い。一章でみた周防国仁保庄（山口市仁保）の用作にこの種のものがいくつかある。今一つは比較的長い距離を流れてくる用水路の流末にあるもので、仁保庄の用作のうち殿井手の末端にある用作、三部三章でみる安芸国三入庄（広島市安佐北区可部町）の木樂井手の末端にある門田が該当し、上田が多い。おそらく在地領主の水田開発とかかわりがあると思われる中世の新田である。

さて余田でもっともよい水田（反当収量の多い水田）はどこかと問えば、今出の下と河添の新池の北という答が返ってくる。後者は用作とは呼ばれていないが、前者は今出の用作に該当する。用作の類型としては谷水田型であるが、今日における地味も極上で在地領主が第一に把握した水田としてふさわしい。

写真E-1　今出の用作は左奥の家の一帯　谷水田である

写真E-2　梶の池から、屋号・重永（右）、延常（左奥）

蓮台寺ほか　次に今出より南に移る。字蓮台寺は和前里に免田を持っていた寺院として弘安帳に名がみえている。また尾林には公文と地頭がその領有をめぐり激しく対立した榎田（『鎌倉遺文』一〇―七〇九二）が小字として残り、また御供田（穀田と書いて「ごくでん」と読んでいる）、職田という地名もある。御供田は弘安帳・和前里にみえる仏供田に対応しようか。榎田、御供田、職田いずれも山際の谷田で、榎田は上田とされている。

土居地名　次に中村には小字土井がある。土井の下、土井のへや（へやとは隠居の意）等の屋号もあり、その一帯を土井の内と呼び、隣接する山を城山といい土井城があったと伝える。

次に中村に隣接する河添にもニシキ土居という屋号の家があり、その所在地の小字を鋳物師屋というが、鋳物師は正安三年（一三〇一）の文書（小物徴符「東大寺文書」一の六の三）に他の名（みょう）とならんで登場している。また近くに梶という小字があるが、鍛冶とすれば一帯は手工業の中心ということになる。この付近には永光、重永、延常と名（みょう）に由来する地名・苗字も多い（重永は明顕寺の山号重永山としても残っている）。

底樋　さて一帯の水利は溜池によっている。鯨池、新池の出水口には上樋（うわび）・底樋（そこび）があるが、おそらく池の拡張に伴い上樋が増設されたものであろう。上樋の権利、底樋の権利は明瞭に区分されており、当然旱害に強い底樋の方が既得権としての強い権利をもつ。このあたりで上田とされるのは小月田、鋳物師屋田等であるが、そこには底樋がかかる。上樋は旱魃時には水がなくなる。この上樋に依拠する水田は、底樋がかかりの部分よりは新開発田であるといえよう。

その上樋は沖の手、つまり山陽本線近くにかかるが、そこはかつてはハリ田（ハル田）と呼ばれる排水施設のない強湿田であり、下田だった。その沖の手に河添の夕作がある。

二　夕作はなぜこの地にあるのか

夕作を「ゆうさく」という人もいるが、古老はみな「ゆうじゃく」と発音している。※先の用作に同じであるが、さて私には今出の用作と異なり、この河添の夕作（ゆうじゃく）の存在理由をどう考えればよいのか、当初はまったく見当がつかなかった。夕作もわりに収穫があるとか、旱魃の年にはよいという意見もあったが、それにしても下田という印象はまぬがれず、領主が第一に把握するのならほかにまだ適地があるように思われたのである。一体、領主はなぜここを直営田として掌握したのか、それを柳井市役所発行二五〇〇分の一図をみながら考えてみた結果、二つの仮説を用意することができた。

※　ヨウ音とユウ音の混同は、基本的にはオ音とウ音の混同からくるもので、用水をゆ水と表記したり、要害をユウガイと発音したり、よう去り、ゆう去りを混同し、沖縄でヨードレ、ユードレを混同するなど事例は多い。リョウとリュウの混同、福岡県で小路をシュウジということも同じ現象である（一六三、二〇九、二八八頁参照）。

第一の仮説　夕作一帯に記された一メートル間隔の等高線をたどってみると地図E—2のようになり、夕作への用水が微地形的には高所を流れていることがわかる。中村・河添一帯には、(A)井戸の池に集水される流れ、(B)鯨池・新池（大新池）に注ぐ谷水、(C)梶の池に注ぐ小流、がある。池より下には条里制にも似た耕地が拡がっているが、この区画された耕地の造成以前、つまり用水路が直線に整備される以前の自然水路を等高線によって復原すれば、もっとも浸食度の大きな(B)の場合、新池より下流で真北よりは西にずれて流れていたと考えられ、また(C)も梶の池に入る以前に現在の水路を離れ、北西に流れていただろう。標高五メートルあたりにおいて(A)と(B)が、四メートルあたりにおいてさらに(C)が合流したはずである。[4]

等高線のあり方から判断して、最初に開発された地域はこの旧自然

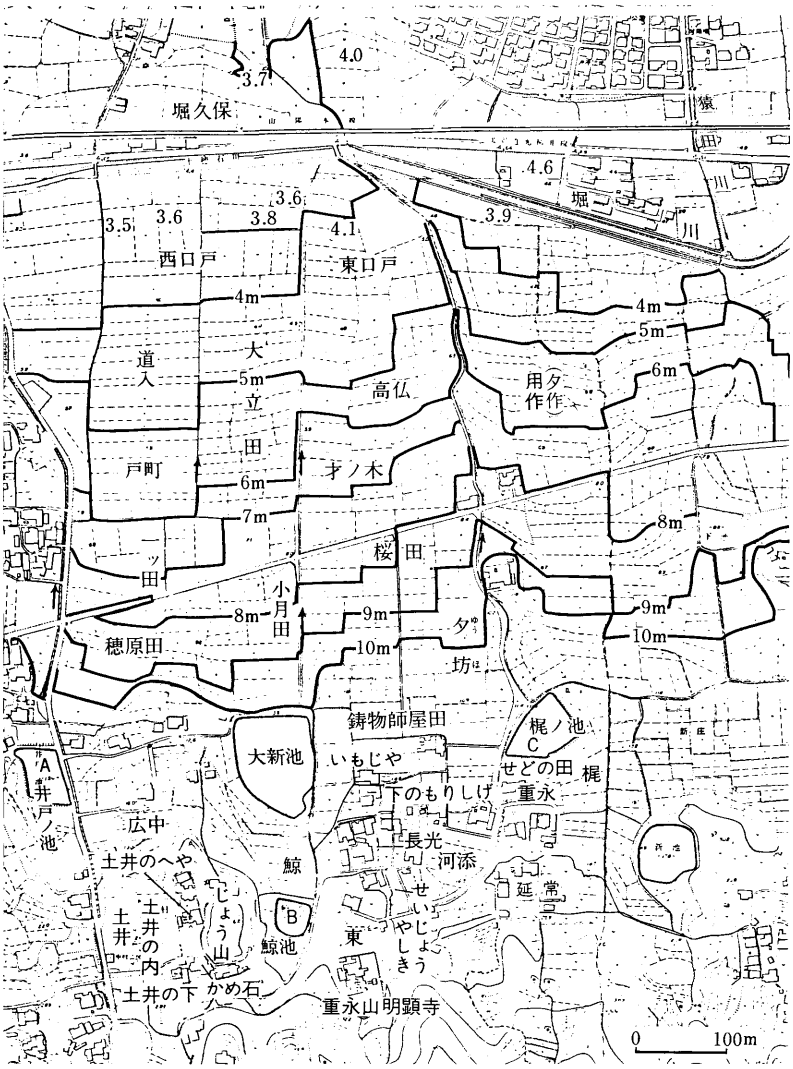

地図E-2　河添用作（夕作）周辺の地形と地名

流の流域と考えられ、逆に当初は存在しなかったはずの水路と梶ノ池に依拠する微高地夕作一帯は、先の地域が開発された段階でも荒野（山林）であり、灌漑設備が整備されたのちに開発された新田といえる。

在地領主による水田開発は与田保関係文書にも登場する。与田保地頭の先祖は保司であったが、平安時代に柳井新領（当初は与田保であったが嘉応年間〈一一六九〉以降蓮花王院領柳井庄新領となったところ。今日の余田の東にある新庄に該当しょう）において開発を行ない、その開発田を保司田と称していた（『鎌倉遺文』九―六三一七）。

用水はある程度高い所を流れなければ田に水を引くことはできないから、梶の池の用水のような現象は用作に限らぬ普遍的な現象なのかもしれない。しかし坂本・院内では、近世に開鑿された長溝よりの引水路以外にはこのような特徴を指摘し得る水路は存在しない。つまり柳井新領同様、与田においても開発領主が水田を開発し、それを自身のもの、つまり用作としていた。すなわち用作イコール新開発田と考えるのが第一の仮説である。

三　滞水地帯の開発―炙川と堀川―

第二の仮説　次にいま一つの仮説が考えられた。山陽本線近く、堀（ほり）川（つ）（土穂石川）に沿った低湿地はかつては水路だったという伝承がある。昭和初期に堀川が改修され耕地整理が行なわれたが、それ以前に

は堀川は曲りくねって滞水し、一帯は排水不能なハリ田（ハル田）だった。

分水嶺はどこか　さて堀川は東方柳井の海へ流れているが、余（与）田西方には別に**炙川**（やいとう）があり、西へ流れて田布施川に入っている。両者の分水嶺といわれているのは余田の西部、平田の北方とされている。但し二五〇〇分の一図でみると、そのあたりにわずかな畠地（四・三メートル）はあるが、そこを除けば一帯はおよそ三メートルほどで、場所によっては二・九メートルという水田も相当広範囲にあり、丸池（いけ）という小字名さえある。

炙川は人工水路　一方、炙川は三～三・八メートルの水田地帯、つまり分水嶺より高い場所を西方に流れている。自然流としては本来一部東に流れて滞水した部分があったはずとみたい。炙川のみがこの一帯の川にしては珍しく水田よりの比高三メートルほどもある堤防をもつのは、炙川の水を与田低湿地帯に入れぬための工事だろう。享和年間（一八〇一～）の叙述になる『玖珂郡誌』には「ヤイトウ川附替ハ、延宝元年（一六七三）也」とあり、近世初期の土木工事と推定される。

堀川は人工水路　さて分水嶺が実は正しい分水嶺ではないことをみたが、堀川の流れを追ってみよう。二・九メートルを水源とする堀川は三・一～三・三メートル前後の水田地帯を東に流れ、やがて左岸四・六メートル、右岸四・一メートルの水田を掘割って流れる。この地点の小字を堀久保また口戸（くちど）といい、夕作（ゆうじゃく）の真下にあたる。ここより余（与）田を離れ新庄に入るが、つづく小字を堀川、兵者（つわもの）、月山（築山の意か）、江頭と呼び、江頭あたりで水田は三メートル、二メートルと下がる。

低所から高所へ流れるこの川はもちろん**人工の川**であり、小字名が語るように口戸より掘割った川なのである。江頭あたりが本来の自然河川の起点だろう。したがって地理的には分水嶺は標高四メートル、与田と新庄の境界付近ということになる。仮にこの堀川がなければ一帯はまさしく伝承どおり沼であり、標高三～三・五メートルの水田はことごとく水没するはずで、湛水は西流する以外にはなかっただろう。

堀川の起源　昭和の排水工事はこの部分、猿田川合流点付近の狭窄部分の拡幅工事を主眼としていたのだが、さてそれではいったい堀川の起源はいつに遡及し得ようか。そこでもう一度『玖珂郡誌』の記述をみる。まず余田村分の記述は次のようになっている。

(A)　一　川。堀川。余田村ハ新庄ヨリ土地ヒキク（マヽ）、沖田水ユタヘ候故、長尾八幡ノ沖、堀川被ニ仰付一候。新庄村ヲ通リ、末ハ柳井古開作ノ堀川也。堀川被ニ仰付一候年月等不分明。新庄ノ内ニテモ、此川ノ破損繕ハ、与田村ヨリ人役差出候。

開鑿時期は不明ということであろう。ところが新庄村分の記述では、

(B)　一　堀川。寛文五年十一月成就也。

とある。この二つの記述はどのように整合的に解釈し得ようか。

堀川の管理にあたったのは、この堀川の恩恵をもっとも受ける余田

村であった（Ⓐの記述）。Ⓐは当事者の発言であり、信憑性は高い。一方Ⓑは堀川所在地の発言であるから、これも信頼性のあるものである。但し堀川は昭和に到るまで、拡幅・改修が行なわれつづけている。寛文五年（一六六五）の成就とは、そうした改修の一つをさしたものではなかろうか。

寛文―延宝期に堀川掘削、炙川付替という大規模な土木工事が行なわれた。これは疑いのない事実である。しかし余田の低湿地開発はこの時はじめて着手されたわけではあるまい。もし寛文に初めて堀川が出現したとすると、この時一気に耕地が出現したことになるが、当事者であるⒶの側の記述にそうしたニュアンスはない。堀川の起源自体は古く、それが長年月かかって次第に拡幅、改修されてきた。寛文―延宝期の工事はそうした一連の工事の中で、最も大規模なものであった。そのように考えることはできまいか。

一方、この堀川が通過する新庄分の地の小字を兵者（つわもの）というが、随分珍しい字名である。この地名の意味を考えるとき、与田保地頭が「武者」という苗字であったことが想起される。兵者と武者に関連があると直ちに断言することはできないかもしれないが、夕作と兵者は近接する。与田保地頭が新庄のこの地にも根拠を有していたことは、柳井新領がもとは与田保の内であったことからも十分考えられる。そしてこのことは堀川開鑿に地頭武者氏がかかわっていたという想像にもつながっていく。

排水路の掘削自身は労働力の供給さえあれば技術的には困難ではあるまい。ただその掘削は一気に可能となったのではない。当初に掘削された細くて浅い排水路を次第に拡幅し深くし、同時に炙川の河道の制禦をはかりつつ与田のハリ田を改良することは、近代にいたるまで一貫

写真E-3　上流からみた炙川（右）の堤防　堤防のない自然状態では左（東）に流れるが、流路の制禦により右（西）に流れている

写真E-4　堀川　奥が上流、手前が下流（新庄側）。左手の水田面をみれば、下流側（手前）の方が高くなっていることがよみとれる

したこの地方の課題だった。

与田保と柳井庄は激しい堺相論（境界争い）を行なっている（『鎌倉遺文』六―四三七〇）。また建長頃（一二四九～）、船門田（船門坪とも）と称される地の帰属を地頭と公文が争ったこともある（『鎌倉遺文』一〇―七〇九二）。山陽道に沿う新庄沖原（兵者の一帯）には船着場があったといわれ、東大寺への年貢米のつみ出し、あるいは遣唐使にかかわる伝説もあるが、堀川が運河の役割をはたしていたとすると、船門田もその近辺だったのだろう。これらの争いは堀川にかかわる土地をめぐる一連の領主らの動きとして、関連づけて理解できるのではあるまいか。

用作の近辺には普通、領主の屋敷が存在した。河添の夕作、そして今出の用作の近辺にも領主屋敷が存在したとすると、それは交通の要衝であり、かつ一帯の開発の鍵となる堀川及び炙川の管理・開発を目的として設置されたとは考えられまいか。これが第二の仮説である。今後も近世文書等も含めての点検作業が残される。

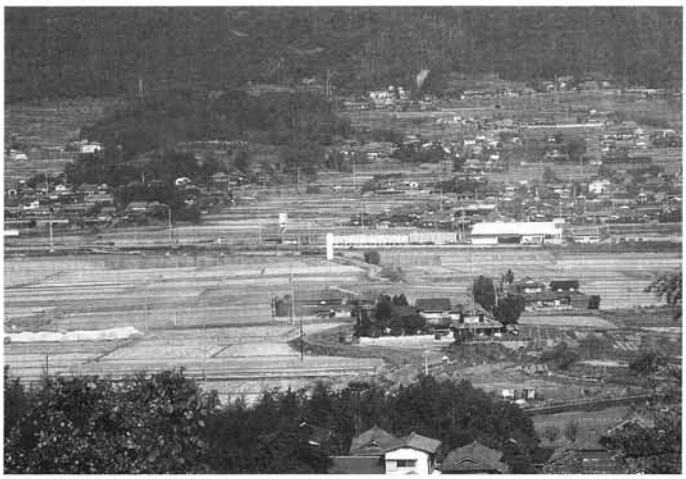

写真E-5　梶の池から夕作にかけての景観　右下梶の池。中央道路の右手が夕作、さらに兵者。奥に堀川が流れるが、上流（左手西方）より下流（右手東方）の方が高いこともこの写真からよみとることができる

写真E-6　迫の池の下方から新庄・大祖、兵者方向をみる

四　条里遺構との関連

与田保条里は地番表示　最後に、この問題に関連して与田保の条里復原にもふれておきたい。弘安検注取帳は条里坪付を採用してはいるが、元来一丁以上にはならないはずの条里の一坪に数丁の田積があったり、三十六坪までいかずに数坪で終わっているものが多いように、実は現実の条里制耕地には基づかない。つまり与田保の条里は原則として一種の地番表示であって、地割をともなってはいなかったと考えられる。

部分的に残る条里地割　但し、与田保

内には一部条里制的な地割があった。すなわち河添の夕作の西方、字大立田、道入の一帯である。一区画の東西を地図上で計測すれば、ほぼ一一〇メートルとなり、条里制の基準を援用していたことがわかるが、坪付の中にも一坪から三十六坪まですべて一丁以下で記述された里が一つだけある。国上里がそれで、この里に関してはある程度現実の条里制地割を考慮して坪付が記されたものと考えたい。そこで国上里の記述法をもとに土地表記としての条里の復原を考えてみよう。

国上里の復原案　さて与田の条里関係地名には先述の堀川沿いに二の坪があるが、かつては沼のような田であったというから、真に条里制施行に伴うものとは考えにくい。他には手がかりとなる地名もなく坪割のならび方は不明であるが、条里制耕地は一の坪の始まる位置によって四通り、縦に進むか横に進むかで二通り、千鳥型か平行型かで二通り、つまり組合わせとしては一六通り考えられるが、国上里三十六の次に南益とあって三十六坪の南があいていたこと[5]、および千鳥型の方が名や垣内（有吉垣内など）の配置が合理的であるという国守氏の説に依拠し、四通りにしぼり、さらに現地の景観に適合する次図の排列と国上里の現地比定を採用してみた（地図E―3）。

地頭垣内は土井（土居）の内に[6]、公文垣内は後世に明顕寺がたてられた位置に、土井の内北方に有吉垣内、重永近辺に御倉屋敷が（一帯は上田である）、また保司佃はとびきりの上田とされる新池近辺に復原された。公文垣内は地頭垣内に隣接するもののほか、北方に四坪分離れて存在することになるが、これが用作の経営主体かもしれない。重永名、延恒名、永光名が図のように復原されるが、名田が名主屋敷の近辺にまとまっていたとすれば今日に残る名関係地名重永、延常、長光の三地名とうまく対応する[7]（地図E―2参照）。

五　地頭支配の展開

さて与田保では鎌倉中期までは公文と地頭が激しく対立、相論をくり返していたが、文永五年（一二六八）、地頭が公文職を兼帯（接取）する形で地頭が勝利し結着がついた（『鎌倉遺文』一三―一〇二六〇）。弘安取帳は、もちろんその後の形態を示しており、公文分と記されるものはすべて地頭分と同じ意味であった。河添の用作は当初は公文分であったかもしれないが、文永以後は地頭のものである。開発の拠点ともいうべきいくつかの公文垣内を吸収し得た地頭の勢力拡大には、めざましいものがあったはずである。国守進氏（前掲論文）は東大寺文書の分析の中で、公文職が地頭に兼帯されるという東大寺にとっての最大の危機に、東大寺側が公文の職務から年貢徴収（権）をはずしたため地頭の目論見は失敗し、それが南北朝期以降の「地頭の没落」につながったとされているが、これは公文職兼帯を過小に評価するものであろう。

南北朝期に入って、確かに地頭武者氏には不利な文書が多く残されている。訴訟に東大寺が勝ったことを示す文書（康永二年三月　日、雑掌定尊言上状）、あるいは与田保が恩賞として曽我氏また池田氏に与えられたことを示す文書（観応元年十二月廿七日足利尊氏下文ほか）である[8]。それのみをみていれば、あたかも地頭武者氏が与田保における

基盤をなくしたかのようにみえる。しかし、南北朝期に発給された恩賞宛行状というものは、その効力においてはあまりあてになるものではなかった。例えば観応元年の尊氏下文に即していえば、それは観応擾乱に際し、尊氏方についたのが曽我氏らであり、直義方についたのが武者氏であったことを示す程度のものであろう。南北朝末期の永和（一三七五）頃にいたっても武者氏は「当知行人」（実際に現地を知行している人間）として大きな発言力を持っている（年欠八月十日大内義弘書状）[9]。それこそ公文職兼帯により開発の拠点をおさえた地頭の底力だったのではないか。現地の景観に痕跡を残す地頭支配の質を、私はそのようなものと考えている。

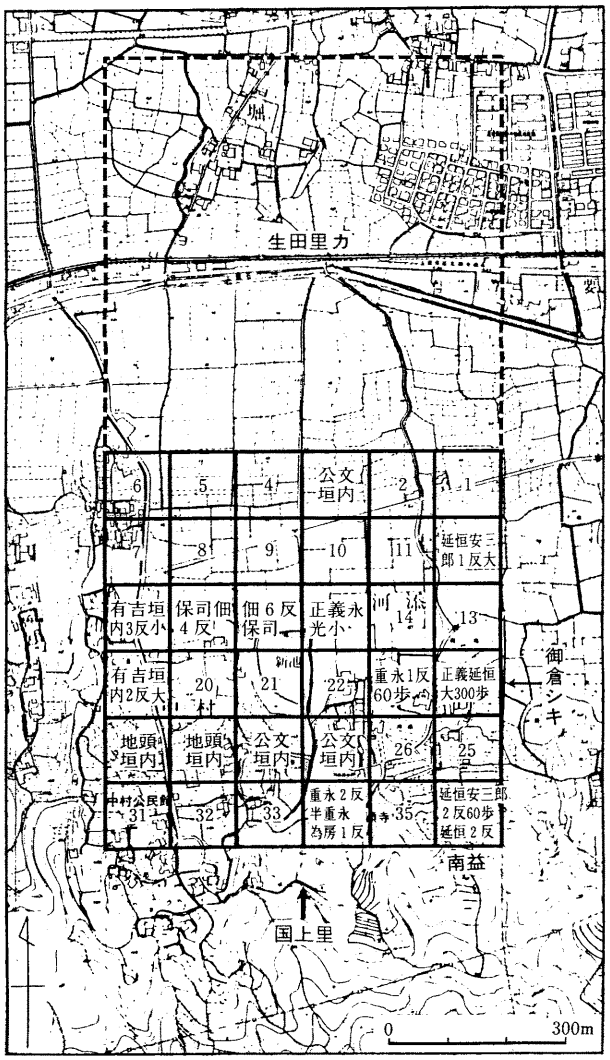

地図E-3　条里耕地復原案（名は地名として残存するものをあげ、他は垣内、佃をあげた）　地図E-2と対照されたい

六　歴史資料としての地名の価値

さて、本章はついに最後まで仮説の呈示に終始した。確かに寡黙な地名史料、たとえば用作が語るところはもどかしいほどに少ない。しかし地名を追究していけば、従来の文献のみに依存する歴史学とはよほど異なった荘園像を提出することができるような予感がする。地名の一つを検討する作業を通じて、今日の美田の景観の中に見落とされがちな過去の民衆の、土と水とのたたかいを今一度、私たちは想起することができたが、地名がすぐれた歴史資料である一面を示しているように思われる。

なお最後になったが現地調査のおり吉永康治氏、山田松一氏、内山太助氏、小野養鶏場のみなさん方から詳しいお話を聞くことができ、特に吉永・山田両氏からはその後も手紙や電話で御教示をいただいた。記して感謝する次第である。

（1）与田保は保と呼ばれるように厳密には国衙領（公領）であった。ただし周防国主が東大寺であった時期に、実質的に東大寺領荘園となったのであろう。東大寺三面僧坊衆供料庄とも

いわれている。

(2) 正義積善、正義福楽などとあるからマサヨシと訓まれるよりは音で訓まれたと思われる。

(3) この小字以外の地名、つまり行政地名以外の地名も地名研究上重要である。坂本には小字のほかに池町、早稲田、じょう畑、蛇川、ひらき、祭道、しゃくしだ渕、一里塚、じんで、岡園等の通称地名があり、たとえば池町は箕越池の前身の池の存在を示し、蛇川は蛇の伝説をもつ湿地を、一里塚が山陽道のそれを示すという具合にそれぞれに歴史的ないわれをもつ。後述する尾林のように昭和初期に耕地整理が行なわれたところでは、こういう通称地名の検出は難航するが、旧耕地の残る河添一帯には、やはり、せいじょう屋敷、砂田、浴、六十歩等、通称地名の検出が可能である（ただし与田全体は未調査）。よく通称地名は適当に勝手につけられた名前だという人がいるが、逆に豊富な地名の中から明治政府が適当に勝手に選んで決めたのが小字（行政地名）であるともいえる。

(4) (B)と(A)、(C)では池の構造が異なり、(B)の鯨池、新池は谷の堰止め型、(C)の梶の池、(A)の井戸の池は堤防による平坦地貯水型（谷全体は堰止めない）である。

(5) 和前里三十五の次に西益があるが、三十三が一丁四反あることからすれば条里地割ではあるまい。

(6) 土井には地蔵（ジゾーまたはジドー）という屋号の家がある。家の入口に地蔵があるためだが、それとは別に土井には地頭（大地主の意）といわれた家があったと語る古老が尾林にいた。しかし現地の中村・土井においては確認できなかった。

(7) 重永・延恒名があったのは他に生田里のみである。生田里の一～四坪には三丁、四丁以上ある坪があり、現実の条里地割によるものではなく、各谷の耕地のまとまりを坪に擬定したものであろう。しかし三十一～三十六は国上里に準じて考えたい。生田里三十一坪以下は国上里の北方に接すると仮定し、滞水域をはさんで一～四坪は坂本から堀にかけての谷とする。その北に杭原里、さらに北方小字積善付近に積善名が集中する段杭里が比定されようか。

(8) 和簡礼経（座右抄）所収文書、また古今消息集九・所収文書（『南北朝遺文』中国四国編二―一九二五、二六）。ほか貞和四年三月晦日土屋定盛打渡状写（『同右』一六二五）。

和簡礼経（座右抄）所収文書には文書として疑わしいものが含まれている。すなわち当時の幕府奉行人と一致しない奉行人が登場する文書、奉書の体裁なのに文言が直状となっている文書、守護が発給した下達文書に普通は記されない国名が記されている文書、職掌を異にするものが発給した文書等である。しかしすべてが疑わしいのではなく、『大日本史料』に収められているような文書は、形式も整い、特に疑点は見出せない文書である（以上今谷明氏の御教示による）。

この観応下文についていえば同日付の尊氏下文が他にも残っており（「正木文書」〈『同右』一九二四〉）、文言もほとんど共通するから真正なものとみたい。なお高木昭作「曽我氏と和簡礼経――書札礼と祐筆――」（『書の日本史』、一九七六年所収）参照のこと。和簡礼経の編者であった曽我氏の家は、南北朝期には時長が周防国美和庄兼行方で東寺雑掌と対立して、東寺百合文書に頻出するほか（『南北朝遺文』中国四国編に多数、美和庄については本書第Ⅰ部第六章一三三頁参照）、与田保南方の宇佐木氏を被官とするなど（「三浦文書」〈大日本古文書、三八六頁〉）、与田保周辺地域での活躍が確認できる。

(9) この書状も和簡礼経所収文書。守護の書状としては「他事期後信候」という文言はやや落ち着かないという指摘もある。

第六章　防長のヨウジャク

はじめに

既に仁保庄、与田保の項で述べてきたように周防には用作地名が多く残っている。『防長土地に刻まれた歴史』（一九八一年）の著者、高橋文雄氏の御教示によれば、防長二国、即ち現在の山口県である周防、長門には三六か所の用作地名があり、またほかに二三か所の佃（ツクダ）地名があるという。これは小字の調査によるものであるが、『防長風土注進案』（天保十二年〈一八四一〉、一九六二年に山口県文書館より公刊）をみていると、今日小字としては残っていないが、用作井手などという井堰名をみることもある（例えば光市・光井村の用作井手）。ほかに先述した余田の通称としてのヨウジャクもあったから、実際には地名としての用作はさらに多く残っていることだろう。

そこで第二章「みそさく考」にならい、ここでも地名用作を逐次たずねて、その立地・特性を探ることとした（調査した二十二か所の一覧は目次および一六〇頁、表F―2）。

なお領主直営田の呼称には地域的なものがあるようで、みてきたように東国には御正（みそさく）作地名が多く、ほかに御手作地名もみる。それに比して山口県から九州にかけては用作地名が多く、山口ではヨージャク（平板に発音し特にアクセントはない）、九州ではユージャク（同上）と発音することが多い。畿内では正作地名（正尺、正雀、庄着などと表記）が多く、佃は全国平均的に分布する。※

このことは古文書上の記述にも対応しているように思われる。というのは中世における「用作」の語は、多く九州地方の古文書に登場しているからである。

※　ザク音がジャク音になることは、朱雀（すざく、すじゃく）、短冊（たんざく、たんじゃく）など多い。

一　周防のヨウジャク

1　山口県防府市西佐波令・中河原の用着

西佐波令の用着は防府松崎天満宮の西方にあたり、護国寺の南に接している。護国寺には貞永元年（一二三二）紀年銘をもつ笠塔婆があるが、この笠塔婆自体は同じ西佐波令のうち中河原の東方、迫戸の水田中より出土したものという。(1)

乙井手のうちでも一本樋は最強の井堰　この用着にかかる用水は、一本樋と呼ばれる用水で、佐波川本流から取水する乙井手のうちの一支流であった。乙井手のある佐波川は当地方随一の大河であり、かつては毎春田植前に受益農民によって杭、土のうを利用して堰きとめられ、洪水の都度築き直されたものである。春に堰いたまま放置しておいても秋まで水がくる、ということはなく、常に補修が必要であった。

乙井手のすぐ下流には青井手、仁井令井手と呼ばれる用水があった（現在は三つが併合されて統合井堰となっている）。この三堰はきわめて近接していたが、水利権のあり方には大きな差異があった。最上流の乙井手は「ぬり堰」である。一般に用水井堰には下流に漏水を配水するため、土での塗りこめを禁じられているものが多いが、乙井手はそうした下流への配慮は、しなくても良かったということになる。即ち乙井手は「ふなとおせ」（船通行部分）を除き、完全に塗りこめ、堰きき る権利をもっていた。さらにいよいよの旱魃の時は「ふなとおせ」もふさぐことができたのである。一方三〇〇メートル下流の青井手は「空井手」といわれた。旱魃時には上流からの流水をたたれて、青井手は乙井手より下流にしみ出てくる、そこそこの伏流を利用する以外になかったわけである。塗堰、空井手の呼称は両者の極端な水利権の差異を象徴的に表現するものといえよう。

乙井手本線は周防国衙（国衙村）周辺の水田にまで及ぶ大用水であるが、その各分水の中でも一本樋は独特の水利形態をとる。即ち一本樋は乙井手堰よりの用水本線とは別に、堰より下流の河原の中に独自の用水路をもっている。そして青井手の水路の上を越えて、その下方の平地を灌漑するのである。一本樋は最初は自然の川に近い状態で流れる。取水口には各水路に分けるための石垣による水はかりがあったが、最も低い位置を流れる用水だから、一本樋の水は最も安定していた。一本樋が涸渇することがあれば、すでにそれ以前には周辺の用水が涸れているはずといわれる程、強い用水だったのである（地図F—1—A・B参照）。

『防長風土注進案』（天保十三年〈一八四二〉）に付された地図をみると、近世の乙井手も統合以前の状態とほぼ同様の形態であったことがわかる。つまり乙井手からは二方に水路が出るが、一方は御立藪（堤防であろう）に沿って流れて、青井手水路の上を越え、さらに下流域を灌漑している。(2) これが一本樋に該当しよう。

佐波川左岸は上流から順に乙井手の灌漑域、青井手の灌漑域、仁井令井手の灌漑域となっているのだが、不思議なことにこの乙井手から取水する一本樋の灌漑域は、青井手と仁井令井手の中間の区域を灌漑

する。つまり一本樋の灌漑域は、本来ならば青井手の下流に井堰を設けるべきところを、一つ井手をとびこした上流から引水しているのである。

このような状態になったのは、おそらく一本樋の灌漑域が高燥地であり、普通の取水では水のかかりが悪くなるということがあったのであろう。しかしそれにしてもその配慮が水利権の明瞭な強化につながることを、周辺の村々や農民が黙認していたということには、何らかの歴史的理由があったのではなかろうか。

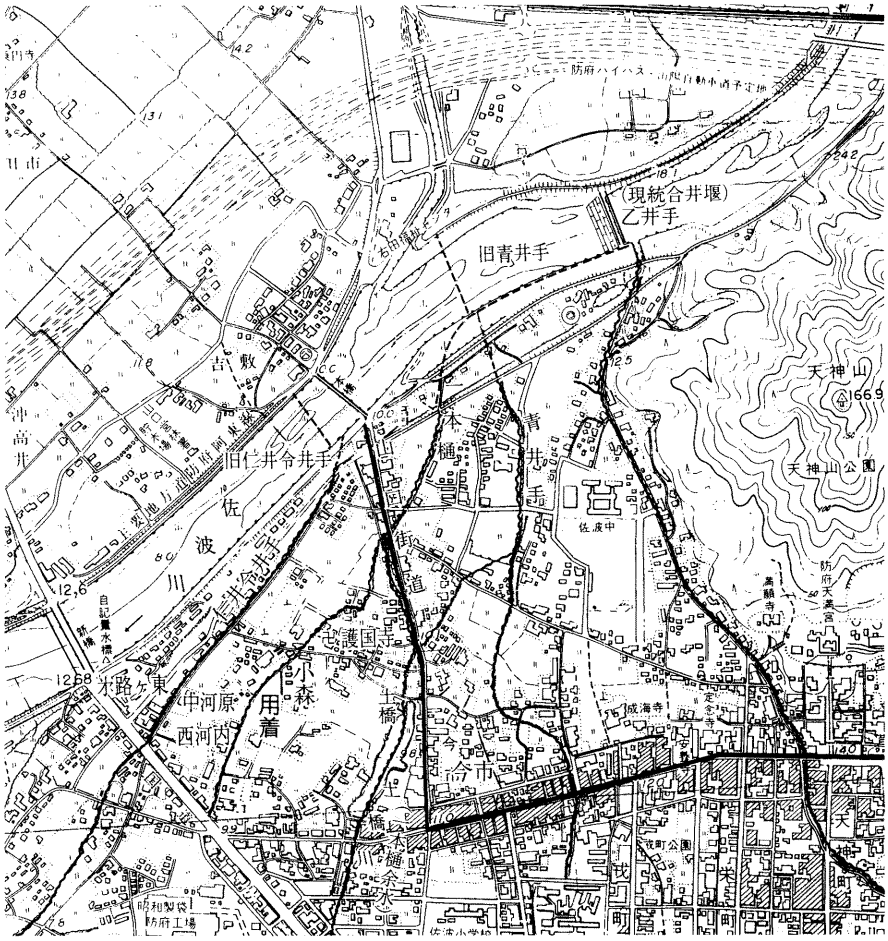

地図 F-1-A　西佐波令の用着

乙井手とは弟井手の意である。乙姫・乙御前が末娘の意であるように、乙井手（音井手と表記される場合もある）といえば最末流の井手を指す。乙井手は元来は佐波川最下流の井手だったのであり、それより下流に設けられた青井手、仁井令井手はいずれも新井手のはずなのである。こうしたのちの新井手が開設されるよりも以前に、一本樋灌漑域は佐波川からの取水権限を有していたように思われる。つまり古井手である。乙井手が塗堰といわれ、下流の青井手が空井手といわれたような大きな水利権の差があったのは、こうした歴史的な背景によるのであろう。

用着は最良田　さて用着は一本樋のかかりになる中河原の小字である。乾田であり、「このあたりで一番良い」といわれた一等田で、戦前の反当収量は八俵、この頃（最近）は十俵、畝でき（一畝で一俵とれる上田）である。

用着は床土の下は砂であったが、西に隣接する西河内、才路ヶ原（才路が東ともいう）、六十歩等は床土の下はガラガラ石（砂利・川原石）で、用着に較べると一

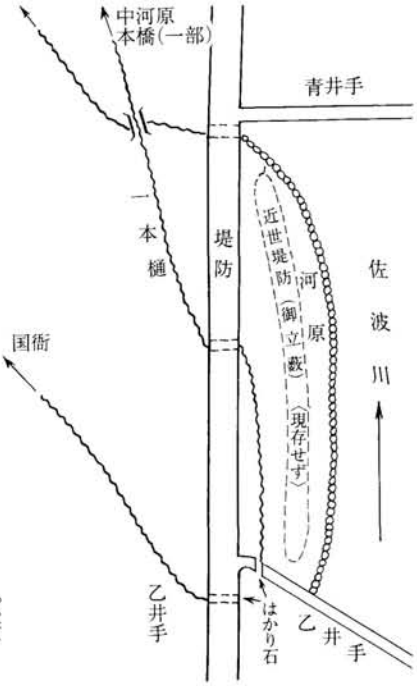

地図F-1-B　乙井手と一本樋

俵は落ちるといわれていた。一方用着の東に接する字土橋（つちはし）は、土橋川（青井手として利用されている）に沿っており、雨の時にはよく水がつかる場所であった。

一帯は佐波川本流が形成する自然堤防や、氾濫時の乱流（土橋川など）が形成する自然堤防等があって、複雑な地形となっていたのであろう。

地名重藤・力桝は国衙在庁名　先述したように乙井手本線流末は国衙（周防国衙故地の地名）にいたるが、そこには字重藤、字力桝、字公文名等の地名が残っている。「阿弥陀寺文書」によれば重藤の名は早く正治二年（一二〇〇）十一月　日の重源置文に「重遠」としてみえ、中世後期にも「国衙領重任并阿弥陀寺領」「重任公文名」として頻出し、「得富家文書」によっても「周防国々衙重任者、殊国司土居敷并家司也」（建武三年六月九日院宣）、また「国衙重任保司職」などとみえている。国衙における最重要の名が重任（重遠、重藤）であった。

写真F-1　西佐波令・中河原の用着周辺

なお重藤の字名は周防管内、特に国衙領の故地には多く残っている。つまり後述する5平井（平井保）のほか、防府市下右田（右田保故地）、山口市朝田（浅田保故地）などに、である。

また字力桝は字国衙に隣接しているが、暦応二年（一三三九）に国衙・地頭間で中分された国衙領の名「力益」の遺称である（同年四月十八日・「周防国分寺文書」）。

乙井手は国衙直営用水といえる。そして一本樋はこの乙井手の一部であり、かつ乙井手各支線の中でも最も安定した水路であった。周知のように西佐波令も国衙領であり、国衙や他の仁井令等に同じく鎌倉期以降は東大寺領となっていく。用着は国衙在庁勢力が開発し、維持してきた佐波川流域の国衙領水田の中でも最も地味豊かな田として、国衙方の在地領主によって設定されたのであろう。

佐波令地頭は大内介　なお周防国の郷保が書き上げられている永仁

二年（一二九四）十月十日の「尊勝院文書」（『鎌倉遺文』二四―一八六七三）によれば、佐波令地頭は大内村（吉敷郡）、鷺頭（都濃郡）を兼帯していることがわかる。即ちこの文書には北条実政施行状の宛先として四一の郷保名が記されている（うたれた合点の数も四一である）。しかし実際に発給された施行状は「已上三十三通」であった。三十三という数字は地頭殿または地頭代官と記された地頭の員数に一致するのである。だから、

大内村佐波令鷺頭地頭殿

と記された場合、地頭は一人で三つの郷保地頭を兼ねていたことがわかるのである。

鷺頭といえば南北朝内乱初期に周防国守護となった大内長弘（鷺頭長弘）が著名である。鷺頭は大内氏の有力家の苗字の地であった。大内村は勿論大内氏の本貫地である。してみれば大内村と鷺頭、そして国衙の地、佐波令の三つの地頭を兼帯した人物は、国衙在庁の筆頭、大内介そのものということになる。

なお用着の所在地である中河原に関しては、暦応二年（一三三九）、国衙と地頭が「佐波令北方五分二惣領方知行分中河原畠」を中分した際の坪付状がある（前掲）。中河原は大内氏惣領方の知行分だったことになるが、大内一族にとってもこの地の用作は重要であった。

聞取調査

中河原…小山超明氏（明治四十四年生）より

（1）内田伸『山口県の金石文』（一九九〇年）。

（2）但し『注進案』に先行する『防長地下上申』絵図（享保年間〈一七一六〜〉、山口県立文書館所蔵）をみると、乙井手と青井手が接しているような書き方がされている。

2　山口県防府市大崎・漆の用尺

東大寺領大前庄　周防国一宮である玉祖神社の所在地、防府市右田の大崎村に用尺がある。この大崎村は「東大寺文書」にしばしば登場する大前庄(1)、あるいは大前新庄の中心地であったと考えられている。用尺の一帯には西に隣接して末延、貞清といった中世の名地名があり、また東に隣接して築地という館地名がある。

用尺は大番堤がかり　一帯の水がかりには井手がかりと池がかりがある。用尺にかかっているのは後者の池であり、今日では大判堤と玉泉堤の二つの池がある。但し玉泉堤は昭和十二年（一九三七）頃造成された新池である。『防長風土注進案』には大番堤（絵図の方には大判堤）水面町数一丁二反、同上堤五畝のみが記されている。

大判堤を用水として利用する村は、①玉祖神社のある居合、②その北東、江長、③その南、用尺のある漆の三つで、上流、弘法山の下に「はかり石」があって、各村の田数に応じて水が配分されるようになっている。

『注進案』には「天気相続候年は、旱損強く……」と記されている。堤がかりの用水は不足がちで、玉泉堤築堤以前には、旱魃時に「ぶみず」（分水）が行なわれた。即ち五反の田に対し、一割の五畝分しか用

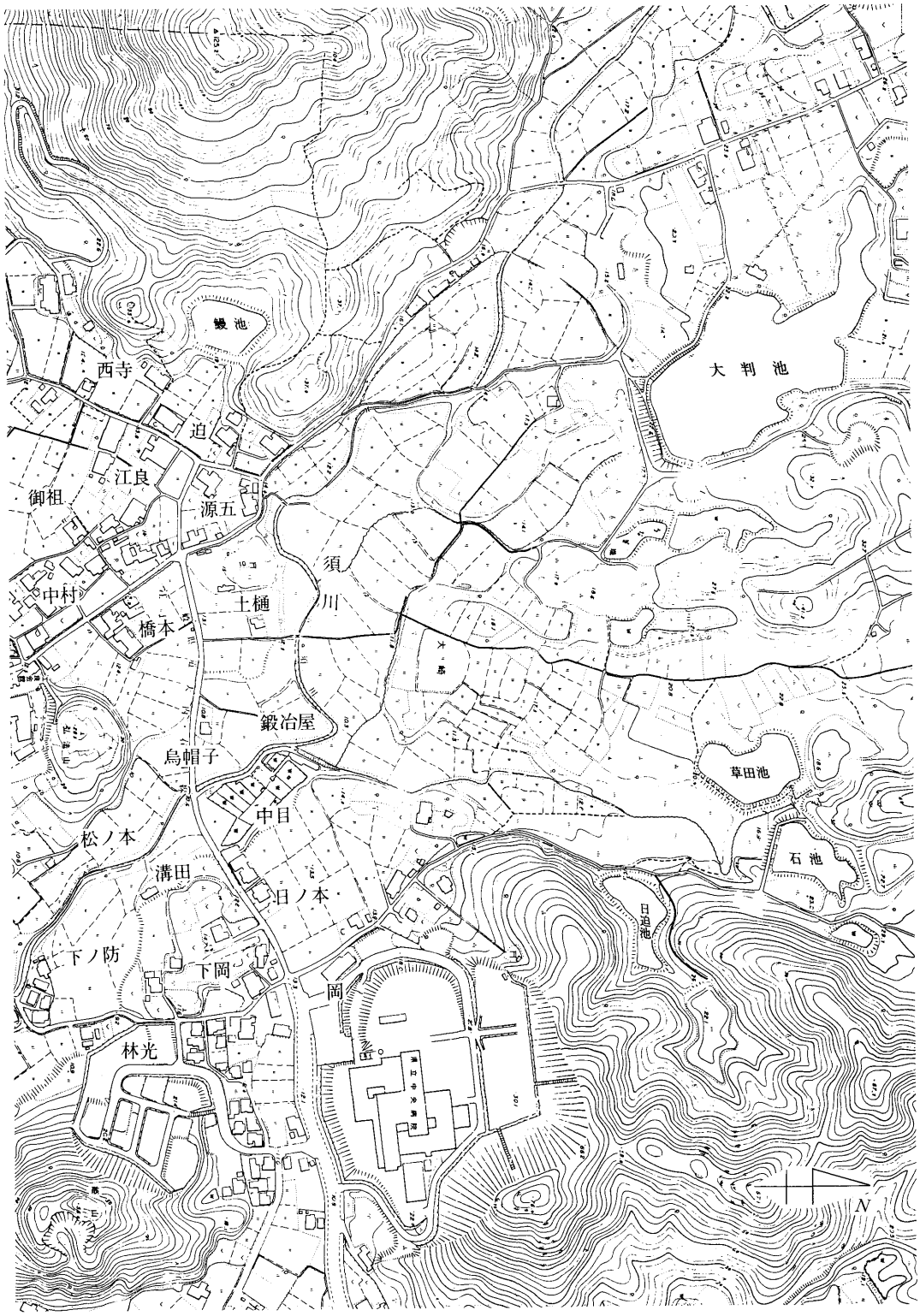
鰻池
西寺
迫
江良
御祖
源五
須
川
中村
土樋
橋本
鍛冶屋
烏帽子
中目
松ノ本
溝田
日ノ本
下ノ防
下岡
岡
林光
大判池
草田池
石池
日迫池
N

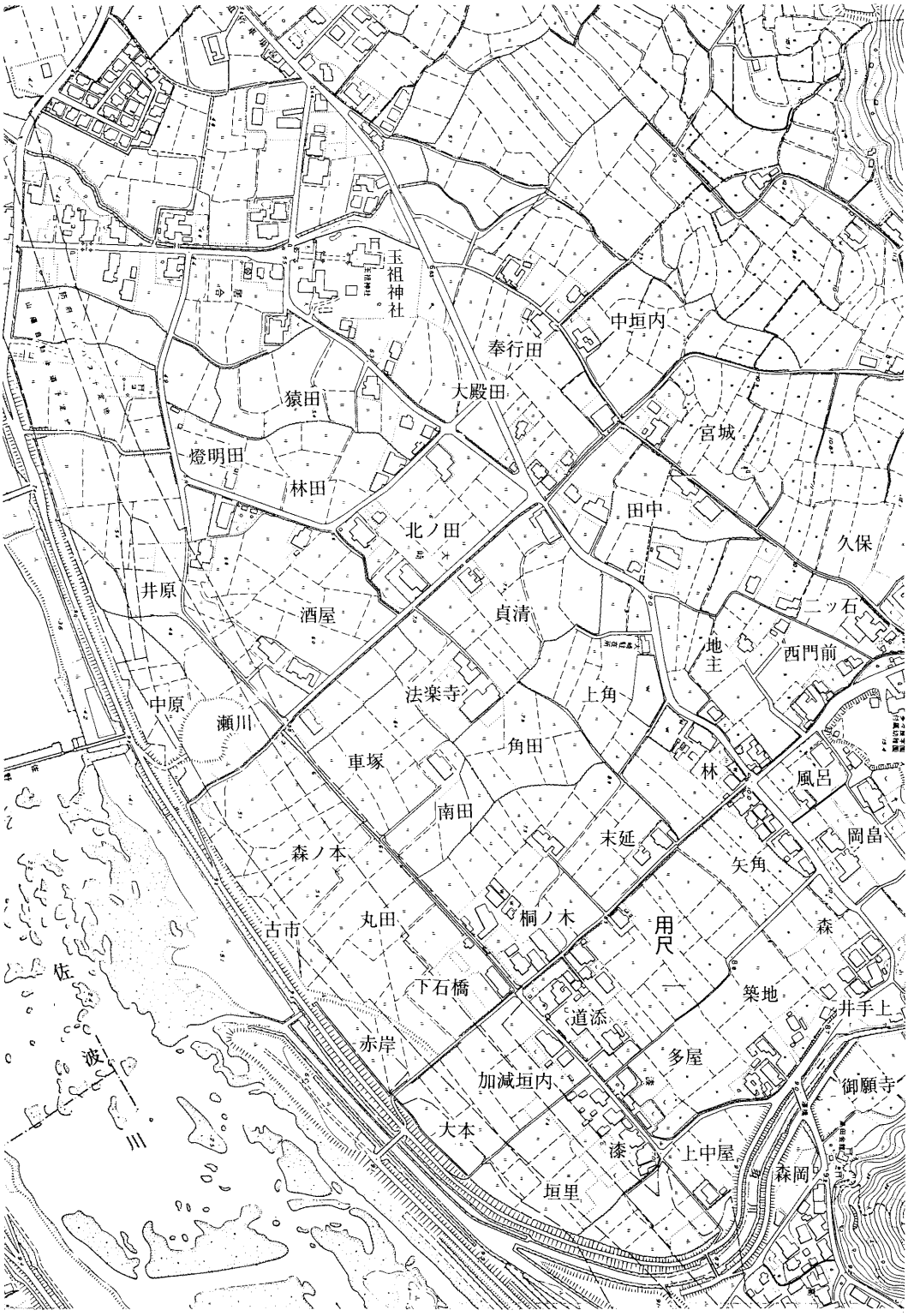
玉祖神社
中垣内
奉行田
大殿田
猿田
宮城
燈明田
林田
田中
北ノ田
久保
井原
酒屋
貞清
二ッ石
地主
西門前
法楽寺
上角
中原
瀬川
角田
車塚
林
風呂
南田
末延
岡畠
森ノ本
矢角
桐ノ木
用尺
森
古市
丸田
下石橋
築地
井手上
道添
赤岸
多屋
加減垣内
御願寺
大本
漆
上中屋
森岡
垣里
佐
波
川

地図F-2　大崎の用尺

水をひかないという部分的配水、いいかえれば犠牲田の設定である。

玉祖神社文書中の中世地名　「玉祖神社文書」（周防一宮文書）中に天正十七年（一五八九）六月前後に毛利氏により発給された多数の打渡坪付がある。そこにみえる地名のうち、今日字名として伝わっているものは、

神楽田、りんこう（林光）、カケンカイチ（加減垣内）、ウルシ、うるし垣内（漆）、馬場、はま田、はやし田（林）、灯明田、津田、小護寺（正権寺）、ほう楽寺（法楽寺）、なかれ田（流田）、おか畠

など多数ある。

これらは大番堤からの水路より上方にある正権寺などを除けば、いずれも大番堤がかりである。中世後期には今日の水田景観に類似した景観が拡がっていたものであろう。

なお全ての耕地が大番堤がかりであったわけではなく、下部の漆、加減垣内は同じ漆の村の内ではあったが、用尺とは異なり、須川下流の井手（地名「井手の上」はこの井手を指す）から、須川の地水（池の水以外の自然の水）を引水した。この井手がかりと大番堤がかりの田を比較してみると、堤がかりが二毛作田で、水さえかかれば概ね良好な水田であったのに対し、井手がかりは牛が入らない一毛作田である上に、佐波川の洪水による流失がしばしばあって、決して良好な水田とはいえなかったという。

井手がかりは佐波川自然堤防後背湿地であったと思われるが、湿田であるが故に、大番堤がかりに参入する必要はなかったのであろう。

用尺は池がかり末端の新田　中世以前、一帯の水田は須川がかりによっていたが、佐波川後背の湿田を除いては、絶対的な水量が不足したため、水田面積は少なかった。大番堤などが築造されて、次第に耕地が拡大されていったが、用作（用尺）はその最先端の新田に設定されたのではあるまいか。仁保庄殿井手末端の用作に似るといえようが、してみると大番堤も領主主導で築造されたものということになる。

聞取調査

町田義昌氏より

（1）東大寺文書中の大前庄関連史料については、百田昌夫「東大寺文書における防長関係史料」（『山口県文書館研究紀要』一二、一九八五年）。史料上は大前保、大前村、大前公文名などとみえる。

3　山口県佐波郡徳地町鯖河内・安養地の用作

周防杣・得地保　徳地町は文治二年（一一八六）、東大寺再建の用材を搬出した周防杣・得地保の故地である。一帯には佐波川関水、野谷の石風呂、岸見の石風呂など東大寺再建にあたった重源上人に関する史跡・伝承がすこぶる多く、しかもそれらは多く今日の民衆生活の中にとけこんでいる。

安養寺は重源の布教基地　さて用作地名は鯖河内（さばごおち）の安養地（あんようじ）に所在する。ここにはかつて安養寺という寺があった。即ち今日の法光寺である。法光寺には応永元年（一三九四）甲戌六月[1]の奥書をもつ安養寺縁起があり、『防長風土注進案』にも掲載されているが、その記述によれ

ば、本寺は重源上人の開山、本尊大日如来は重源が宋より招来したものであり、阿弥陀堂には大仏阿弥陀如来ほかの諸像、そして重源上人の木像が置かれたとされている。これらのうち、阿弥陀堂は移転縮少されたが同地に現存、阿弥陀如来ほかの諸像も現存している。また現在妙寿院に所蔵される「三重宝塔版木」は『注進案』では安養寺にあったとされるもので、実際、裏に「安養寺」と刻印がある。『徳地町史』（国守進氏執筆、一九七五年）はこの版木は重源が普及活動に用いたものとする。さらにこれらの諸点を総合して、得地保に重源が建立した四か寺――安養寺、極楽寺、西方寺、浄土寺――のうち、安養寺は上得地の活動基地そのものであったと結論する。

近年行なわれた東大寺南大門仁王像の解体修理においても、その使用木材の材質が法光寺（安養寺）阿弥陀如来像の材質に酷似することが、年輪年代学の分析結果から指摘されており、この寺が周防杣における拠点であったことは、より明確になったといえる。そして用作は安養寺の前にある田だった。

安養地の集落には重源伝承が多い。字長野には「しゅんじょう坊の池」という湧水があり、上人忌（重源命日、六月五日）には米のとぎ汁が出るといわれ、実際にそれが出るのを見た人もいる。字巧河内にある千人塚と呼ばれる五輪塔は、材木取成就の際、千人の犠牲者を供養した所という。重源伝承が今日身近に残る村、それが安養地（安養寺）なのである。(2)

用作は串川にかかる上の井手（用作井手）がかり　さて安養地の水田は、佐波川支流、島地川の源流串川に沿った迫田（谷水田）である。

串川本流、字杉名田（すぎなだ）にある上（かみ）の井手が用作ほか、下の坊、巧河内、上の坊、杉名田の各水田にかかり、ほかに、せとの井手が字瀬戸の水田に、上杉井手（別称影平井手）が字影平（かげひら）の水田に、その南の谷、上角川にかかる臼口井手が字小野の水田に、稗（へい）田井手が字稗田、おののき、わいの本の各水田に、下流の永（長）野井手が字永（長）野の水田に、そして一部しゅんじょう坊の池の出水が永野の水田にかかっている。即ち小河川に設けられた小規模な井堰によって、安養地一帯は灌漑されていたのである。

なお『風土注進案』に書き上げられた井堰と比較した場合、名称が一致する井手は長野井手、かけ平井手の二つであるが、『注進案』に用作井手とあるものが上の井手、とちの木井手とあるものが稗田井手に該当するはずである。

用作は一等田　さて一帯の水田の地味をみるならば、用作・巧河内が良田で、他と比較した場合、その差は「一俵もり」、極端な時は「二俵もり」もあったという。即ちほかが四～五俵の時でも六俵はできたとのことである。

安養地の用作は小規模な井堰による迫田ではあったが、耕土が深いうえに日当たりも良いという、一帯では最良の田が選ばれていたのである。この用作を支配した領主については、重源上人の活動を最大限に援助した在地領主、彼はおそらく得地保司であろうが、その系譜をひく人物であったと思われる。

聞取調査

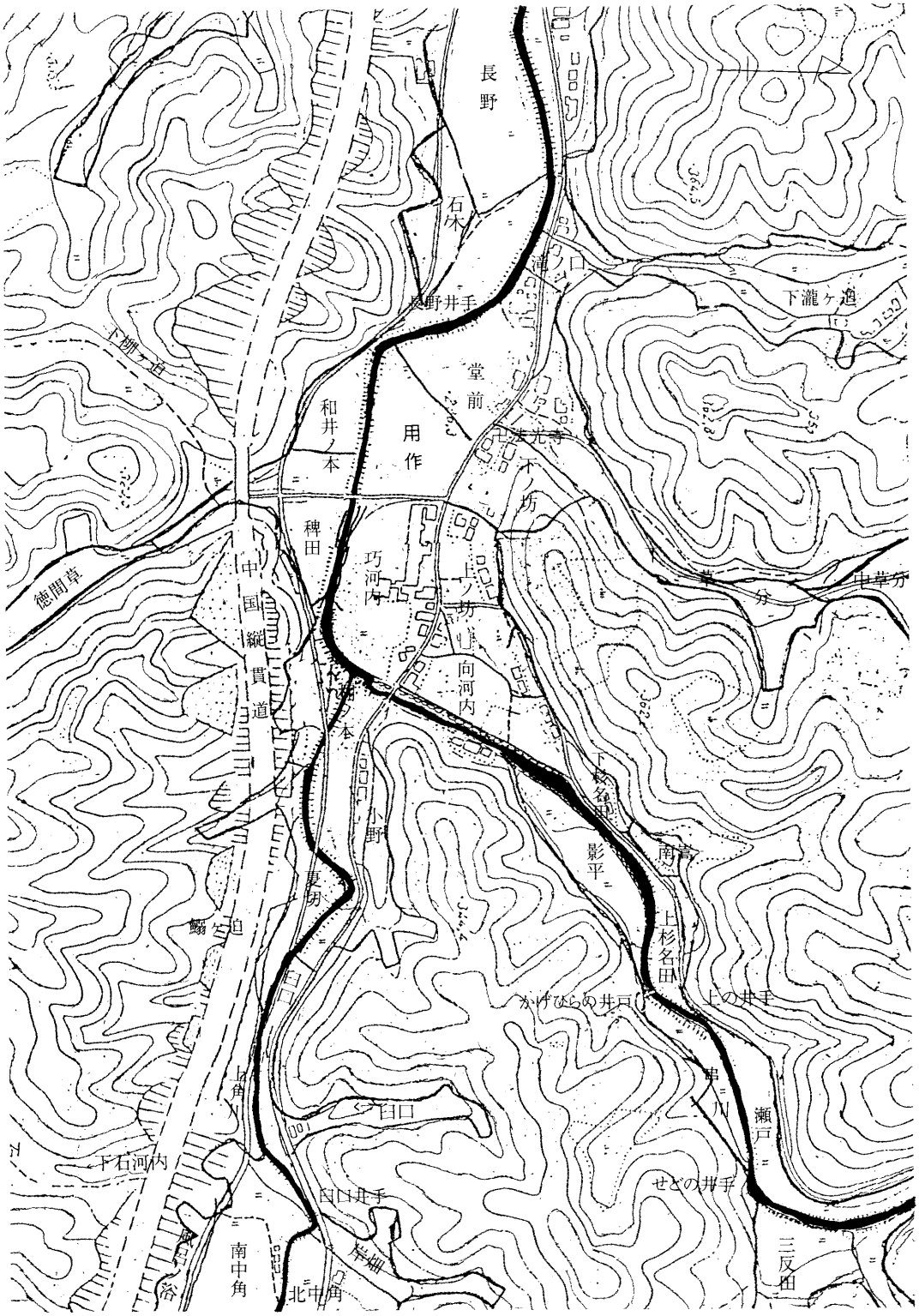
長野
石木
長野井手
下瀧ヶ迫
下柳ヶ迫
堂前
和井ノ本
用作
法光寺
下ノ坊
稗田
巧河内
上ノ坊
中国縦貫道
徳間草
草分
中草分
向河内
小野
下杉名田
影平
南
上杉名田
夏切
鰯ヶ迫
かげひらの井戸
上の井手
上角川
臼口
串川
瀬戸
下石河内
臼口井手
せどの井手
南中角
岸畑
北中角
三反田

地図F-3　安養地の用作

藤本馨氏（明治四十二年生）より

（1）応永改元は七月五日であるから、この年号は未来年号ということになる。縁起が後の作成にかかることを示していよう。

（2）ほかに御馬という田は、東大寺用材を出す時、手ご（手伝い）に行ったから草が生えない（雑草をとる手間が要らない）という伝承や、僧取淵に埋まっている用材の穴に縄をかけて引いたり、まわりで火を焚いて雨乞をする等の行事があった。その他にも重源伝承は多いが、『徳地の俊乗坊重源』（一九八六年）を参照されたい。

4　山口県山口市小鯖・毛割の幼若

小鯖庄の沿革　小鯖は中世小鯖庄の故地であり、正応元年（一二八八）十一月廿一日にその「半分預所職」が鎌倉将軍家より鶴岡八幡宮に寄進されている（「鶴岡八幡宮文書」）。関東御料だったということになろう。観応三年（一三五二）仁平寺本堂供養日記（「興隆寺文書」）には小鯖彦次郎入道の名が、また貞治四年（一三六五）松崎天満宮再建棟札には小鯖中左近、小鯖西郷亮三郎の名がみえる。小鯖を苗字とする在地領主がいたことや、小鯖庄が東郷・西郷に分割されていたらしいことがわかる。

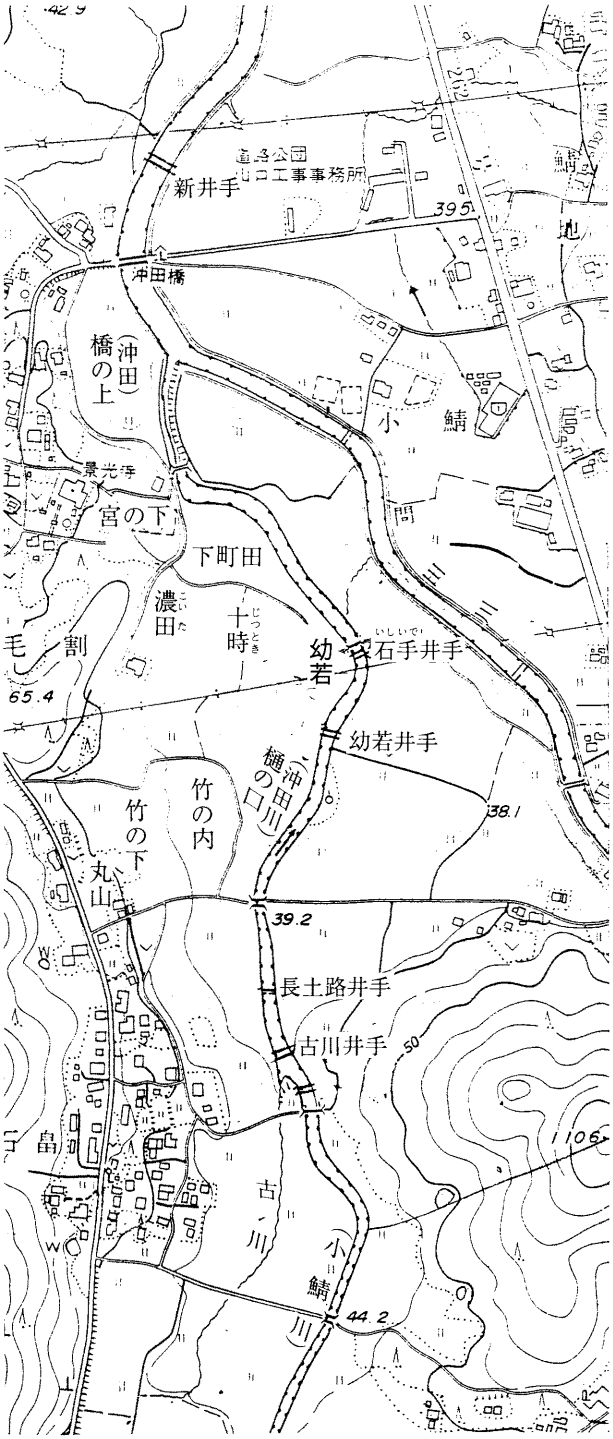

地図F-4　小鯖の幼若

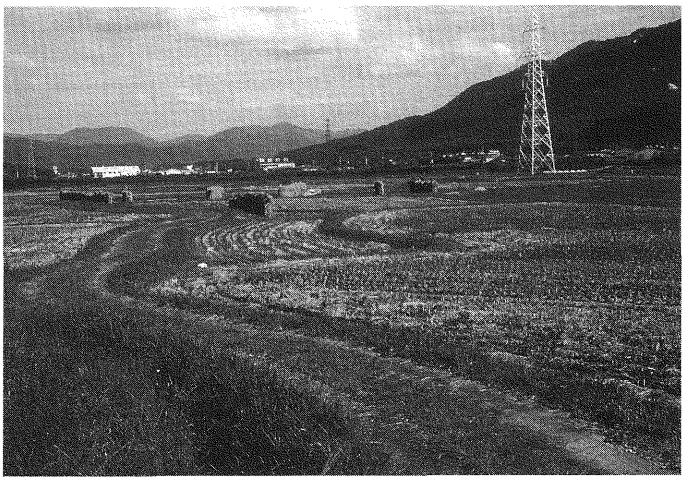

写真 F-2　小鯖毛割の幼若　遠くに小鯖川の堤防がみえる

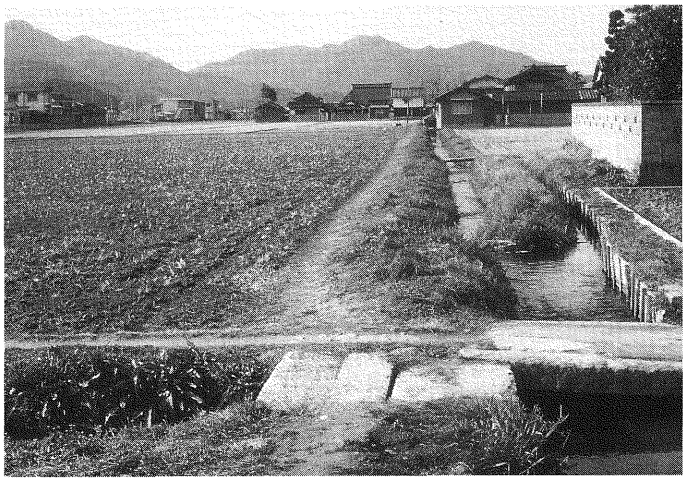

写真 F-3　平井の用作

ほかに上小鯖の桜には貞治六年（一三六七）の紀年銘をもつ板碑があり、下小鯖泰雲寺（旧闢雲寺）旧鐘には明応竜集戊午（七年、一四九八）の紀年がある等、中世文化財は多い。

幼若は小鯖川からの幼若井手がかり　地名幼若は下小鯖の小鯖川左岸にある毛割に残っている。毛割には堤がかり（池水がかり）の分と井手がかりの分があり、幼若は井手がかりで小鯖川の幼若井手の水がかかった。

小鯖川は椹野（ふしの）川の支流であるが、この一帯の小鯖川には小さな井堰がいくつもかけられている。『防長風土注進案』には国木井手、長とろ井手、用積井手、石井手、尻江田井手、一の井手と列記されるが、現在の用水堰も上流より古川井手、長土路井手、幼若井手、いしいで、新井手となっており、ほぼ対応すると思われる。近代、河川改修によって統合される以前は近世井堰のとおりだったのである（現在は幼若井手と石手（いしいで）〈石井手〉は統合され、新井手はポンプアップとなった）。河川改修以前の井手は杭をたて、竹でしがらを作り、わらをかけて水を堰くというもので、洪水の都度堰き直す原始的なものである。

幼若井手の灌漑域は字幼若の範囲のみであり、灌漑面積は二丁程であった。

幼若は一等田　この地の幼若も一等田である。小田うた子さんが謙遜しながらいうには、

私が作っても七、八俵、上手な人が作れば十俵。餅米なら私が作っても畝でき（一畝で一俵、反当十俵）になる。

とのこと。また藤本金土氏の説明では、小鯖には出水（でみ）がかり（出水を堤に溜めた。池がかり）と、井手がかりがあるが、両者を較べると、井手がかりが良く、反当二俵程も差異がある。また井手がかりでも砂地である小鯖川右岸よりも、粘土質の加わる左岸（幼若側）が良かったというのである。

字幼若の西になると深田と呼ばれる水田になる。周辺より一段低くなっており、排水溝も設けられている。小鯖川の土手（堤防）が低かった頃は洪水時にはこの深田を水が流れたという。幼若はこうした地をさけた場所に設定された優良田だったのである。

幼若に近接して竹の内地名もあるが、あるいは館があり、幼若はその前田であったのか。

江良堤との関係　寛政八年（一七九六）小鯖川上流に江良堤が築造（起工）された（『小鯖村誌』）。この江良堤に対し毛割は受益区域（今日の池がかかり、出水がかり）に加わらなかった。毛割は別の支流と江良堤の余水を利用したのである。近代には幼若井手も石井手も水は不足しがちで、特に幼若井手に近接した下流石井手は旱魃時には水車で揚水した。但し小鯖川は多く岩盤の上を流れるが、幼若近辺には伏流水が湧き出るところがあったという。中世には幼若（用作）への水は豊富だったのであり、そのため江良池がかりには加わる必要がなかったのである。

5　山口県山口市平川・平井の用作

平井保の沿革　平井は平井保の故地である。その名は周防国衙領を列挙する史料、例えば永仁二年（一二九四）の「尊勝寺文書」（前掲）や正平十五年（一三六〇）の「東大寺文書」（大前船塔婆丸差荷支配状・『南北朝遺文』中国四国編三―三〇九三）にみえるほか、文永頃（一二六四―七五）の公文職相論文書が「早稲田大学所蔵文書」（『鎌倉遺文』一七―一二九八〇）中にあり、また応永三十二年（一四二五）の旧大恩寺鐘銘（坪井良平『日本古鐘銘集成』）に「防州吉敷郡平井保・姫山大恩禅寺」とみえる。

用作は高井がかり　さてこの地の用作は椹野川左岸の平坦地にあって、ちょうど現在山口大学正門の前の位置になっている。用水は高井のかかりである。高井は仁保川が小鯖川が合流したのち、椹野川本流にそそぐまでの間の部分から引水する（『防長風土注進案』は平井川筋・高井井手と記している。平井川とは椹野川本流を指し、氷上川〈現仁保川〉と鰐石川〈現椹野川上流〉の合流点より下流をいうようである。しかし高井手の取水点は正確には氷上川のうちである）。

高井は平井全体の用水だが、取水点が仁保川（氷上川）、小鯖川の両川合流点より下にあり、また姫山東麓の淵には、水が噴き出す箇所があって、水は強かった。水がいよいよなくなれば時水も行なったが、まわりが旱魃になっても、高井がかりで稲ができないということはなかった。

高井手は昭和四十七年（一九七二）の水害後に改修されるまでは、河川の中に基礎の長石を敷き、そこに石の柱をたて、板で堰く井堰であったという。

用作は一等田　平井一帯の耕土は椹野川べりが砂質、山際は粘土、吉田（山口大学一帯）まで行くと粘質で作りにくく、耕土も浅かった。

昔の一等田は丁田、用作、台、土井、樋の本。用作は少し粘土が入るから、そこは少し落ちた。

とのことである。

なお一帯の井溝は、まわり田溝、台溝、中溝等があり、まわり田、

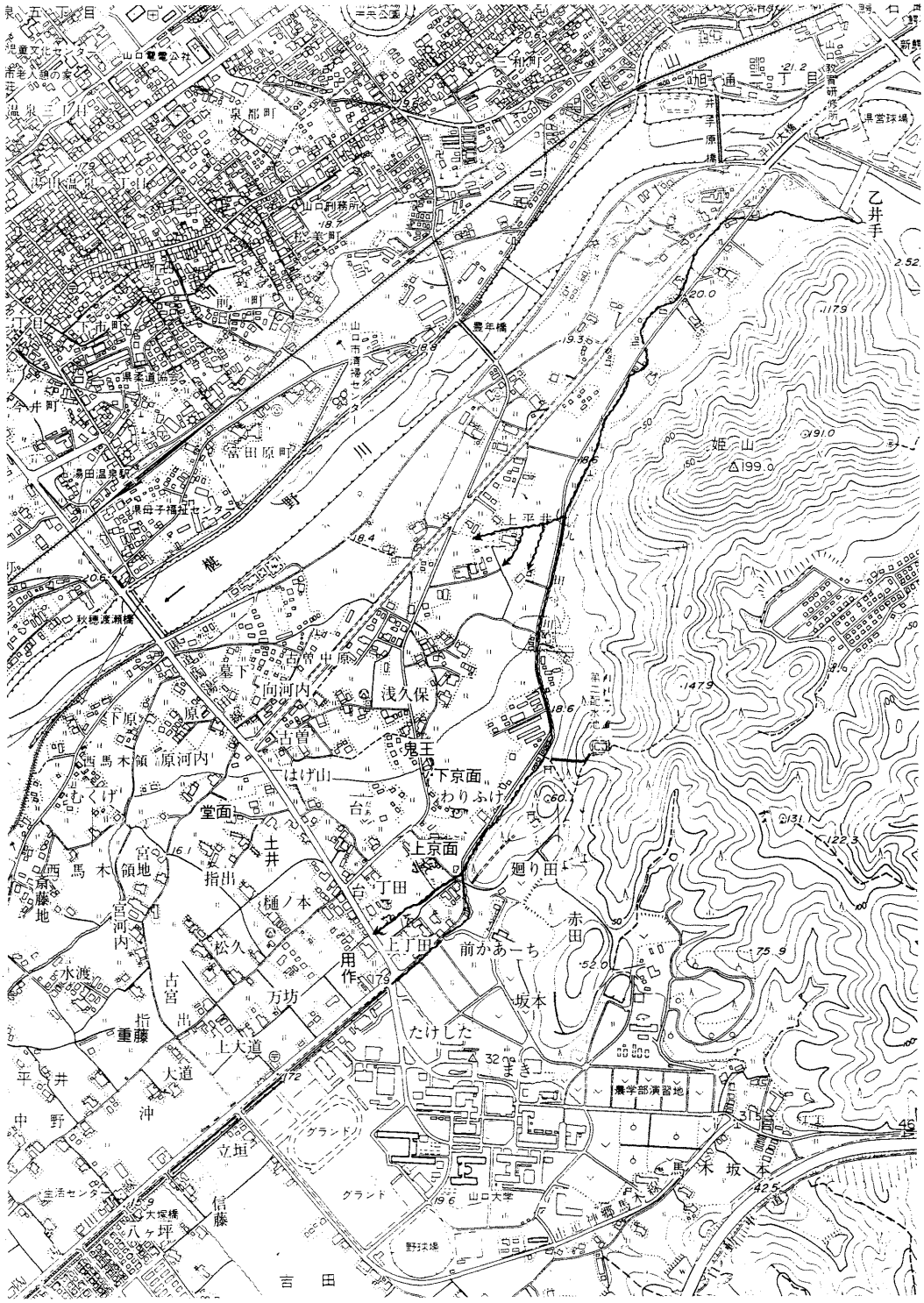

山口電電公社
泉都町
山口利務所
松美町
豊年橋
山口市清掃センター
富田原町
湯田温泉駅
県母子福祉センター
秋穂渡瀬橋
上平井
姫山
△199.0
乙井手
県営球場
井手原橋
平川大橋
古曽中原
墓下
向河内
浅久保
古曽
鬼王
下京面
わりふけ
はげ山
堂面
上京面
廻り田
赤田
前かあーち
坂本
たけした
上丁田
丁田
樋ノ本
松久
万坊
上大道
大道
重藤
指出
宮河内
宮地
西馬木
西馬木領
むくげ
原河内
下原
原
水渡
平井
中野
立垣
信藤
八ヶ坪
大塚橋
生活センター
グランド
山口大学
野球場
農学部演習地
馬木坂本
吉田

地図 F-5　平井の用作

台、指出を灌漑する。いずれも『注進案』に書きあげられた井溝であるが、用作にかかるのは新溝であった。この新溝は溝掃除のわりふりにも入らない（普通は各溝毎に責任者が決めてあるが、それに新溝は入っていなかった）というし、その呼称からしても新しい溝であろう。従前には台溝などに依拠していたものか。

在庁名重藤ほか中世地名　一帯の地名をみると、土井は館地名の可能性がある。京面、堂面は経免、堂免で免田地名であろうし、鬼王は中世の名地名であろう。また、先述した国衙在庁にかかわる「重藤」の地名がこの地にもあることは注目されよう。

なお用作は深野浩二氏宅の屋号ともなっている。また吉田には領家（字名）、竹の下（通称）、信藤、十楽（字名）といった地名がある。

聞取調査

平井…荒瀬寅雄、岩本良勝、重松花子、宇多田武雄の各氏より

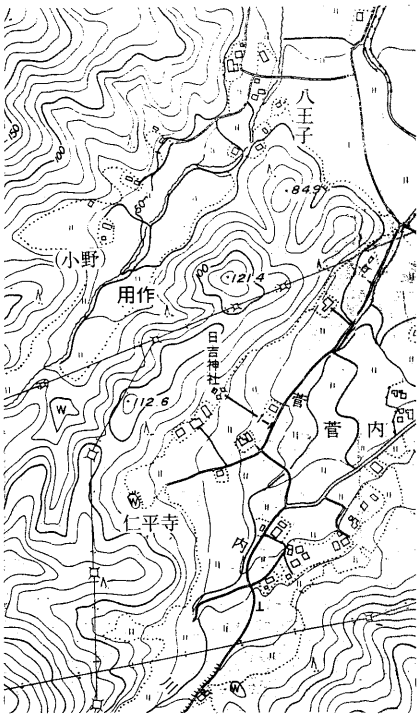

地図 F-6　奥小野の用作

6　山口県山口市大内・奥小野の用作

仁平寺・小野寺　大内御堀・菅内に仁平寺と呼ばれる古刹がある。『防長風土注進案』に仁平年間開創の寺と記されており、古文書・金石文も多く残されている。この地より小丘陵を越えた西方が奥小野で、現在戸数九軒である。近接して『注進案』に記される小野寺跡がある。

用作は浴　一帯の水田は野地の二つの溜池と、かます田の池の、計三つの溜池によって灌漑されているが、池は非常用で、谷水のみによっても田植が可能である。用作近辺は山よせで片影（朝のうち、日がささないこと）だから良田ではない。しかし典型的な浴（さこ田）であって、中世の安定田である。

聞取調査

末岡いし子氏（大正元年生）より

7　山口県吉敷郡小郡町小郡上郷奥畑・木船の用尺

奥畑の永仁・毘沙門天　椹野川の支流四十八瀬川の最奥に、木船・原河内・亀山の各集落があり、総称して奥畑という。新幹線駅のある小郡町といっても、このあたりまでくれば全くの過疎地域で、かつては三十数軒あった家も、現在は十軒のみとなったが、それでも二軒ずつの頭屋によって、奥畑鎮守・春日神社の祭祀を守っている。五年で一度の頭役負担は厳しいとのことだが、この春日神社にある木造毘沙門天には永仁の造像銘がある。即ち台座裏に、

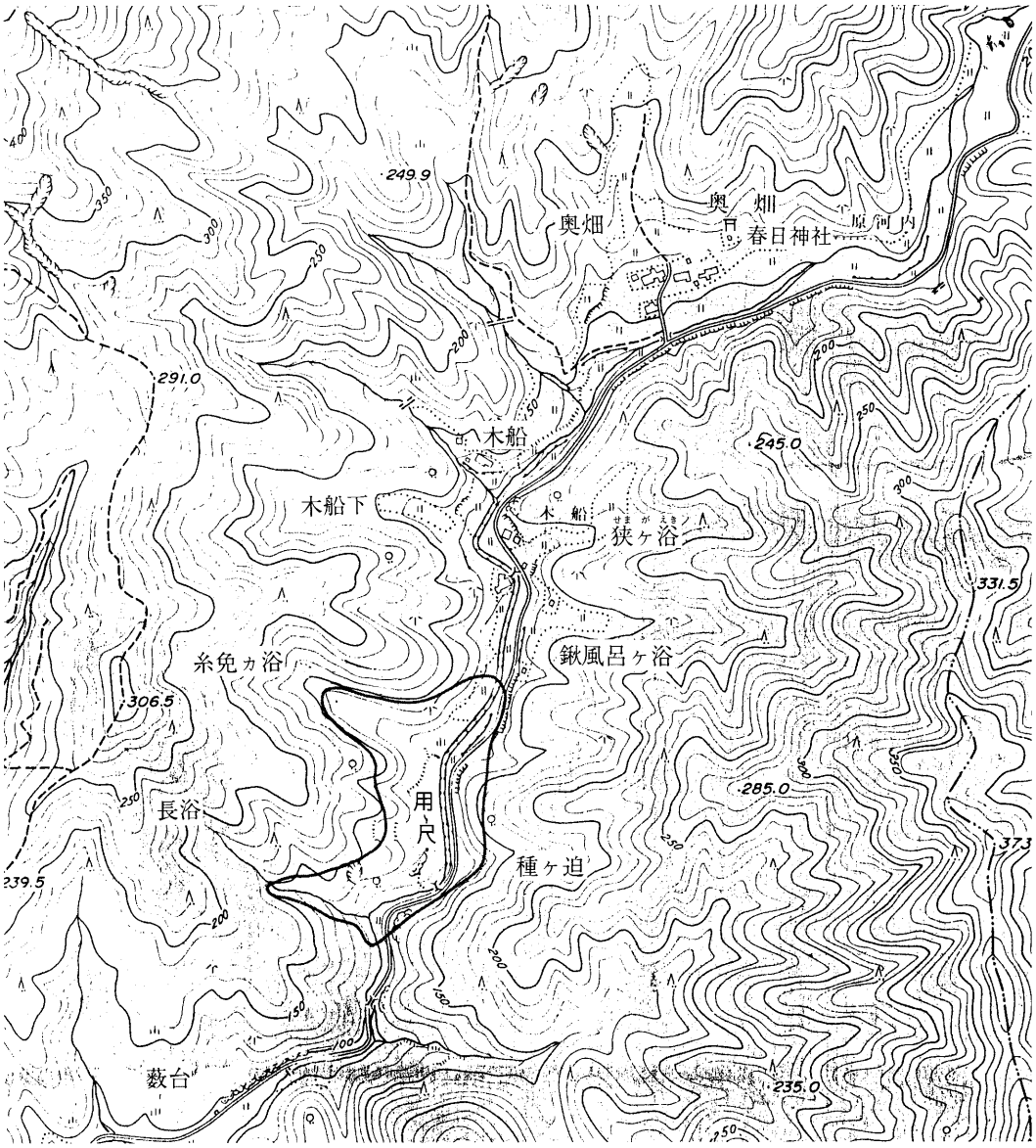

地図F-7　小郡・木船の用尺

本尊開山禅師位□(霊)
永仁五年正月十九日奉之
(下略)
弘治二年戊午卯月廿二日檀那
孫左衛門真家
大福寺本尊衣替之事也
(下略)

とある。『小郡町史』によれば、大福寺はこの奥畑にあった寺院で、大内氏の祈願所とのことである。

用尺は浴（迫田）　木船の水田の主体は四十八瀬川に設けられた各井手（木船井手、大町井手、長畑井手、ふとこ井手等）が灌漑する水田と、四十八瀬川に流入する小さな浴（迫田）からなっている。但し後者は過疎と減反で、今日では耕作放棄されている。

求める用尺はこの木船の集落

写真F-4　小郡・木船の用尺

の下方にあった。即ち四十八瀬川右岸に上、下二つの浴がある。糸免ヶ浴と長浴である。この二つの浴の下方と本流に沿った部分が用尺と呼ばれていたのである。かつてはこれらの浴には三つ程の小さな溜池があって、谷水を補完する形で耕作が行なわれていた。しかし浴の部分は耕耘機が入らないため耕作放棄されて荒廃しており、一部杉が植林されたところもある。かつては牛は入っていたというが、上田ではなかった。

この小さな浴の村にも中世文化があったことは旧大福寺毘沙門天像が示している。それを支えたのは、多くに枝わかれした浴々であり、そのうち本流に沿った広い部分が、中世には最良水田として用作に設定されたのである。

聞取調査

藤井清生氏（大正十四年生）より

8　山口県熊毛郡田布施町宿井・石ノロの用作

美和庄石口村　宿井の石ノロ一帯は最勝光院領周防国美和庄の故地である。美和庄は嘉暦三年（一三二八）北条守時により東寺に寄進された。ために美和庄、特に兼行方に関する史料が東寺百合文書中に多数残っている。[1] また応安六年（一三七三）八月十日の文書に、

下　周防国美和庄□（兼行）方、石口村吉行、有近□道阿諸田畠等

とあり、いずれも宿井に石ノロ、吉行、有近の地名が残っている。

用作は迫田　石ノロは、神籠石あるいは高杉晋作奇兵隊屯営のあったことで知られる、石城山の麓にある。石ノロの主たる水田は、集落の前面に展開する小字上反田、下反田であるが、用作はそれより一段低い通称茶のくぼにある。典型的な迫田で、湿田である。フケ田だから反当六俵、今は七俵ぐらいとのこと、一方反田の中には畝できの田も一部にあった。

反田の水利慣行　用作は谷水田で、それに比して反田は高い位置にある台地上の水田であった。反田には燈明田堤、はだら池のような溜池もあったが、灌漑域がせまく、川の流水に依拠していた。両者の比較の意味もこめて、石の口の反田の部分の水利慣行を述べておきたい。

石城山から石の口へ流れてくる用水は七か所の井手があり、一番から七番までの番が設定されていた。田植がすんで、七月十六

写真F-5　石ノ口の一帯

日夏祭りの日に川ざらいをして、いよいよ番水が始まる。一番は最下流の井手であったが、一番下の田を作る人は川がかわいていて不利なので、最初の水をあてる。一つの番の水の内には朝の水をあてる人と夜の水をあてる人とがあり、今はそれぞれ六時で交代するが、時計のない時代には、手のきざら（手の筋）がみえるようになったら朝、夕方黒岩に牛が寝たような影ができ、千坊山に踊り太鼓の影ができたら（つまり日がおちて山々にこうした影ができたら）、夜の水になった。この各番の朝または夜をさらに十等分して、反別に応じた配水がなされた。一人で何か所ももっている人は二回以上あてる人もおり、夜昼一四回のうち一番にあて四番にあてるようなこともあった。

以上は明治四十年生まれの永田一夫氏が、文久生まれの祖母から聞いた話とのことである。なお、一番、二番は今はない。

反田が水に苦労したのに較べ、用作は水に恵まれていたといえよう。

（1）『田布施町史』（一九九〇年）に、兼行は宿井の小字健行に比定されるとある。各地名辞典にも同様の記述がみられるが、小字名としてはこの名は現存しないようである。

なお関係古文書については百田昌夫「東寺百合文書における防長関係史料」（『山口県文書館研究紀要』一一、一九八四年）。

9　山口県熊毛郡平生町大野・中村の用作

大野本郡　大野は前掲永仁の尊勝院文書（一二一頁）や正中二年（一

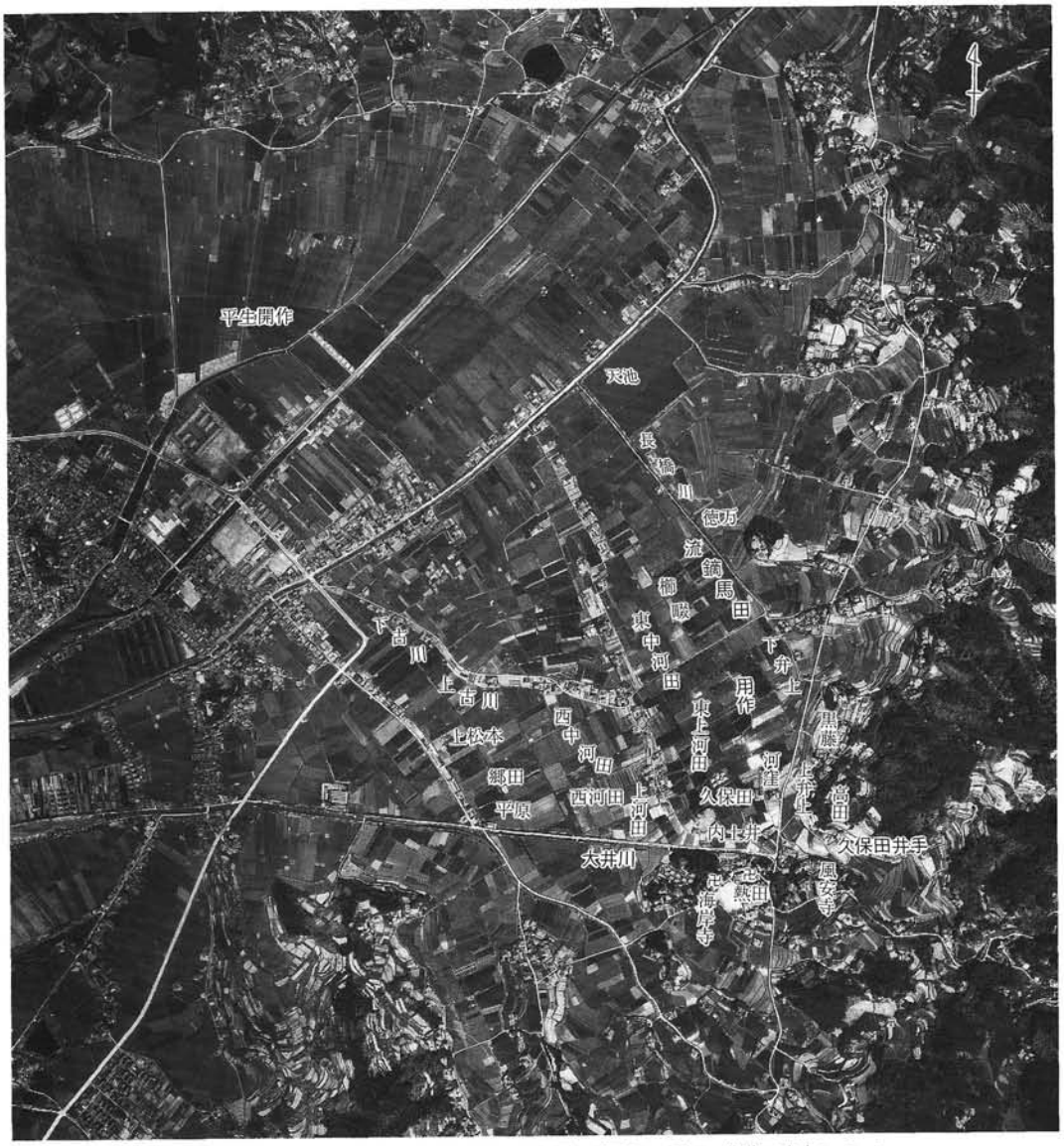

写真 F-6　大野の一帯　大井川は直線河道につけかえられ、旧河道の堤防上に河田の集落が成立している

三二五）十二月廿六日周防国留守所下文（「周防国分寺文書」）にみえる「大野本郡」の故地という。この大野の中村に用作（ようじゃく）がある。

用作は一等田　大野一帯は昭和十二年（一九三七）という早期に耕地整理が行なわれた。この耕地整理の時、暗渠排水が行なわれて湿田の乾田化がなされたという。

さてここでも用作の評価は高い。

「ここらじゃ用作がいいところじゃのう」「ここらへんの一等田は用作からそのまわり」「用作は昔から良い田ということになっている。麦ができるから地価は高い」

と皆が異口同音にいう。耕地整理前でも反当七俵はとれた。今なら十俵は取れるという。

一方用作に近接する流鏑馬田（やぐさみだ）は湿田で多少は落ちる。[1] さらに櫛綴（くしなわて）は悪く、排水（施設）を入れても五俵半もできない。水ばっかしで

膝まで水がきたという。

用作は大井川・久保田井手がかり　用作にかかる井堰は大井川から取水する久保田井手である。この井手名は『防長風土注進案』にもみえているが、大井川（『注進案』では長谷川）は、

長谷川ハ河田筋江下り水越え流し申候処、川筋附替相成、三ッ組江下り神領川とひとつになり、水越江流れ申候処……

とあって近世に河川改修がなされていたことがわかる。山間部から平地部に出る部分の自然流路を規制し人工河川としたものである。この様子は二五〇〇分の一地形図の等高線と河川流路が平行になっていることからも読み取り得る。古老の伝承では平生（ひらお）開作に水を引くための工事で、今も大井川は砂がたまりやすく、掘りあげる必要があるという。但し用作への水を大井川（長谷川）から取水する点は、中世以来変わらぬところであろう。

用作は番水外区域　用水は不足がちで、田植は梅雨でまかなうが、梅雨明けの七月十五日からは番水となり、七日に一度しか水がこなかったという。但し番水は久保田溝全部ではなく、その一部で実施した。即ち高手の麦蒔田のみが番水区域で、櫛畷のような水もちの良い湿田は番水の組に入ってはいなかったという。用作の場合は一番上のまち、五畝のみが水番があったが、あとは番水はしないという。用作は元来水が豊富な田であったことを意味しよう（この番水組と非番水組の関係は、本章13菊川町行政にみる本番と番はずしの関係と逆になる〈一四三頁〉）。

土井　用作の近接地に字内土井がある。土井とは河川改修にともなう土手の意か、あるいは館地名であるかのいずれかであろう。後者であれば用作は前田ということになる。(2)

聞取調査

鶴田よしさん（明治三十一年生）、久保正之氏（大正元年生）より

(1)　流鏑馬（田）の発音は「やぷさみ」「やぐさみ」で、。は「ぷ」と「ぐ」の中間音で、△は「め」ではなく「み」である。この発音が一般的であったことは『防長寺社由来』上保木村妙見宮（七―二六三頁）に「神幸矢くさみ（流鏑馬）仕り候」とあること（本章11）、また本章19東須恵に「矢具佐見（やぐさみ）田」という小字があることに明らかであろう。まさに地名は中近世の発音の忠実な表記だったのである。なお全国的にも「やぐさん田」「藪算（敵）田」という地名が多い（第Ⅱ部残された課題、二八八頁参照）。

(2)　当然のことながら、元来の用作の範囲は耕地整理後の字用作の範囲とは、ずれている。聞取調査の際、用作がいつのまにか河窪地番になっているといった人がいたし、用作の上の方は良いが、下は湿田という人もいた。湿田部分は本来は櫛畷の一部であった可能性がある。

10　山口県熊毛郡平生町尾国の用作

用作は賀茂神社の前　前掲大野から南に、大きく熊毛半島が室津に向かって延びるが、その中ほどの西海岸に尾国という村がある。浜に沿った村から少し山側に入ったところに鎮守賀茂神社があるが、その

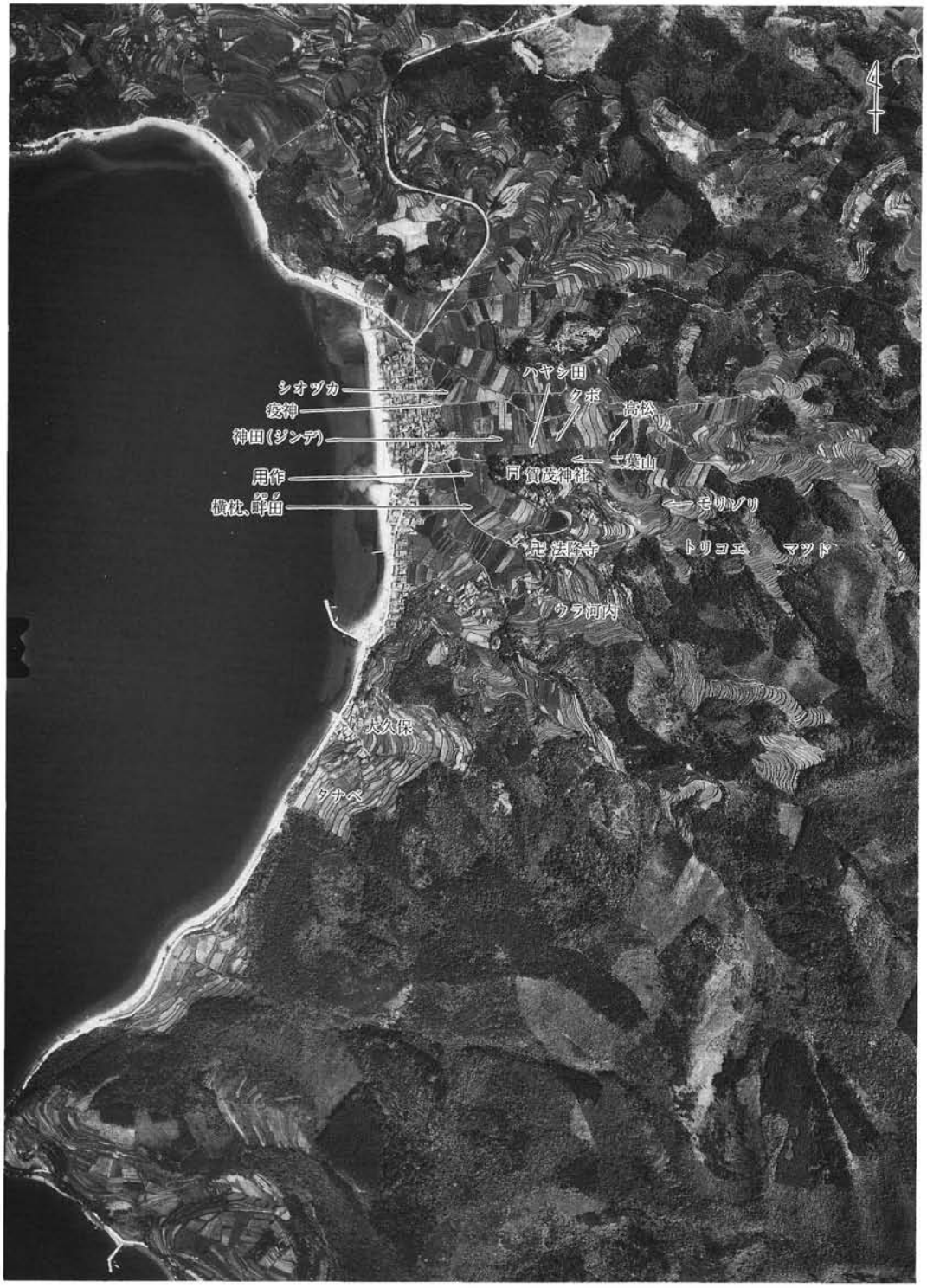
シオヅカ
疫神
神田(ジンデ)
用作
横枕、畔田
ハヤシ田
クボ
高松
三葉山
賀茂神社
モリゾリ
法隆寺
トリコエ
マツド
ウラ河内
大久保
タナベ

写真 F-7　尾国の一帯

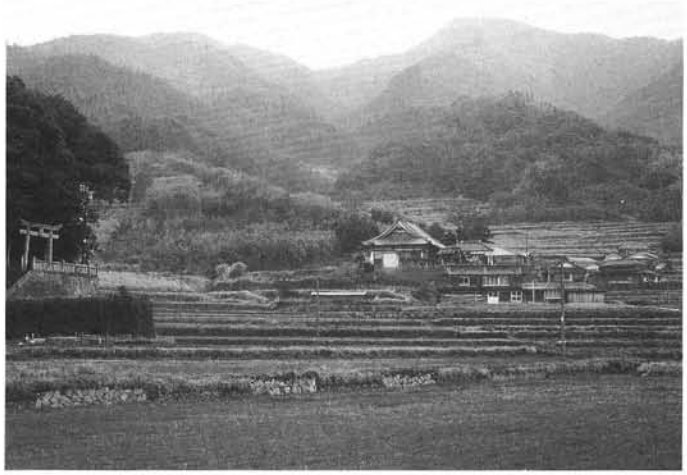

写真 F-8　尾国の用作　左は賀茂神社

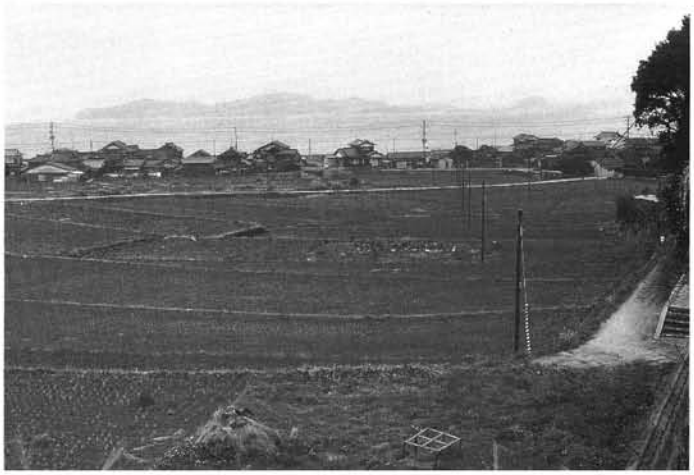

写真 F-9　尾国の用作　島は佐合島。第Ⅳ部第二章に述べる狼煙台の遠見山がある

前方が用作である。

用作堰　『防長風土注進案』には、用作堰が三か所、記されている。即ち岡川二十九か所の井堰の内、「黒田川之内用作堰　長三尺高サ二合」と、宮ノ下川十三か所の内、「用作堰　長三尺高サ二合、同断　長四尺高サ三合」である。黒田川は用作の南方の川（くろ田〈畔田〉という地名は小字横田の中の俗称として残っている）、宮の下川は用作北方の川である。

これらの井堰のほか、賀茂神社の南方に「お池」があり、主として字横田二丁余りを灌漑するが、一部用作の下部にもかかった。

用作は良田　一帯の一等田は字深田で耕土が深く七俵強はとれた。用作は反収はちょっと落ちるが、やはり良い方の田で七俵はとれた。横田、横枕なども同様の田であった。悪いのは山の方の田で平均四俵、悪ければ三俵しか取れなかった。海岸に近い田は旱魃に弱かった。

なお一帯は花田植（ハヤシダ行事）や早乙女による田植が行なわれていた地域で、字林田は前者に関連する田（費用を出す田か）という。

聞取調査

大本信雄（明治二十年生）、上杉清一（明治三十九年生）の各氏より

二　長門のヨウジャク

11　山口県豊浦郡菊川町上保木の用借

中世保木の名地名　保木は文安六年（一四四九）下保木西光寺文書に

「岡枝郷保木村」とみえる。木屋川左岸に南北に細長く上保木・下保木が立地するが、上保木の袖掛神社（旧妙見社）には多数の棟札が残り、そのうちの延徳三年（一四九一）のものには、地頭相良遠江前司藤原正任や神代紀伊守貞綱の名が、また享禄五年（一五三二）のものには、地頭藤原朝臣、弘治二年（一五五六）のものには、地頭柿並宮寿丸ほか本田右京進、木田伊勢らの名が、また天文十六年（一五四七）の西光寺文書には貞綱の後裔と思われる神代右近将監正綱の名がみえる。

この正綱の相論にかかわる安養寺大行事免田の所在地、柳原は小字として下保木に残っている。

また『豊東村前史』（重本多喜津編・昭和三年〈一九二八〉）には明応七年（一四九八）の次のような板書が紹介されている。

定

妙見大菩薩御祭礼庁番の事

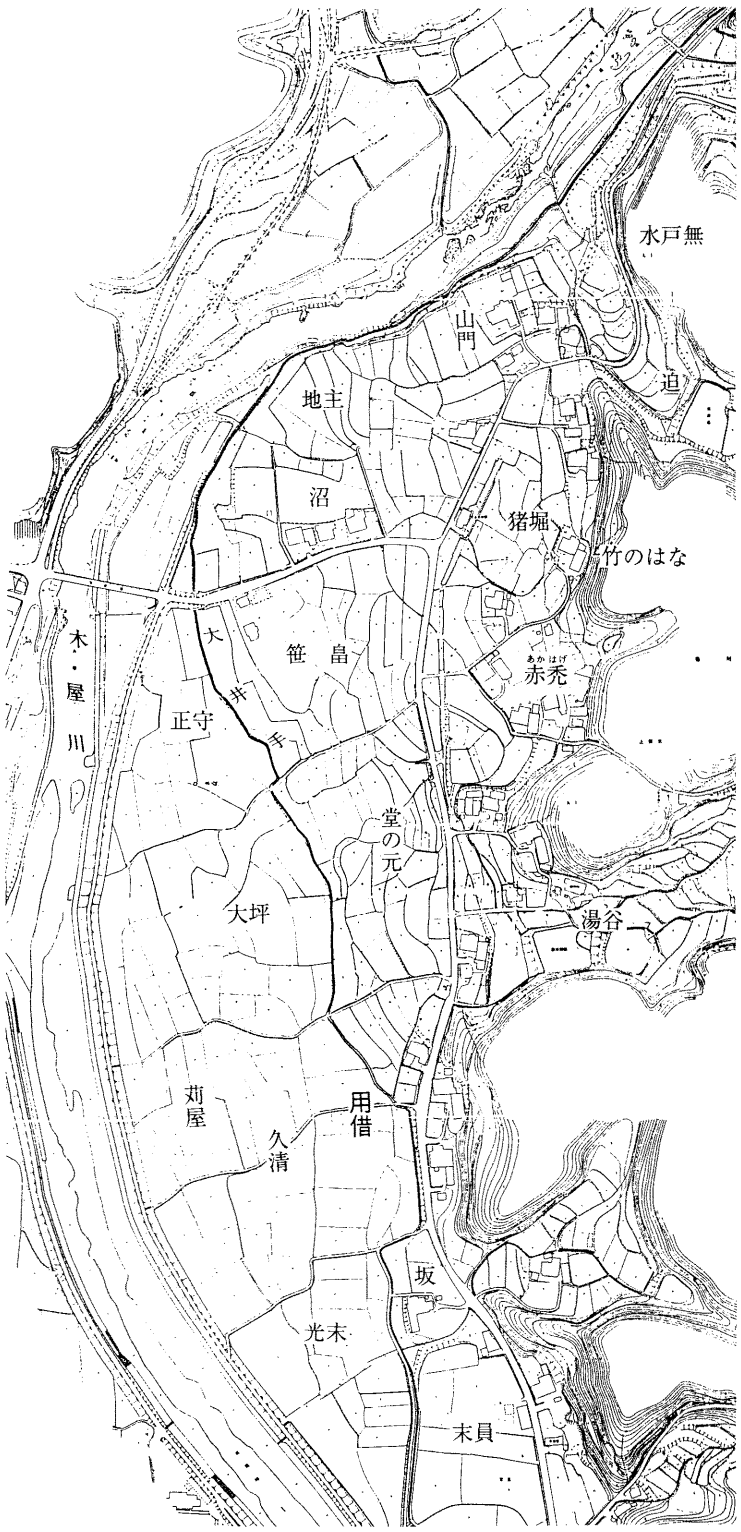

地図F-8　上保木の用借と大井手

写真 F-10　上保木の用借（圃場整備前）

写真 F-11　上保木を通る大井手

一　検非違使
　　左　光重
　　右　宗員
一　荷輿丁（駕）
　　安養寺
　　弥勒寺
一　相撲奉行
　　真近　吉元
一　御幣持　平衛門
一　流鏑馬奉行　家真
　　一番　公文
　　二番　元宗
　　三番　土次郎
　　四番　来善
　　五番　田所

一　舞奉行の事
　　光末名
　　左
　　光宗　末員　武宗　真近　鬼□師　真員　中池野
　　右
　　友清　正守　三郎丸　元弘　近正
一　庁参の事
　　公方　大万（ダイマ）　恒元　国正　清真　久清　友清　則末　田所

一　桟敷奉行
　　〔此の間、多くの文言あれとも消滅して読むことは能はず〕
　　明応七年戊午九月八日

と記されている。

これらのうちには字名にその名が残っているものが多い。即ち上保木には正守、久清、光末、末員、大万（大間）、そして公方（久房）、下保木には真近（実近）、友清、国政、恒元（常本）である。そして問題の

用借（用作）は、この久清、光末、末員に接して立地する。まさに一帯の地名は中世さながらであるとの感を受けるだろう。

用借は近世用水大井手のかかり　しかしながらこの一帯には近世初期に大きな変化があったという。即ち大井手の開鑿である。『豊東村前史』に収められた元和七年（一六二一）上保木水神田坪付に、「大井手井ハタオリ瀬の水神」として大井手が登場しており、大井手は元和頃の開鑿とされている。技術的な観点からいえば、大井手は小字山門及び小字地主の北側の木屋川左岸断崖を通過しており、こうした高度な技術の使用からいっても、大井手は近世用水といってよいであろう。

一帯の水がかりを大別すれば、第一に八ヶ尻、迫尻、大浴、湯谷等々は浴（えき、谷のこと）、即ち山からの谷水がかりであり、第二は木屋川に取入口をもつ大井手（現在は木屋川ダムに併設）のかかりであった。この大井手の灌漑域は下保木まで計七十町というが、用借、久清、光末、末員らはこのかかりであった。

用借は湿田　今日の水田は井手がかりが上田で、谷水がかりはそれより劣る水田となっている。また井手がかりのうちでも久清、正守、末員、光末等が一等田である。用借も比較的良田ではあるものの、一等田に較べれば湿田であって、反当収量も少し落ちるといわれている。

勿論、これは近世的な変化を受けて以後の、のちの現象である。上保木の近世的要素を排除して中世的景観を復原するならば、一帯には山の谷水がかりの浴部分とその余水がかかる平坦部分、及び木屋川から取水する小規模な用水があっただけと考えられるから、木屋川沿いの平坦地のうち高燥地の開田はあまり進まず、多くは畠地として残されていたはずである。そして高燥地をはずれれば、木屋川沿いの平地にも浴の延長上の湿地帯があって、そこは中世にも開田されていた。その部分が中世の一等田として用作に選定されたのである。しかし大井手開鑿により、新規に高燥地が水田化され、乾田が近世の一等田となったことにより、用作は中世的農業における優位を失ったのである。

散村景観　なお名地名が残存する場所は、下保木の場合は山際にあって、いかにも中世的なのであるが、上保木はそれと様相を異にし、名地名が平坦地に残る。名地名は中世名屋敷の地に残されていると考えられるが、大井手開鑿以前の高燥地は一部屋敷地にも利用されていたことになるから、今日よりは散村的なイメージが強かった。

また近くの最明寺には北条時頼の廻国伝説があり、もとは北条時頼の祠があった。土地・建物は村の共有で、米三合ずつ各家から集めて、寺のもりをしたという。

聞取調査

峰村登氏（明治三十五年生）より

12　山口県豊浦郡菊川町下岡枝・茶屋の用借

用借は八幡宮の下　先述した保木とは、木屋川をはさんで対岸にあたる位置に岡枝がある。用借地名は下岡枝の茶屋、桜井八幡宮の下にあたる位置にあって、現在は一部に公民館が建っている。

用借は歌野川・岩崎井手がかり　上岡枝、下岡枝の水田は木屋川の小支流、歌野川を灌漑用水とする。下岡枝の場合、音井手、大年井手、

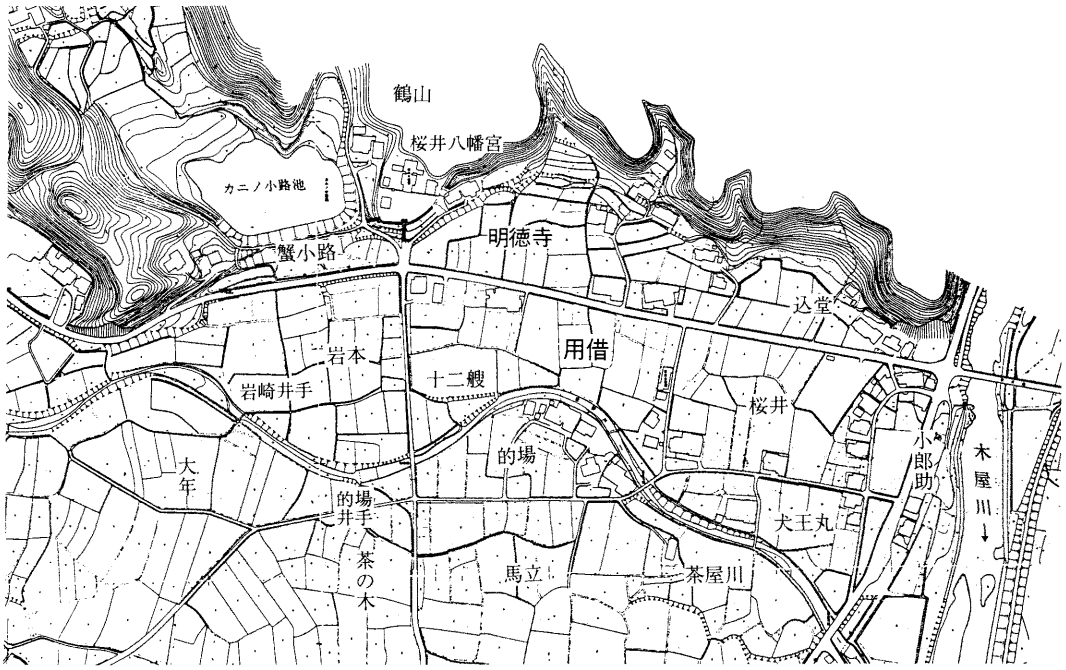

地図F-9　茶屋川の用借

岩崎井手、的場井手、小郎助井手などがあり、全体七十町を灌漑するが、左岸への井手のかかりは少なく、岩崎井手三丁、小郎助井手二丁といった具合であった。用借には岩崎井手がかかっていた。水田としての用借は地力は普通、戦前で五俵半程、乾田で二毛作ができた。なお一帯の上田は的場、馬立、桜井、茶屋川などで反当六俵、下田は山際の田で五俵だったという。

歌野川の落とし流し　この歌野川下流は干害の常習地帯で「落とし流し」の慣行があった。田植から四十日以上の晴天がつづいた場合、下岡枝最上流の乙井瀬(手)堰の水頭（責任者）が、上岡枝の水頭に落とし流しの開始を申し込む。すると上岡枝は歌野川鮎戻から下流の各井堰（一の井手以下）を毎晩十二時から順次落として（開放して）、その水を乙井手に導いた。朝八時には落とされた各井手の堰を再び止めた。即ち上流上岡枝は二十四時間のうち八時間の水を下流下岡枝救済のため、落水したのである。

つづいて旱天が六十日を過ぎれば大落としが行なわれた。これは歌野川全部の水を三日三晩のうち初めの一昼夜は上岡枝へ、後の二昼夜は下岡枝乙井手へ流水するもので、この時は下流下岡枝が三分二の水を得ることになった。大落としを行なった年は二度と落し流しができなかった。

但し大落としは、一生に一度あるかないかという稀なものであった。古文書としては文化六年（一八〇九）、天保八年（一八三七）、弘化元年（一八四四）のものが残っている（『菊川町史』〈一九七二年〉所収、日原又兵衛氏所蔵文書）。

この慣行は同じ岡枝村のうち、下岡枝七十町を救済するため、上岡枝が譲歩した措置であったといえるが、一般的にいえば上流がこれほどに下流を配慮することは稀ではなかろうか。一体なぜそうした配慮が必要であったのだろうか。そこで下流に用借（用作）が含まれていたことを考えてみよう。上流上岡枝が下流下岡枝を救済せねばならなかった理由。それは下流に領主が居住し、領主直営田である用作が設定されていたことと関連はしまいか。つまり中世の力関係が農民の権利として確保されて、近代にまで継承されたことを考えてみたい。

明徳寺ほか周辺の地名　用借は桜井八幡宮の下方の位置になるが、その中間の地名に「明徳寺」（妙徳寺ともある。寺はない）という字名があり、屋号にも大門、にい房など関連するものがある。おそらく用作（用借）の主が檀那であったのだろう。

ほかに岡枝には末房、安森、竹弘、国貞（以上上岡枝）、貞光、犬王丸（以上下岡枝）といった名地名のほか、市場、御供田、石殿などの地名がある。

聞取調査

古田忠充、宮村ツタの各氏より

13　山口県豊浦郡菊川町日新・行政の用作

用作は田部川、乳原井手がかり　木屋川の一支流田部川の右岸には日新・行政の用作と、後述する吉賀・防迫の用作がある。行政の用作は田部川にかかる乳原井手のかかりとなっている。

用作は一等田　用作は戦前にも七俵以上もとれた一等田で、この一帯では用作以上にとれるところはないといわれている。他の水田でいえば西光寺、門前河原は六俵、石原は五俵程だったというから、一

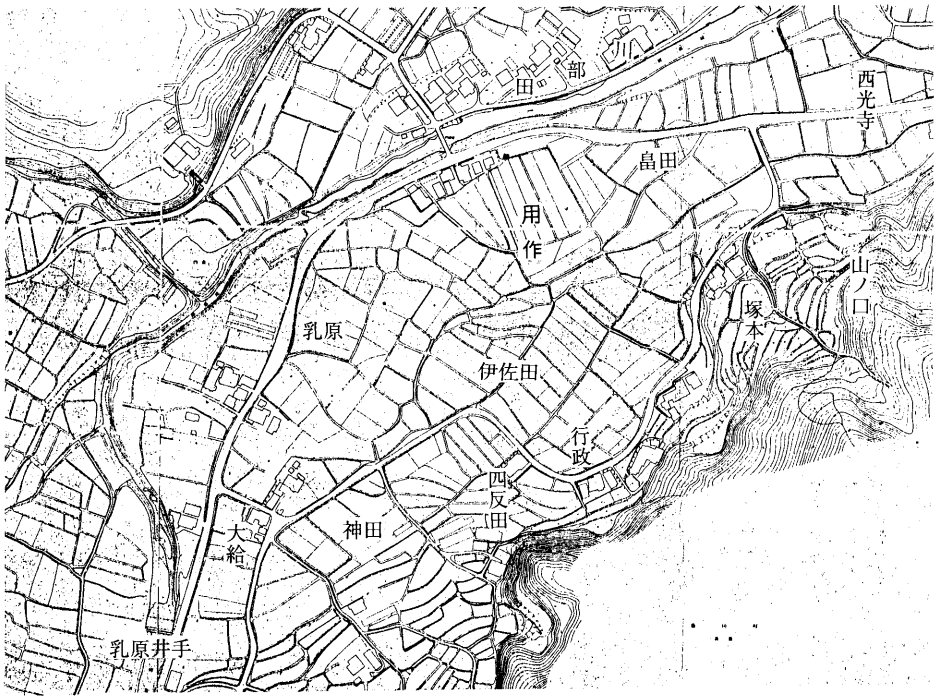

地図 F-10　行政の用作

地図F-11　防迫の用作

〜二俵の差があったことになる。勿論乾田（二毛作田）である。用作の優位性は、同じ田部川沿いの水田でも字門前河原、石原等が田部川の氾濫で流失しやすい水田であったのに対し、用作が水害に強く、決して流れなかったことにも表われている（門前河原、石原は西光寺の東方で、地図F－10の範囲外）。

乳原井手の本番と番はずし－用作は本番がかり　この一帯の水がかりは乳原井手と、六万坊山よりのしぼり水で、後者には小さな池もあった。『菊川町史』の農業水利施設の書き上げの項に「用作池」とある。聞き取りの結果では実在しない池とのことだが、あるいはこうしたしぼり水を貯水した池だったのか。

写真F-12　防迫の用作　冬でも水がたまっていた。右奥の寺は快友寺

周辺各用水の灌漑面積は、

通り場山堰十八町　へやの堰一町六反

乳原堰十九町　五才堰一町八反

で、乳原堰は一帯では一番大きな井堰であった。

なお乳原井手には本番と番はずしという二種類の水がかりがあった。

本番は正規の水利権を有する区域、番はずしは本番の余水の供給を受ける地区で、水利費の負担は、番はずしの場合は本番の三分の一であった。番はずしのかかる部分は元来山水の利用も可能な水田だったというから、湿田だったのであろう。

即ち一帯の地形をみると、乳原井手の本番が田部川右岸の高燥地を灌漑する。その悪水路がその後背湿地を流れる。その部分にはほりの町、みず田といった呼称があるが、よくその性格を表わしている。この部分が番はずしであった。

ふだんは本番も番はずしも均等であったが、旱魃時には土のうで水を三対一に分けた。番はずしは本番に対し三分の一の権利しかなく、いよいよとなると、寄合によって番水を施行したこともあるという。

用作は本番の中に含まれていた。中世には田部川から引水する乳原井手のような用水は既に存在していたわけだが、それでも用作池のような補完的な溜池が必要とされたらしい。

聞取調査

中川尊（大正十一年生）、吉富幸夫（大正十三年生）の各氏より

14　山口県豊浦郡菊川町大字吉賀・防迫の用作

同じく木屋川の支流田部川右岸に吉賀・防迫の用作がある。前項の行政のちょうど二キロメートル下流にあたっている。

用作周辺の中世地名　用作には隣接して築地という字名がある。館地名と思われるが、してみると用作は前田的性格をもつものか。一帯には近接して済力、太郎丸（田丸）、やや離れて延清、鬼丸という字名もある。中世の名地名であろう。

用作は田部川からの矢萩井手がかり　田部川には矢萩井手（右岸）、せっこし（左岸）、中いぜ（左岸）、太郎丸いぜ（右岸）などがあり、矢萩井手のかかりは約二十町、用作はその中に含まれていた。ほかに山の水がかかる部分もあり、防ヶ迫の溜池は矢萩井手の補完機能をも担っていた。地力の点からいえば、築地が上田で、用作は中ぐらいの田とのことであった。圃場整備の際作られた平面図（一〇〇〇分の一図、岡枝地区No.21）をみると、用作には隣接する呉石より六〇センチも低い田があったが、歩いてみるとそこは冬でも滞水する湿田であった。

乳原井手と矢萩井手の比較　矢萩井手は乳原井手のわずか二キロメートル弱下流の井手である。しかしその二キロの間に久野川、貴飯川という田部川本流に匹敵する二つの支流が流入しており、ために矢萩井手の堰の長さは乳原井手の堰の長さの二倍となっている。中世の土木技術では河川灌漑は規模が大きくなる程、不安定な面があったと思われる。行政の用作がほぼ全面的に乳原井手に依拠する乾田であったのに対し、防迫の用作が矢萩井手に依拠しつつも、いざとなれば防迫の谷水をも利用し得る湿田であったことは、そうした中世土木技術の限界を示すものではなかったか。

聞取調査

岩本勘助、田丸氏、済力基佑、縄田輝雄の各氏より

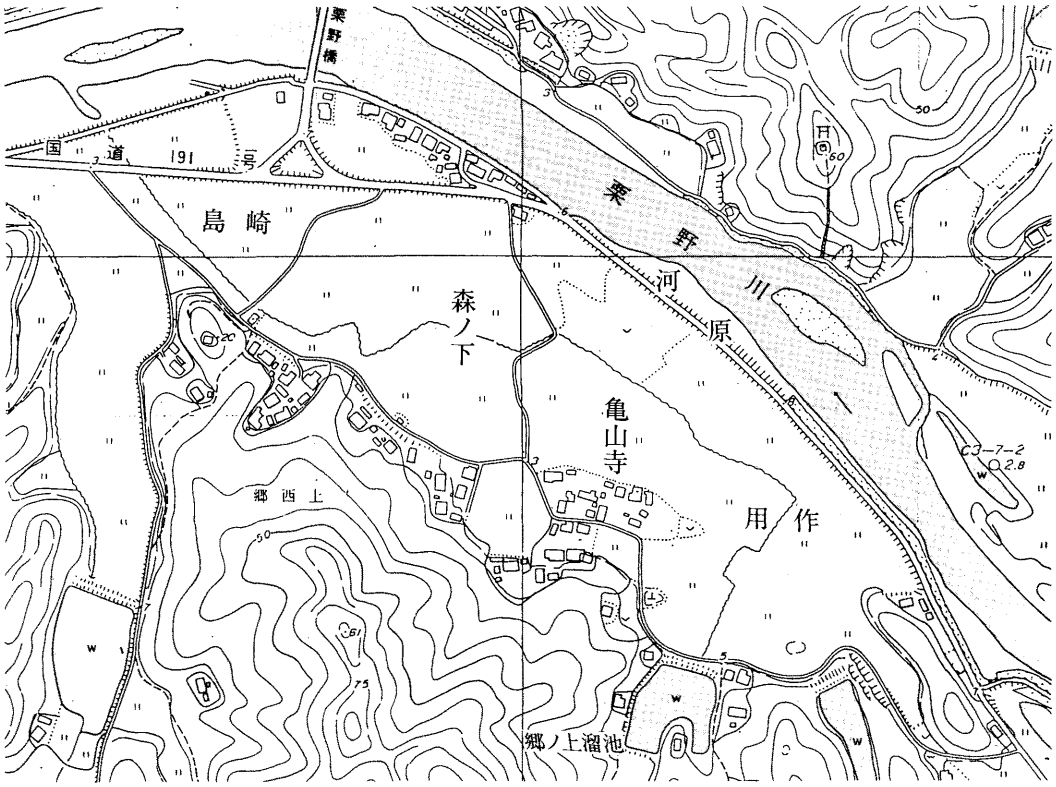

地図F-12　粟野の用作

15　山口県豊浦郡豊北町粟野・郷上の用作

用作は湿田だが良田　山陰本線長門粟野駅の南東一キロメートル、粟野川に沿って用作地名がある。日本海（油谷湾）まで、わずか一キロメートルにすぎない。用作の広さは一丁半程、郷の上の溜池が字河原、中の妙、そして用作の計六丁ほどにかかる。

だいしょう（多少）浴方じゃあるけど、ハル田です。湿気で良うない。麦も何も作れんところです。稲はようでくるよ。今七俵から八俵。戦前は五俵。

とのことである。南東に八幡社[1]があり、馬場地名が残る。『防長寺社由来』は鷲頭大和守が再建したとの伝承を記している（地図F―12の範囲外、用作の南東）。

聞取調査

中島まつよ（明治三十五年生）、吉田やえ子、上野あさ子の各氏より

（1）　元徳二年（一三三〇）十月廿八日・長門探題北条時直寄進状（『防長古文書誌』）に「当国粟野村府中南浜在家」を串崎村若宮（松崎八幡宮）に寄進したとある。四至に「限北壇具川」とあるから府中在家は長府を指す。八幡宮の勧請は松崎八幡宮領であったことにも関連するか。

16　山口県豊浦郡豊浦町厚母郷の用作

厚母郷と厚母氏　『豊浦町史』（一九七九）によれば、厚母（あつも）郷の初見史料は大津郡向津具正福寺所蔵の応安三年（一三七〇）鰐口銘で「厚母郷八幡宮」とある。『防長寺社由来』の厚母郷八幡宮に関わる記述に、

応安三年建立仕、願主大宮司源康と申

とあるが、厚母八幡宮棟札に応安三年、文明七年（一四七五）のものが現存する。さらに古く「天永三年壬辰」（一一一二）の棟札もあるという。余りに古く直ちに信憑することには躊躇するが、古くからの鎮座の伝承をもつこの社は、応安に再興されたのだろう。近くの安養寺には藤原末期の木造阿弥陀如来坐像（国指定重要文化財）がある。

この厚母郷を苗字の地としたのが、毛利氏の一族厚母氏で、寛正三年（一四六二）十一月十三日の古文書が『萩藩閥閲録』中に残されており、「厚母五十石」とみえる。

用作は山陰本線線路にほど近く、国道にも面した位置にある。厚母郷の集落からはやや下った位置ということになる。

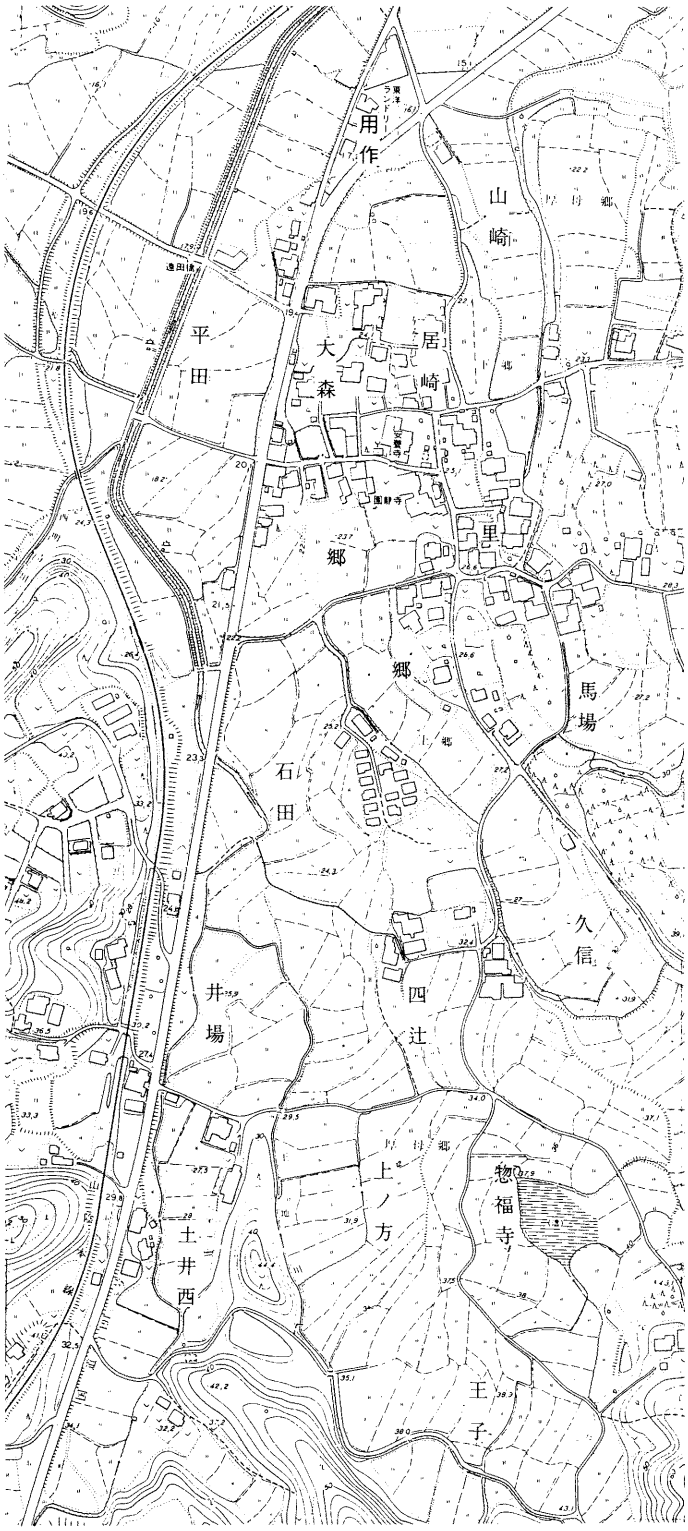

地図F-13　厚母郷の用作

石丸ヒサヨさんより

17　山口県厚狭郡山陽町山野井・栗田の用尺

山井別符　山野井の地は「忌宮神社文書」・建武四年（一三三七）七月四日長門国宣以下にみえる「山井別符」の故地といわれている。この地の栗田に字用尺がある。

用尺は一等地　用尺は平原川（『防長風土注進案』では栗田川）右岸にあって、大正川（同上、嘉藤畑川）との合流点にも程近い位置にある。耕作者の一人、豊島艶子さんに語ってもらおう。

私のしゅうとめさんの話ではここらへんが一等地。ただ広いから（中に）できる田と悪い田があって、用尺のうち、新しい道の東側の田は用尺のうちだけども「かつま」とか「ほとけ田」っていって、むこうは少し落ちる。一反で半俵の差はある。用尺が平均八俵ならかつま、ほとけ田は平均七俵半。

ほとけ田ってのは一つの田だけの名。石が置いてあって、田を耕く時は土手にあげといて、田を耕いたらまた戻す。一度除けたらおじいさんが病気になられた。源平合戦の討ち死にらしい。

田にわらを入れることを「どさたてる」といった。国鉄（山陽本線）線路の土手をわりあてて、あんたとこはどこまで（と決めて）、下苅しちゃあいれた。

乾きのいいところと悪い所はあるが湿田はない。麦も植えたし麦はでけんとした方がよかろうネェ、昔はだいしょう作った。米の収量は多い。戦前で七俵。用作は三丁ほどもあって広い。出水がかりが一丁、ほかは王子の堤がかかる。そんな湿田でもなく、乾いたところもある。ちょっとやにこい（粘り気が多い）。とのことである。近くに「門で」（門田）という屋号の家があり、門で川という小川もあった。

他に名地名である久信、重藤、また惣福寺、地福寺のような寺院地名もある。

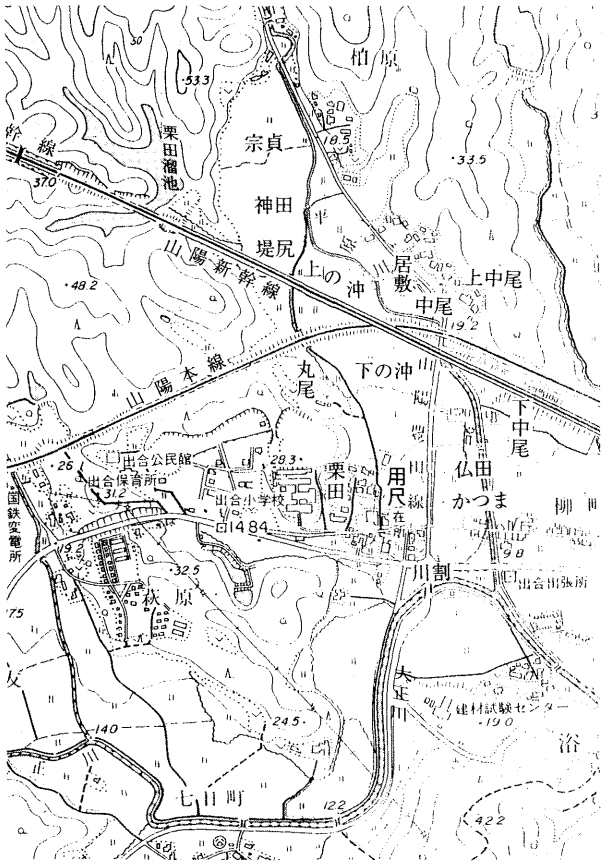

地図F-14　山野井の用尺

聞取調査

菜種も植えた。

水は栗田堤。川からこっちはどうどうの井手（『注進案』では道々川井手）からあげた。いつも不足で旱魃の時は時間給水。堤の底水を入札で買う人もいた。堤の近くの人。入札に当たったら次の日に大雨が降ったという話を聞いた。稲にとっては最後の水。私らは（堤から）遠いから、（水は引けないので）入札に入らない。

18　山口県厚狭郡楠町舟木・伏付の用作

用作は一等田　伏付の用作は小野川が有帆川に合流する地点にあり、小野川左岸を灌漑する鈍甲井手のかかりとなっている。「田としてはいい田か」と尋ねてみれば、「そりゃあいい、このへんで一番でくる」という答えが返ってくる。「昔で反収六、七俵、今平均十俵はいかないが、とれれば十俵はいく」とのこと。麦作可能な乾田であった。

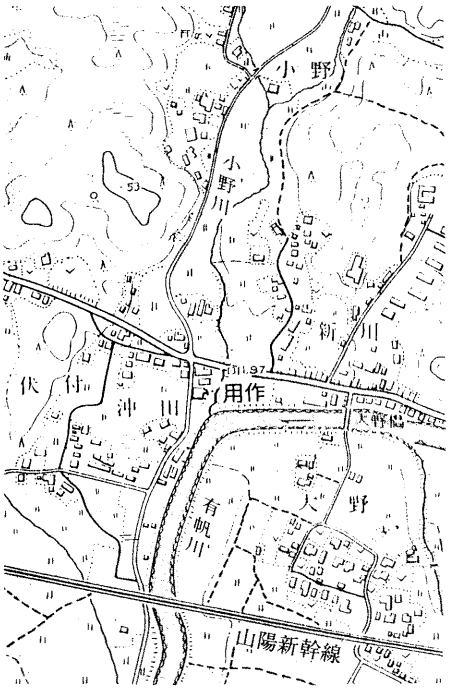

地図F-15　船木・伏付の用作

有帆川が運搬する肥沃土　一帯は有帆川を改修するまでは、小野川・有帆川ともによく水がつかったという。有帆川が洪水の都度肥沃土を運搬し、その土が堆積しやすい地形だったと思われる。但し一帯は乏水地帯で、今から三十年程前に新堤を作るまでは水争いが激しく、番水のほか各田への取水量の制限を試みた。田に貯水するようなことはできず、田の土が黒くなったら水をきって次の田にあてるという、あてこしを行なった。なお犠牲田設定についても検討されたが、けんかになって話しあいがつかなかったという。但し、もし中世という時代であったならば、多くの犠牲田を設けても用作への配水を優先させたことであろう。

聞取調査

貞永吉久氏（大正十年生）より

19　山口県宇部市東須恵・中野の用尺

用尺は半湿田の上田　東須恵の中野は標高一〇～二〇メートルの丘陵に集落があるが、その前面に用尺がある。用水は笛田堤という大きな溜池の水で、それを一旦浴の下堤に落として、それから引水する。一帯は大体じゅるい田（湿田）だが、戦前には麦も作った。用尺は田としては良い方で、宇部市の税金台帳（土地評価）でも高くなっているとのことである。

用尺と開作の関係　用尺に隣接して吉信という字名があるが、中世名地名であろう。用尺の水田の標高は三・八メートル、吉信は三・

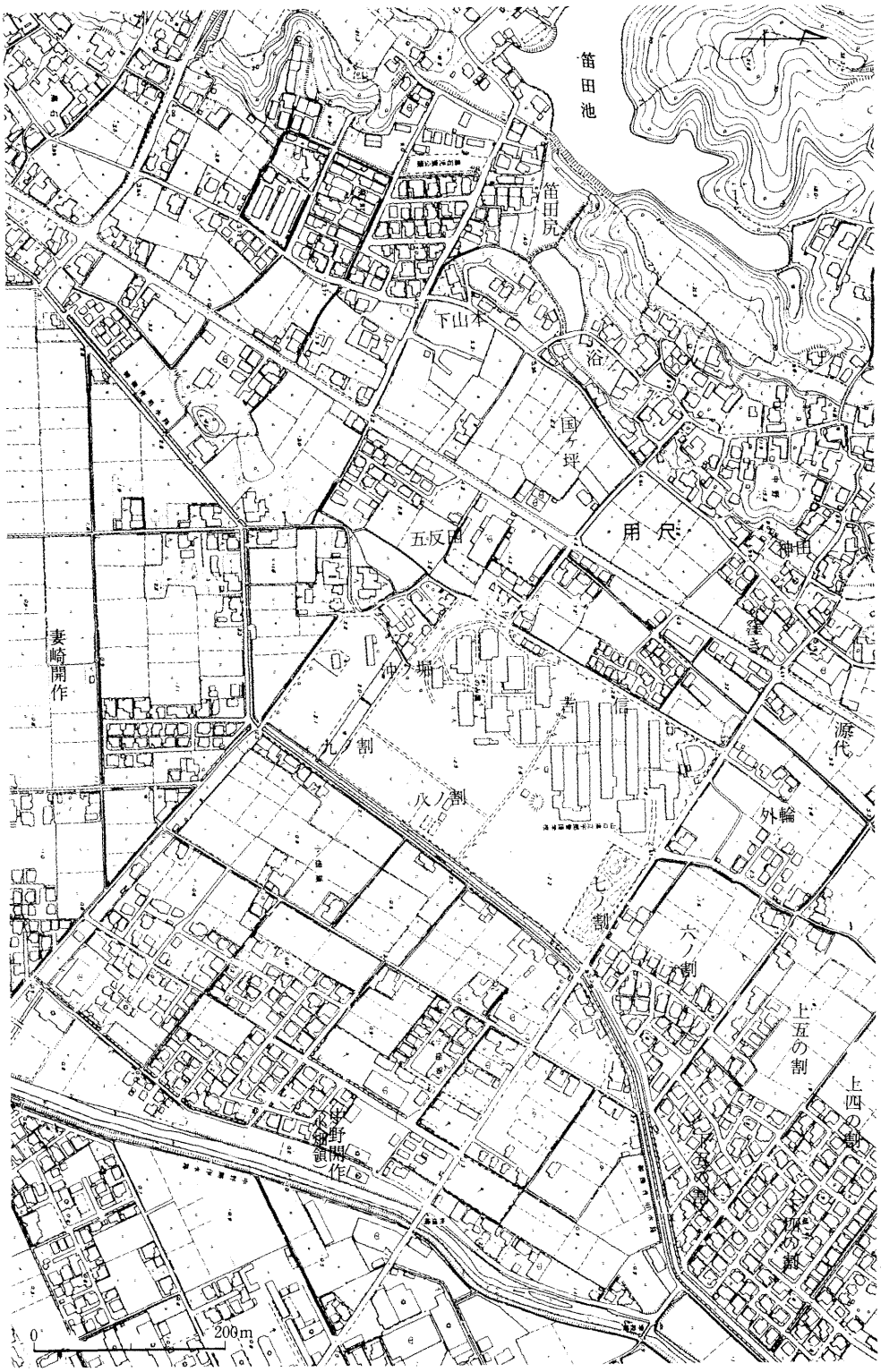

地図F-16　東須恵の用尺

二メートルである。吉信の東方には一の割から九の割までの開作地名が続く。これを元開作と仮称する。元開作の標高は一・八～一・六メートルである。元開作のさらに東は御撫育用水を距てて、いわゆる中野開作（小畑領）である。小畑領の水田の標高は〇・九～〇・六メートルである。

この中野開作は天明二年（一七八二）の完成、さらに南方の妻崎開作は文化十四年（一八一七）の完成である。御撫育用水の名はこれらの事業が萩藩の御撫育方の直営によってなされたことからの呼称で、寛政四年（一七九二）の完成という。

『防長地下上申絵図』は享保年間（一七一六～）に作られたものである。したがってこれらの開作が進められる以前の状態が画かれており、吉信より沖は皆、海となっている（『絵図でみる防長の町と村』山口県文書館、一九八九年）。

この一帯の干満差はおよそ四メートルあるというから、自然状態でいえば標高二メートルまでは満潮時には海となる。中世のある時期には吉信より沖合、標高一メートル台の元開作部分は干潟の海だったのである。

中野の南方黒石と妻崎開作の接線には帯状に畑と果樹園がつづくが、あるいはかつての海岸砂堆（小砂丘）ではなかろうか。もしこれと類似した状況が中野と元開作の接線にもあったとすれば（現況では県立学校が建設されているため、よくわからない。『地下上申絵図』には塩屋が数軒かかれている）、吉信は海岸砂堆後背湿地を水田化したもので、その砂堆上の高燥地に、名主屋敷があったということになろう。

用作（用尺）は吉信よりさらに六〇センチ標高の高い水田であった。今日の笛田堤は中野も黒石も灌漑する大きな溜池である。この池は『防長風土注進案』にもみえているが、元来は下の池のみで灌漑を担っていたものが、開作の増加等により上の笛田堤を増設したものであろう。中世の用作は小規模な溜池により灌漑される、村落内で最も安定した前田だったのである。

聞取調査

水戸一郎氏より

20　山口県宇部市如意寺・渡瀬の用作

用作は浴（湿田）　(旧)如意寺村の中心は新幹線小郡駅から西方九キロメートルにあり、尼寺如意寺のまわりに殿給、権明、竹ん下等の浴（谷水田）が拡がっている。しかし用作はこれら如意寺一帯の水田からは北東一キロ弱にあって、阿東川ダム（小野湖）を渡って、如意寺の村に入る、その道に沿った浴の水田をいうのである。耕作するのはダムに沿った渡瀬（如意寺村の一部）の人々である。如意寺での聞き取りでは、

ヨージャクはいよいよ、悪い田。やぶれ田じゃ。

と最低の評価であったが、現地に行ってみると、山田で二毛作不可能な湿田であった。耕作者の中村よし子さんに語ってもらった。

ヨージャクは山田じゃから山影になって反収は良くない。じいちゃんが作った頃で四～五俵。そんな頃は「ひたき」って草や木のこやし。私が作ってからで（化学肥料が入ってからは）七俵ぐらい

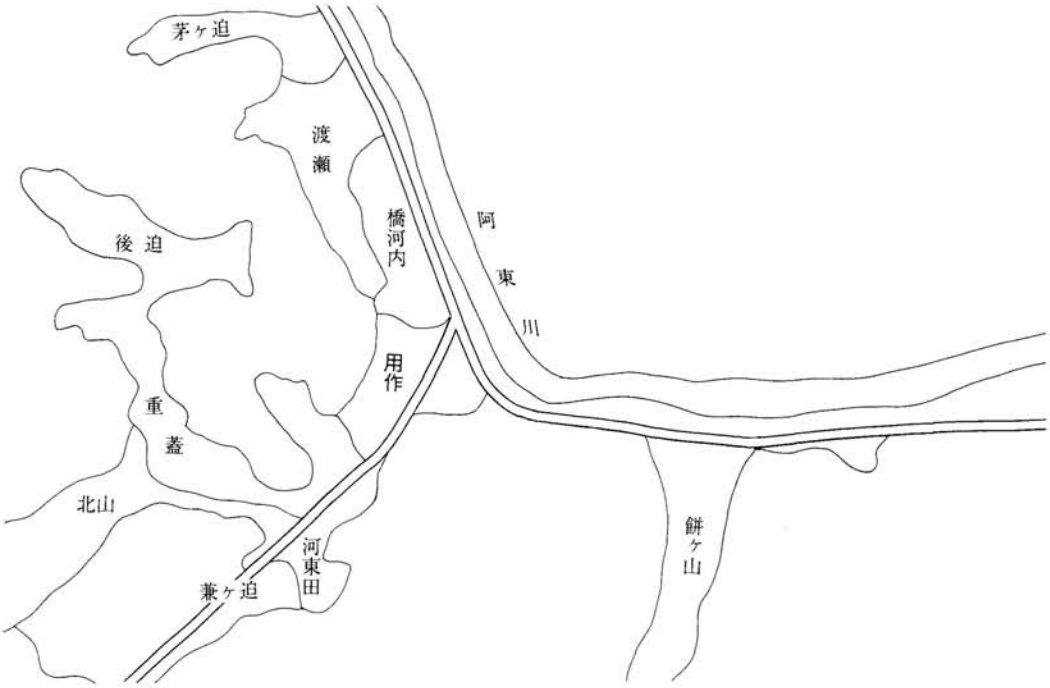

地図F-17　如意寺の用作

写真F-13　如意寺の用作

ありましょう。橋河内は日あたりが良いから、じいちゃんの頃で五～六俵とれた。

よくない田じゃが、そのかわりどんな旱魃でも水が枯れることはない。昭和十四年の旱魃に、わたぜ、橋河内の方(1)は田ができずにうずら豆を植えたが、しかし私のところは米ができました。

『防長風土注進案』（舟木宰判・如意寺村）の項に、

如意寺村之儀ハ、不残、浴々よりの湧水、小溝へ流れ候のみを、用水に仕候、水至而乏敷、旱損勝ニ御座候

とあることから考えれば、旱損に強い用作が中世には必要とされた。述べてきたような「種子農料」の下行を確保するための全天候型の用作配置の一つであろう。

（1）一部ダムに水没した。いずれも用作の浴からの水を使用している。

21　山口県阿武郡阿東町生雲東分・持坂西の用着

持坂は井手がかりとしぼり水　持坂は標高三〇〇メートル程、阿武川の小支流三谷川に沿って、狭少な山間の水田が存在している。三谷川は石洞ヶ岳（標高六〇二メートル）に水源をもち、この一帯では大谷川と呼ばれているが、持坂の地で別の峠よりの小流惣田川を合流する。

持坂の水田は一つは大谷川に設けられた各井手（上井手、大井手、中畷井手、中井手〈岡の上井手〉、もりどい、七升尻井手、うまいれ井手、柳ヶ瀬井手）の水を取るもの、そして今一つは東方の大蔵ヶ岳、西方の黒獅子山よりの出水（しぼり水）によって灌漑される水田の二つに大別できるだろう。

用着はしぼり水がかり　用着（用作）はこの後者のしぼり水に依拠する水田で、かつ惣田川に接し、牛の入らない湿田であった。かつては小字用着と小字日焼田の境に二畝程の池があって、持主の屋号から「日やけのへやの池」と呼ばれていたというが（「へや」は隠居の意）、今はつぶれている。湿田主体ではあるが、用着のうちには溜池を必要とする田もあったということになろうか。用着は上田ではなく、反収五、六俵の中・下田であった。一帯で上田といえるのは中畷井手からの中畷、宮久保、また大井手がかりの上のだんち等で七～八俵、逆に下田は日焼田で反当三俵ほどの劣等田であった。

一帯の日焼田、開作といった地名は、しぼり水や小規模な溜池に依拠して山際を開拓した、近世の開田を示すと思われる。雨乞神事として伝えられる生き目様（日焼田上方）やもりどい（井手）での祈禱行事は、こうした用水許容量の限界近くまで開田が進められた近世の状況を反映するものであろう。地名用着は、そうした開田が進む以前の中世水田が、しぼり水に依拠する湿田であったことを示していよう。

なお享保年間（一七一六～三六）の「地下上申絵図」（山口県立文書館蔵）によれば、今日的な水田は既にこの段階で開田されていることがわかる。大谷川の各井手は河川が深いため、石で井堰を構築していたというが、昭和四十年の水害で崩壊した（その後行なわれた河川改修により旧井手は残存しない）。このように大谷川の石堰は災害にもろい面もあった。用作田の選定にあたっては、こうした点も考慮されたことであろう。なお近くに立畠なる字名があるが、あるいは館畠か。

聞取調査

川村美徳（明治四十一年生）、小野久子（大正八年生）の各氏より

22　山口県美禰郡秋芳町嘉万・栢木の用作

厚東川源流　厚東川の源流、瀬戸内海と日本海との分水嶺、大平峠（杉山峠）の直下にあるのが栢木の村である。小流になった厚東川（『防長風土注進案』では本川）に小さな井堰がいくつもかかって山間に水田が拓かれている。用作は左岸にある。周辺には上流から鯰口井手（大開井手・左岸）、水神井手（右岸）、用作井手（左岸）、落合井手（左岸）があり、用作井手は『注進案』にもみえている。

近世文書にみる用作井手　栢木には「長尾文書」（長尾武雄氏所蔵文書）、「杉山文書」（杉山保氏所蔵文書）という近世文書があり、ともに各

井手にかかわる水利文書がある。「長尾文書」明和二年（一七六五）の覚書には大河内井手、水神井手、用作井手が登場し、「杉山文書」文久元年（一八六一）の連判申状には落合井手、水神井手の名前と五歩水の慣行がみえている（『古文書講座解読文集』〈郷土資料叢書第十二集〉秋芳町立秋芳図書館、一九七七年）。ほかにも長尾文書には用作井手ほかの番水帳も残されている。

明和覚書の概要をみておこう。宝暦十三年（一七六三）、明和二年（一七六五）とつづく旱魃に、上流大河内井手の水の取り方と、残る水の水神井手への分け方をめぐり、湯浅又左衛門知行分（主として右岸）と、粟屋弥九郎知行分（主として左岸）との間で、出入（相論）があった。相論の結果、大河内井手にまず水をあてたのちは、一日一夜は水神井手に取り、一日一夜は「ようしやく井手」に取ることにして、双

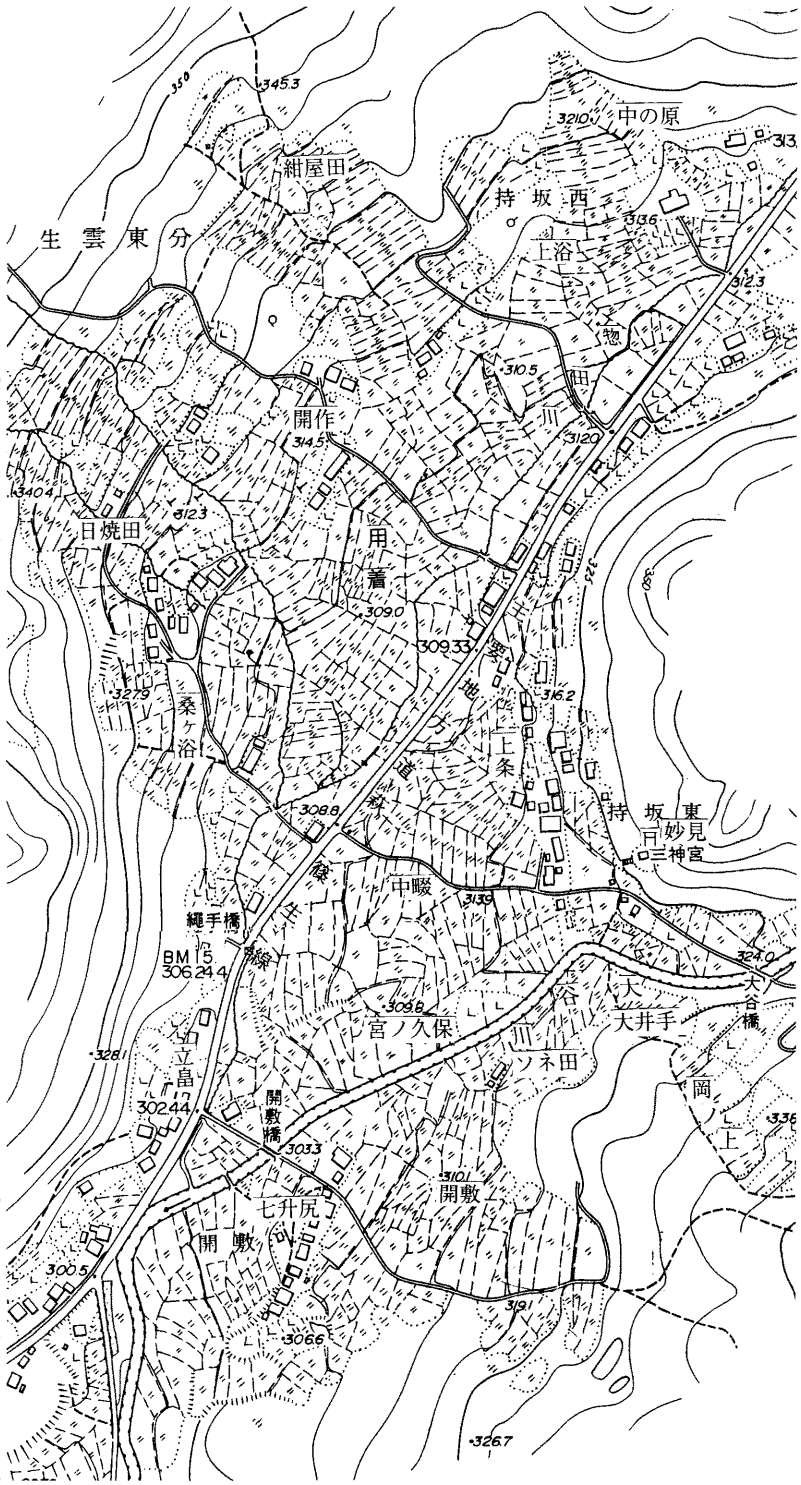

地図F-18　生雲東分・持坂西の用着

方が当(等)分になるようにした。もっとも目見当(けんとう)で当(等)分の分け流しにしてもよいとしている。

また文久元年連判状によると、旱魃時には最下流の落合井手が涸渇した場合、双方の役人が立会って検分をした上で、「従往古申伝」の「五歩水」を実施した。これは上流大滝からの水を落合井手に六時(とき)（十二時間）落とす。つづく二十四時(とき)（四十八時間）は水神井手に落とす。そしてこれをくり返すというものである。なお五歩水とは二十四対六、即ち四対一の比のうち一、つまり五分の一の水を与えることをいったものか。

しかしこれは最下流にある落合井手の救済措置であったから、次第に水神井手も困窮する。そこでこれも役人の検分を経た上で「一ト水(分)」を実施した。これは大滝よりの落水一ト水(分)を六時(とき)（十二時間）の間、水神井手に配るというものであった。

明和の相論は水神井手側が一ト水(分)（上記の一ト水と同じか否かは未詳）はよいが、それ以外は落とせないと、落合井手の申し出を拒否したことにはじまったのである。

写真 F-14　長尾文書番水帳のうち用作井手の部分

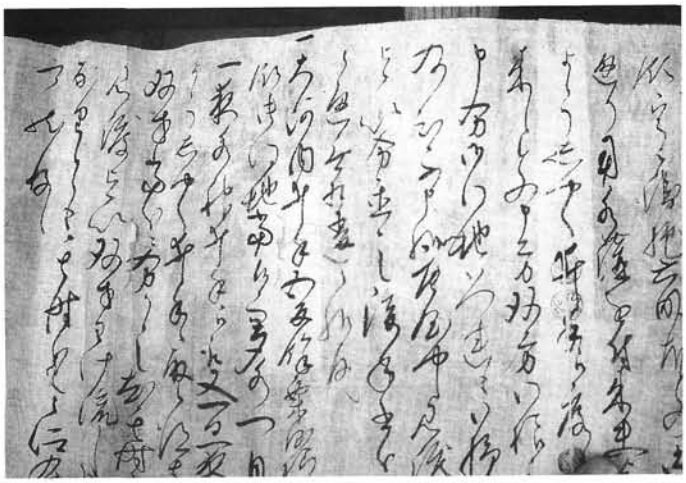

写真 F-15　長尾文書（明和2年覚書）　水神井手、用作井手への分配のことがみえる

この一連の経過の中にみるような、絶対的な水不足の中で、下流に位置するにもかかわらず、用作井手が上流水神井手との間で等分の配水を行なったことは、用作井手が相対的には水が強かったことを意味していよう。聞き取りによっても水神井手、用作井手は水が強かったとのことである。

用作は良田　用作は乾いた田で日当たりが良く、大体一等地、土地では一番いいという評価である。但し人によっては山のへりで、かた影になる部分は悪いとも言う。用作の中で陽の当たる所は良かったということであろうか。他に上田は字栢の木田、下田は字鞠(なめの)口(くち)、牛越のような浴であった。

なお一帯では明治の頃まで草を育てるため

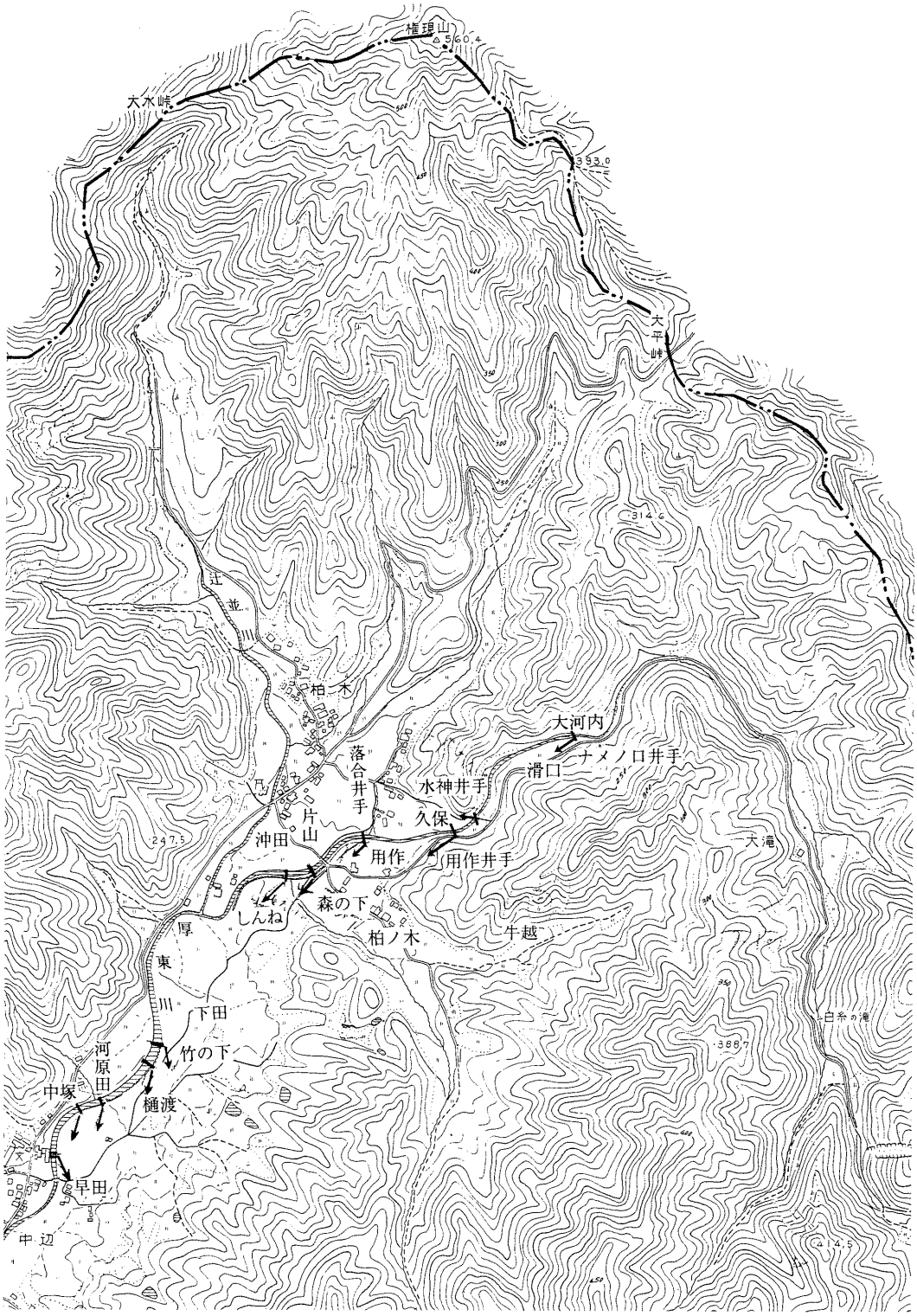
権現山
△560.4
大水峠
393.0
大平峠
314.6
辻並川
柏木
大河内
ナメノ口井手
滑口
落合井手
水神井手
久保
片山
沖田
用作
用作井手
247.5
大滝
しんね
森の下
柏ノ木
牛越
厚東川
下田
竹の下
河原田
中塚
樋渡
早田
中辺
白糸の滝
388.7
414.5

地図 F-19　栢木の用作

草刈山を焼くことがあり（焼畑農業ではない）、その山を「かんのうじ」と言ったという。先にみたような「苅野（かんのう）」に由来する呼称（苅野地）か（九三〜九四頁参照）。

聞取調査

五嶋伝次（明治四十年生）、長尾武雄（明治四十三年生・故人）、山本譲（大正十二年生）の各氏より

三　用作田の形態—まとめにかえて—

以上が山口県内の二二か所の用作地名を現地調査した結果である。いささか冗長で退屈な記述になってしまったが、筆者には圃場整備以前の旧耕地の記録を残したいという気持が強かった。読者の御理解をたまわりたい。さて以下仁保庄、与田保分七か所も併せて、まとめとしてその特色を述べることとするが、実は著者は「二豊のユウジャク」と題するレポートを、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館『研究紀要』（五、一九八八年）に掲載したことがある。それは本章と軌を一にする方法によって、二豊、即ち豊前・豊後（福岡県の東部と大分県全部）の用作地名を調査したものである。調査箇所は五〇か所近くに及ぶが、残念ながら紙幅の都合で、本書に掲載することは断念した。但し本章のまとめにおいては東国のミソウサク（等I部第二章）、二豊のユウジャクの調査結果をも総合して、各地の領主直営田のあり方を考えてみたい（以下表F—1〜3参照）。

東国は湿田主流、西国は乾田主流　まず最初に正作田（用作田）が乾田、湿田のいずれに属するのかという点をみてみよう。乾田とは麦作可能な二毛作田、湿田は麦作不可能な一毛作田、半湿田が畝蒔をすれば麦作可能な田を指すと定義したことは、本文に述べてきたとおりだが、正作田（用作田）の立地を考えた場合、東国と西国でははっきりと差異のあることがわかる。即ち東国では全体一八か所のうち、四分の三にも近い一三か所（七二パーセント）が湿田（半湿田を含む）で、乾田は五か所（二八パーセント）しかない。東国でもさらに関東地方のみに限定すると乾田の御正作は一九パーセントとさらに数値が低くなる。

一方、防長のヨウジャク（表F—2）の場合、この数値は逆転し、全体二二か所のうち六割に近い一三か所が乾田、二豊のユウジャクの場合、全体四五か所のうち六割以上の二九か所が乾田である。即ち東国の正作田は湿田が多数派、逆に西国の用作田は乾田が多数派といえそうなのである。

用水源に関しては東国の乾田の正作にかかる用水は半分以上が湧水であった。一方防長、二豊いずれも乾田の用作にかかる用水は河川からのものが圧倒的多数であった。

こうした分類にあたっては、それぞれの地域の地形をも考慮せねばならないとは思うが、大まかにいえば、東国では自然灌漑に近い天水田や湧水田が主流で、河川灌漑はさほどには行なわれていない。一方の西国では積極的な河川灌漑が行なわれていたといえそうである。

用作と勧農（種子農料の下行）　ところで東国においては常陸国真壁郡長岡村、西国においては周防国仁保庄の事例で明らかにしたように、

地頭たちは生産力の高い乾田タイプの用作（正作）を設ける一方で、異常天候である旱魃時の生産をも保証してくれる強湿田タイプの用作（正作）を設定していた。平常の年には乾田型の良田を独占して用作を設定し、他に優越する生産量を得ることができたが、一方では何年に一度かの異常気象に備えた湿田型の用作も設定して、次年度の再生産を確保した。

伊勢国大国庄の御正作田からの収穫米が穎稲（穂付き米）として保存され（『平安遺文』五―一九二三）、福島県いわき市荒田目条里遺跡出土木簡に、郡司職田の耕作に村民を召集した内容のもののほか、彼らに支給される種籾に関わるものが多数あることからすると、正作田、用作田はそれ自身の再生産のみならず、村落全体の再生産の鍵を握る存在であったと思われる。中世文書にみえる春の「種子農料」の「下行」、「出挙米」の貸与、即ち種籾の確保は、領主が領主であり得るための義務の一つである「勧農」の根幹であり、領主が年貢を徴収し得る根拠であった。

湿田型用作は領主の勧農権を保証するためのものであり、現代風にいえば保険料なのだが、生産力が低い上に土木技術も未熟で、各種用水施設の破損が恒常的であった中世という時代には、最も原始的な水田である湿田型の用作は、数年に一度は領域内での最低限の生産を保証したから、結果として保険料の支出以上に還元されることが多かったのである。

東国の事例にみるような圧倒的な湿田としての御正作の優勢は、依然中世の東国では自然灌漑が主流であったことを示していよう。但し地名に残った御正作や用作は、当然に中世の御正作・用作の一部であって全てではない。20如意寺村渡瀬にみたような、ふだんは悪い田だが旱魃の年は良いという用作は、おそらくは領主が同時に別に、生産力の高い用作をも掌握していたことを前提にして理解する方が良いだろう。

科学が発達し、整備された圃場にみるように農業にも莫大な設備投資がなされている現代においても、自然は人間の予想を超越した猛威をふるう。技術の発達もなく、自然の力に常に従順たらざるを得なかった中世という時代には、自然のあらゆる動きを想定し予測した上で、幅広い対応をとることが、領主の側にも必要とされていたのである。

水利慣行と用作　次に水利権のあり方についてみてみたい。防長のヨウジャクの中には、今もその地を灌漑する用水の水利権が人為的に強いもの、あるいは強かった痕跡をとどめているものがあった。一つが佐波川乙井手の一本樋、今一つは落とし流しの慣行のあった歌野川乙井手系岩崎井堰（表F―2、①⑫）である。

しかしこれらの事例は必ずしも用作の一般的な傾向を示すものではない。むしろ「水さえあれば良くでくる」といわれるように、水は乏しいが地味はあるといった田の方が多かったのである。

九条家文書にみる上原郷の御手作　この点に関連して中世の用作田のあり方を示唆する史料に九条家文書中の上原郷に関わる文安元年（一四四四）十二月五日の上原郷名主百姓等目安言上状（『図書寮叢刊』九条家文書六―一七〇五）がある。

表F-1　①東国のミソサク、ミショウサク

凡例
◎一等田（畝どりなど）　○良田　　○内の番号は第2章の節に対応
●近世に用水が新開鑿されるなど変化があったもの（中世的形態を推定して分類）　・は第3章、第4章

乾湿／用水源	乾田	半湿田	湿田
天水			①大泉町下小泉村の御正作 ●⑦関城町船玉のみそさく ⑧常陸太田市幡のミソフ作 ●⑩水戸市渡里町の味増作○ ●⑫大宮町下岩瀬の味相作○ ⑬出島村牛渡のミソウサク ・真壁町長岡のミソザク ・真壁町下小幡のミソザク
湧水	④足利市里矢場の御正作○ ⑤小山市卒島の御正作○ ・大井川町藤守（初倉庄）の御正作◎	⑨常陸太田市小野のミソウ作	
小流		⑪大宮町西塩子のミソウ作○	
大河川（中流域）	⑥小山市上梁の味正作 ⑮敷島町下中条の御証作◎	②太田市強戸村の三惣作 ③太田市沖ノ郷の三双作	
溜池		⑭土浦市田村の味惣作○	
小計	5（28%）	5（28%）	8（44%）
			計18か所

「謹上（包紙ウワ書）　東福寺　　備中国上原郷
御百性（姓）等」

目安　東福寺御領備中国上原郷御百性（姓）等謹言

上

一、ゆゑなき事ニ名田畠被上召候事

一、無先例御手作大勢被召候て、牛馬女男ニ至まて、のうさく（農作）のさかりにわ（マヽ）、御手作を本ニ朝くらきより夕去まて、たいはん（台飯）をも不給候上ニ馬牛をむちにて（笞）使候様に、さん〳〵のはうこん（放言）候て、めし使候事

一、御手作を本ニ仕候間、牛馬人足ひまなきにより、田畠をそく（遅）作、霜雪ニそんしつ（損失）候間、そんまう（損亡）事申候へハ、公方の御手作ハ吉候により、一向御百性のくわんたい（緩怠）とて、御しよういん（承引）なく候て、寺家へも御申なく候事

一、秦之井手御ほらせ候て、水上候ハんすれはとて、かわらけ河の井手并仁田中池をは、手作の田ニめされ候ハんとて、水なきニより当年も皆々地下の田共かんそん（干損）仕候、殊ニ適々上候井河の水をも、御手作を本ニ被入候て、御公田にわ一てきの用水をも不給候間、弥々御百性のなけきに候事

（以下略）

表F－2　⑪防長のヨウジャク

凡例
◎一等田（畝でき）　○良田（二等田）　○内の番号は本章の節に対応
●近世に用水が新開鑿されるなど変化があったもの（中世的形態を推定して分類）　・は第1章、第5章

乾湿／用水源	乾　田	半湿田	湿　田
天水		●⑪菊川町保木の用借 〈現在は大井手がかり〉	⑥山口市大内、奥小野の用作 ⑧田布施町、宿井の用作 ⑳宇部市如意寺渡瀬の用作 ㉑阿東町生雲持坂の用着 ・山口市仁保浅地の養着 ・　〃　深野の用着
小流	③徳地町串・安養寺の用作◎ ●⑨平生町の大野の用作◎ ⑩平生町尾国の用作○	⑦小郡町木船の用尺	
中小河川（中流域河川）	④山口市小鯖の幼若◎ ⑤山口市平井の用作○ ⑫菊川町下岡枝の用借 ⑬菊川町日新・行政の用作◎ ⑱楠町舟木の用作◎ ㉒秋芳町栢木の用作○ ・山口市仁保土井河内の用作◎ ・　〃　大坊　◎		⑭菊川町吉賀の用作 ⑮豊北町粟野の用作
大河川（下流域）	①防府市西佐波令の用着◎		
溜池	②防府市大崎の用尺 ⑯豊浦町厚母郷の用作○ ⑰山陽町山野井の用尺◎ ・柳井市余田の夕作	⑲宇部市東須恵中野の用尺○	
湧水			・山口市仁保土井河内（泉）の用作
計	16（59%） 一等田　9 良田　4	3（11%） 良田　1	8（30%） （計27か所）

表F-3　⑪二豊のユウジャク

凡例

○に番号は大分県.（　）に番号は福岡県
◎一等田（畝うち、畝できなど）　○良田　△用水末端
⊗井料に隣接　※分類上、複数に亘るもの
●近世に用水が新開鑿されるなど変化があったもの
（中世的形態を推定して分類）

○内の番号は服部「二豊のユウジャク」「大分県立宇佐歴史民俗資料館『研究紀要』5）の番号に対応
㉒～㉘、㉛、(6)～(8)、(13)、(18)、(19)、(24)、(25)は未調査のため欠
・は上記に未報告のもの

乾湿／用水源	乾　田	半湿田	湿　田
天水		●⑩院内町来鉢の勇弱 ●㉙久住町白丹の用作 ㉚朝地町上尾塚の用作 (9)行橋市稗田の用尺	②耶馬溪町山移の用作 ●⑱狭間町酒野の用石 ㉜天瀬町塚田の用尺 ㉝　〃　五馬市山口の遊雀 ㊱前津江村赤石の勇若
湧水	●㉟天瀬町桜竹の用ジャク○ ⑳築城町築城の夕作◎ ⑰豊津町吉岡の用作△ ⑳築城町築城の夕作○△		
小流	①耶馬溪町下百谷の用作○ ⑮豊後高田市田染・相原のヨウジャク○△ ㉞天瀬町簗ケ瀬の用作◎ (1)北九州市上曽根の用尺◎△ ⑽苅田町新津の用尺◎ ・竹田市倉木の用作	(11)行橋市上稗田の用尺	
中小河川（中流域）	③耶馬溪町津民大野の用作◎ ④山国町大石峠の遊雀○ ⑤山国町上守実上志川のユウジャク◎ ⑦宇佐市四日市・上元重の用作○ ●⑪安心院町深見・新貝の夕弱○ ⑰大分市大南町下判田の用作◎ ●㉑安岐町塩屋の用尺◎ (2)北九州市小森のヨウザク◎ (3)北九州市到津の用寂◎ (5)香春町下採銅所のヤウシャク○ ⑮豊津町徳政の用作○ ⑯豊津町砦見の用作 ㉑築城町赤幡の用作○△ ㉒築城町安武の用夕 ㉓築城町下別符の夕作 ㉘豊前市下河内の夕尺◎		(14)豊津町国作の要作△

大河川 （下流域）	※⑧宇佐市上高の用尺○⊗ （平田井堰） ⑫宇佐市長洲・住江の用尺△ （江島井堰） ㉖新吉富町尻高の勇尺○△		※⑧宇佐市上高の用尺⊗
池堤	⑯大分市賀来・中尾の遊若◎ （中尾池） ●㉗新吉富町宇野の遊作◎⊗		⑨宇佐市和気の用作△ （北迫池） ⑭姫島村の用作 （用作池） ⑲狭間町高崎の用着 （用着池） (4)北九州市葛原の用作○△
小計	31（66.0%） 一等田13、良田12	5（10.6%）	11（23.4%） 計　47か所（※重複を含む）
畑か	⑥山国町槻の木・苅屋のユウ若 ⑳大分市旦野原の用作 ㊳前津江村天ケ村の勇若	⑬院内町五名の夕尺 ㊲前津江村大野のユウジャク ⑿苅田町山口の用尺	

この史料は既に峰岸純夫「中世社会と一揆」（『一揆史入門』）や、石田善人「東福寺領備中国上原郷について」（『岡山県史研究』一～三）等で検討されてきた史料であるが、引用したのはその冒頭部分である。

まず大意を記そう。

一　全く理由もなく名田畠をとりあげられたこと。

一　先例が無いことだが、御手作におおぜいが使われ、特に田植時の農繁期に牛馬や女・男まで、まず御手作を最優先に耕作させられた。朝暗い内から夕さり（夕方）まで、台飯（代飯、食料の代わりに供給される米）すらない無報酬で、馬・牛を笞でうつようにこき使われた。

一　御手作最優先で牛馬人足をとられてしまったから、田畠の作付が遅くなり、霜や雪の被害が甚大だった。だから損毛（損田としての扱い）を申請したが、公方の御手作ばかりは早くから作付してあったから、よく米や作物が出来ている。それで、百姓の緩怠だといって承引がない。

一　（上流に）秦の井手を掘られたが、水上（であって使いにくい）というので、かわらけ河の井手と田中池の水を手作の田に入れてしまった。水がないので地下の田は皆、旱損となったが、たまたま（降雨があって）上ってくる井堰の水も、これまた御手作を最優先して入れるから、公田には水が一滴もこなくて、御百姓が困窮している。(1)

以上が大意である。

非法と合法　右の史料はかなり手作の実態を示していよう。もちろんここに記された行為は領主の非法である。したがって本来はあって

はならないはずの行為である。そして領主にとっても一般農民を犠牲にし、公田まで不作にしてしまうことは、領主自身の年貢の減収につながりかねず、避けたいことだった。

どこの荘園でも、おそらく実際にはこの史料に書かれたことに近いことは、かなり多く行なわれていたことだろう。ただそれが非法として訴えられることは少なかった。非法と合法の境い目は不明瞭で、両者は紙一重だった。

うえめされ　元来領主（地頭）直営田は領主直属の下人所従が耕作する田のはずである。しかし農繁期には一般農民でさえ共同作業（ゆい）に依拠しなければならなかったのであり、当然に領主も大量の労働力の確保・使役がなければ水田経営ができなかった。ただその際に一般農民を無制限、無報酬で使役し、牛馬なみに扱うことは、一般農民の反感を招く「非法」行為であった。

大分県大分市賀来、中尾に遊若という地名がある（表F—3、⑯）。この地の遊若は「おかたやしき」といわれる庄屋の家のまわりの田をいい、「うえめされ」、即ち田植の時に人々が奉仕をしたという伝承がある。

何らかの報酬があり、日数・時間も限定されたものであれば、農民は「うえめされ」を許容したと思われる。

用作への優先配水　次に史料には用水を公田に入れず手作ばかりに入れたと記されている。これも公田を旱損としたが故に非法とされているわけだが、領主（地頭）直営田への配水を優先させること自体は日常的に行なわれていたことであろう。

例えば『大乗院寺社雑事記』に記された大和国穴師川用水の場合をみると、吉水（番水）になって最初に水をいれるのは羽津里井庄下司の田であった。[2] また石清水文書に記された淡路国鳥飼庄の場合でも、

一　地頭抑留一庄用水、令引自分名田事

とある（弘安元年十二月八日鳥飼別宮雑掌地頭和与状写）。

先にみた今も水が強いとされている用水や、その名残りを思わせる用水はそうしたことの遺制であろうし、また水の便さえあれば良田といわれる田が多かったことは、かつてはそこで用作優先の配水が行なわれていたであろうことを推測させるものである。

用作に隣接する井料田　用作への配水を優先させれば公田への水が不足する。当然領主は農民の怨嗟の的となる。領主にとってもそれは得策ではなかった。そこで領主はどうしたのだろうか。

用作の隣接地に井料という小字名が残っている場所はかなり多い。三潴庄故地三潴町田川は用作と小字井竜が隣接し（一八〇頁）、福岡県新吉富町宇野の遊作には小字井料が隣接し、大分県宇佐市四日市・上高の用尺[3]には小字井竜が隣接している。また、熊本市の白川下流左岸、中原でも小字用作と小字井流が隣接している（リュウ音とリョウ音の混用は竜安寺などにみられる。一〇九、二〇九、二八八頁参照）。これら用作と井料が隣接する地域はいずれも用水の絶対的不足に悩まされてきたところが多く、かつ用水の規模が比較的大きく、その維持管理に多くの経費を必要としたところでもある。

井料田はいうまでもなく、そこからの収穫米をもって用水の維持管

理にあてた田であった。井料田が不作となれば、用水の維持が困難となるのであり、水田耕作を継続する上で、不可欠、最優先の田であった。

井料田はどのように耕作されていたのか。もし中世にも農民が井堰・用水の管理を自身で行なっていたのならば、井料田を耕作したのは農民自身であり、輪番で作付したものであろう。しかし農民自身が管理できるのは小規模な井堰までと思われる。中世に用水管理を含む勧農行為が領主権の主要な一部を構成していたことを考えると、中規模・大規模な井堰の管理は地頭・領主が行なったと思われるし、その場合には井料田の経営も地頭・領主が行なったはずである。

こうした性格をもつ井料田を用作の隣接地に置いたことは、領主による円滑な用作経営に大いなるメリットを与えた。農民にとって井料田は農業生産に不可欠の田であり、その田に用水を優先して入れることには農民の抵抗感は少なかった。そして同時に領主は用作田にも優先的に水を入れたのである。用水の優先のみならず、井料田における使役もまた農民の異和感は少なく、その延長上に用作田使役を位置づけることもできた。

巧妙な井料田・用作田の配置は、領主支配を潤滑にする効果をもたらしたのである。

用水末端にある用作　用水末端に位置する用作も多い。典型的なものは仁保庄殿井手末端の用作であるが、ほかにも同じ仁保庄の大景井手末端の用作、また門田地名であるが、本書四〇九頁に述べた三入庄木欒（もくろ）井手末端（じゅうのすい）の門田があり、さらに九州二豊では十か所程を数える。先にあげた井料に隣接する用作のうち、多くのものはある時期までは用水の末端であったと思われるものである。

用水が領主主導で開鑿されたものであれば、その末端は新田ということになるから、領主による用作田の設定は容易であっただろう。

当然この用作への配水も優先された。したがってこの領主が開鑿した用水はほぼ常時、末端まで水が流れていたことになるが、このことはある程度の撫民的な効果をもたらすものだったと思われる。というのは一般的な水上（みずかみ）優先の通念が、ここでは下流優先原則にかわっており恩恵を受けるものも多くいたからである。

神社や神田地名に近接するもの　次に用作が神社に近接していたり、また隣接して神田、古神田といった地名が残るものも多い。防長では⑩平生町尾国（賀茂神社と用作）、⑫菊川町下岡枝（桜井八幡宮と用借）、二豊では①小倉南区上曽根（宗像神社と用尺）、⑨行橋市下稗田（用尺と神田）、⑳筑城町築城（大野八幡社と夕作）、㉗新吉富町宇野（遊作と古神田）等がそれらの事例である。

神田とはされていないが、正作・用作からの収穫米を初穂料や供神米とする例も、初倉庄藤守（一〇二頁）や③小倉北区到津（いとう）などのように多かった。

このことに関連して、第二章みそさく考では中世に神田を地頭が召し上げ、御正作とした事例を、古文書の記述によって紹介した。神田と正作・用作がいくつか隣接して残っていることは、このような神田が用作に転化するという歴史的経緯の中でとらえることが可能であろう（中には到津のように八幡宮神官到津氏自身が領主としての性格をもっ

ていたことがわかるものもある。しかしこれは特異な例であろう)。

もう一つの考え方は用作と神田の併設についても、井料田の併設と同じ意図があったと考えることである。即ち御成敗式目第一条がそうであったように、神社の修理は専ら地頭・御家人の責務であった。しかし場合によっては下司・公文らが行なっていたであろうし、また氏神として氏子である一般農民が行なうこともあったであろう。神田は、専らそこよりの収穫米をもって神社の修理・維持管理、そして祭祀そのものの費用にあてる田であった。したがって史料上神田を用作に転用してしまったとあることについては、文字どおりに地頭・領主が神田を私物化したと解釈することもできるが、むしろ地頭・領主の側が神田管理を含む祭祀権を、在地から、ないしは対抗する下司・公文らから取りあげて掌握したというケースも多かったのではなかったか。

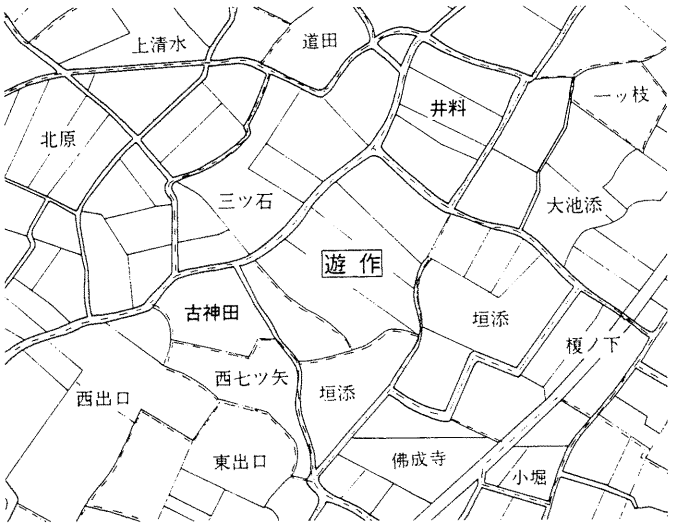

地図F-20　豊前・宇野の遊作

このように考えた場合、神社経営にあてる神田の耕作を最優先することについては、一般農民はごく自然に受け入れたことであろう。用作に隣接して神田を置くことは、用作に隣接して井料田を置くことと同様の効果を地頭にもたらした。

地図F—20に示したのは、先述の福岡県新吉富町宇野の遊作(ゆうじゃく)である。この地には遊作(用)をはさんで、小字井料や小字古神田という地名も一連の水田に付されている。このような用作・井料・神田の配置によって、備中国上原郷の名主百姓が非法として弾劾した行為を、各地の地頭は非法とは認識させず、ごく自然に行なうことができたのである。

(1)　秦の範囲は高梁川本流右岸から支流新本川左岸の流域にまで拡がっているため「秦の井手」についてはいくつかの解釈が考えられたが、ここでは新本川の流れにあったもので、秦のうち、目田沖(めだおき)を灌漑した井堰と考えた。「かわらけ河」の地名は残っていないが、新本川であろう。田中池は太平洋戦争中まで残っていたが、今は埋立てられている。浅い皿池であるから、文安に田中池の池底自体が手作田にされてしまったことも考えられたが、本文のように解釈した。なお上原の現地調査では富原(とんばら)・長谷川昇氏(大正十一年生)から聞き取りを行なった。

(2)　宝月圭吾『中世灌漑史の研究』(一九四三年)、服部「巻向・穴師の山と水」(永原慶二編『中世の発見』一九九三年所収)

(3)　上高一帯の用水(平田井堰)については、服部「平家物語の時代と農業用水—宇佐公通と駅館川流域の開発」(石井進編『中世の村落と現代』一九九一年所収)に詳述した。

第七章　筑後川下流域・クリーク地帯における荘園景観と淡水灌漑

――筑後国三潴庄と肥前国神崎庄――

はじめに

干潟とクリーク　筑紫平野を巨流筑後川（ちっごがわ、千歳川）は下る。流れが運んだ土砂は河口に堆積し、低平な地形が作られる。最大六メートルと干満差の大きな有明海には、干潮時に広大な土地が出現する。干潟である。この干潟を含む低平地帯にも、古くより人間の営みが行なわれてきた。

かつては筑後川はこの低平な地形を蛇行していた。旧流路は福岡・佐賀両県境が示しており、河川改修後の現筑後川流路の両岸にまたがって、両県の飛地が入りくんでいる。この筑紫平野低地の耕地景観を特色づけているものは、網の目にはりめぐらされた溝渠（クリーク、地元の呼称は「ほり」または「ほい」）である。

三つの灌漑形態　筑後川下流域の灌漑形態は次の三つに大別できる（図G―1、一六九頁参照）。

(1)　自然灌漑地域。「引水」と呼ばれている。花宗川流域を例にとれば、上流から筑後市井田（標高は田面で四・七メートル）までが引水地域。これより下流はクリーク地帯となる。

(2)　揚水灌漑地域のうち上流からの河川灌漑によるもの。平坦な地形で、用水源である河川自身の標高が低くなっているので、引水（自然灌漑）ができない。一旦用水をクリークに貯水し、水車（みずぐるま、足踏み揚水車）で揚水する。現在はポンプで揚水。

(3)　揚水灌漑区域のうち淡水（あお）取水地域。下流からの河川灌漑、逆水灌漑ともいえる。標高三・五メートル以下である。

この三分類(1)～(3)のうち、(2)・(3)には顕著なクリーク地帯が形成されている。地図をみると、特に(2)にはクリークが濃厚である。最も水が不足するのが(2)であったことによるものか。

淡水　さて読者には「淡水」灌漑はあまりなじみのないものかもし

れない。そこで簡単に「あお」について説明しよう。

干満差の著しい有明海では、潮の影響を受けて満潮時に筑後川をはじめ各河川の水位があがる。海の先端に相当する河川部高潮位には常に淡水（ま水）がある。この干満差を利用して旧暦の朔日と十五日の前後、つまり大潮の頃の満潮時に井樋を開けて、逆流してくる淡水をホリに貯水する。そして水車、即ち踏みあげ揚水車によってこの水を灌漑用水とする。これが淡水灌漑である。

ホリ（クリーク）に入れる水のうち四月五日から八十八夜まで、つまり非灌漑時期（田植以前）に、上流からの水を貯水するものを「春水」と呼んだ。八十八夜になれば、水利権は上流八女郡が独占する。上流各村が用水を全て使ってしまうため、夕立の時以外は三潴郡までは水がこない。下流域では逆流水である淡水を取水したが、これは「夏水」といった。

淡水取水の上流の限界は花宗川流域を例にとれば大川市下牟田口（水田の標高約三・五メートル、満潮時の水位の標高三メートル）で、これより下流が淡水取水可能地である。一般的には淡水は河川灌漑の補完であるが、飲料水まで淡水に依拠する村も中にはあった。[1] 干満の動きがとまり、静止状態になった水は、深く青く、澄みきった色になったというが、「あお」の語原はその色にある。

史料集　さてこの筑後川の最下流の両岸、クリーク地帯にも著名な中世荘園が存在した。右岸は肥前国神崎庄、左岸は筑後国三潴庄の故地なのである。これらの荘園に関する史料群は既に瀬野精一郎編『肥前国神崎庄史料』（一九六二年刊、のち一九七五年に増補版刊行）、同『筑後国三潴庄史料』（一九六六年、ともに九州荘園史料叢書）として刊行され、[2] また山口隼正「筑後国三潴庄余滴」（『鹿児島県中世史研究会報』四〇、一九八一年刊）、瀬野精一郎「筑後国三潴庄の成立と終焉」（『荘園制と中世社会』一九八四年刊、所収）にも関係史料が補塡されている。

用作地名は全てクリーク地帯に分布　そして、この地域にも本書前章までに追跡してきた「用作」地名が分布する。即ち神崎庄域には、

佐賀県神崎郡千代田町用作（大字）

三潴庄域には、

福岡県三潴郡三潴町田川小字用作、東用作
同　城島町楢津小字用作
同　大木町奥牟田小字用作

がある。この四か所は全てクリーク地帯の中にある。

本章ではこの用作地名の検討を引き続き行なうが、三潴庄の場合、豊富な文献史料があって具体的に中世景観を検討することのできる村がほかにある。即ち「近藤文書」[3] に登場する荒木村である。この荒木村は三潴庄域では最上流域にあたり、クリーク地帯ではなく引水の可能な自然灌漑域となっているが、用作のある田川の東に隣接する村である。そこで最初に荒木村の景観について検討し、つづいて田川の用作にふれ、以下順次、各地の用作について言及する。そして最後に三潴庄関係史料の中で、堤・池に関する記述のある白垣村、八院村についても現地調査を行ない、クリーク景観はどこまで遡及できるのか、中世の筑後平野の景観とはいかなるものであったのかについても検討してみたい（なお神崎庄のうち非クリーク地帯である条里耕地部分につい

ては、別途第Ⅱ部第九章〈二七二頁以下〉に記述することとする)。

一　三潴庄荒木村の中世耕地景観と大井手(非クリーク地帯)

1　中世地名と灌漑系統

三潴庄の古文書　三潴庄にかかわる中世文書群は別掲(表G—1)のようになっている。三潴庄域はほぼ近世三潴郡域に同じで、一部柳河など山門郡を含む広大なものであったが、それにしても一つの荘園に関して、在地・中央を問わず、多岐に亙る文書群が残存することが、三潴庄史料の一つの特色である。但しこのうち荘園における耕地の状況を具体的に詳細に知り得る文書は、やはり「近藤文書」が第一であろう。そこでクリーク地帯ではないが、「近藤文書」にあらわれる荒木村の姿について、はじめに検討を行なうこととする。

「近藤文書」に記された地名　「近藤文書」は御家人大江氏(荒木氏)の一族が残した文書群で、弘安、永仁、乾元、徳治等鎌倉期の譲状が多く含まれている。また年欠であるが、荒木村(吉永名)の坪付も三点程残っている。ここに記された多くの中世地名、即ち四四のうち、六六パーセントに相当する二九が、今日も小字名として、荒木村(久留米市荒木)に現存している。

そこで、これらの中世地名を、今日の灌漑水系の上に分類してみたものが、表G—2と、地図G—1である。なお荒木村の現小字には複数の場所に分布するものがある。中世地名で今日複数の場所に残るものは、ひのくち(三か所)、宮田(二か所)、苗代町(二か所)であるが、坪付記載順序、隣接小字名との関係により、適宜その位置を推定した。

灌漑水系と中世地名　以下水系毎に中世荒木村の耕地を簡単に説明しておこう(地図G—1、表G—2参照)。

(1)　野添川に沿って楢蓮輪、二タ子塚、その支流(分水)大開川に添って鶴淵が中世文書にみえる地名。大開川は森ヶ池(三段池)からも水の供給を受ける。浸蝕の浅い谷戸田で、平坦に近い地形である。[4]

(2)　(1)の南方、小丘陵間に作られた溜池地帯に鷲塚、井牟田。いずれも谷戸田で、現在は鷲塚池(上・中・下の三池)、井牟田池が存在する。井牟田の上方には小字出水の上がある。今日湧水はないが、かつての湧水点か。

(3)　汐井川に沿っては相川(「あひかわ、あゆかわ」)、赤剝、釘田、汐井川(「しほいかわ」)、小早稲田、流田(「なかれ田」)が中世地名。汐井川に設けられた「あさぎばん」という井堰が赤剝より下流、現小字の栗の内、菰町等も含め、流田までの、これらの中世史料にみえる水田を灌漑している。小字堤の内には近年まで溜池があり、あさぎばん水系の補完用水だった。相川はさらに一段上流の水系となっている。

(4)　広川(藤田川)から取水し、右岸を灌漑する岩瀬井堰(荒木井手)がかりでは上川原、仁王等が中世地名。現小字合楽町が「かんやくまち」と同じであれば、これも含まれる。

(5)　岩瀬井堰の下流にあって右岸を灌漑する下荒木井堰のかかりには

図G-1　クリーク地帯の灌漑模式図

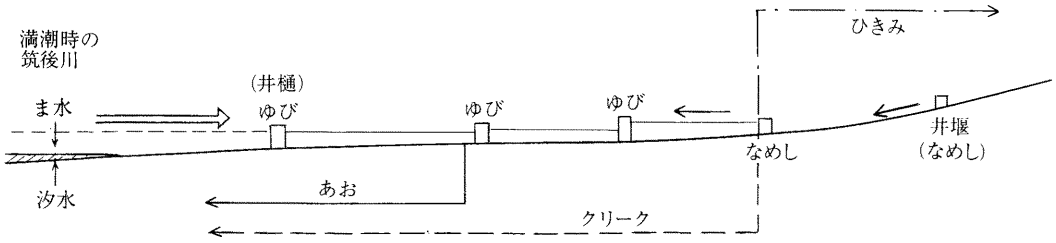

表G-1　三潴庄に関する中世文書群と灌漑形態の別にみた登場する村々

主な古文書	登場する主な村，名		
	引水地域	揚水(ほり)地域	揚水(あお取水)地域
田部文書			白垣村
横溝文書 (河原文書・筑後歴世古文書)	高三潴村	(横溝村)	田脇村
近藤文書	荒木村		
松浦山代文書		白垣村・八院村	白垣村・八院村
寛元寺文書	西牟田村		
青方文書・大隈文書	是友名？	(蘇津村) 〈荊〉	
浄土寺文書			酒見村・浜武村・梁河村・木室村
光浄寺文書			木佐木村・牟田口村・葦塚村
玉垂神社関連文書※			
梅津文書 (美麗大夫文書)	大善寺・国分寺・夜明村	牟田口村	一木村・牟田口村
隈文書(大祝家文書)	高三潴・恒武村		葦塚村・荊津村・黒田村
御船文書 (大善寺本坊家文書)	高三妻(高三潴)・夜明村・荒木村・西牟田村・恒武村？・久重村？・有久村？・田河(田川)村・津福村・安武村・白口村・犬墓村	江上村 夜明村 田河村 清松村	江島村・黒田村・酒見村・蘇津村・内野村・大依村・四郎丸村・諸富村・蒲池村・梁川村・木室村・津村(榎津)
玉垂宮文書			
朝日寺文書			
東寺百合文書	大石村		
深江文書	ときふち名？		
詫磨文書	幡帆・犬塚・荒木・津福		荊津村・木佐木村
(大鳥居文書 大宰府天満宮文書)	藤吉 高三潴村	横溝村	
竜造寺文書	荒木村		

※　久留米市教育委員会『大善寺玉垂宮関係文書』1988。なお美麗大夫については森末義彰『中世の社寺と芸術』、松田修『日本芸能史論考』等参照のこと。

北鶴淵
西鶴淵
南鶴淵
北川原田
二夕子塚
楢蓮輪
鷲塚
井牟田
鷲塚池
十五区
豆塚
小早稲田
汐井田
流田
五郎渕
あさぎばん
相川
焼牟田
合薬町
釘田
仁王
赤剝
国分寺
上焼牟田
上川原
穴田
庄井手
五ヶ村井堰（千間溝）
前田
藤
田

地図 G-1　荒木村の中世地名

表 G-2　現在の水系上に分類した中世荒木村の耕地地名

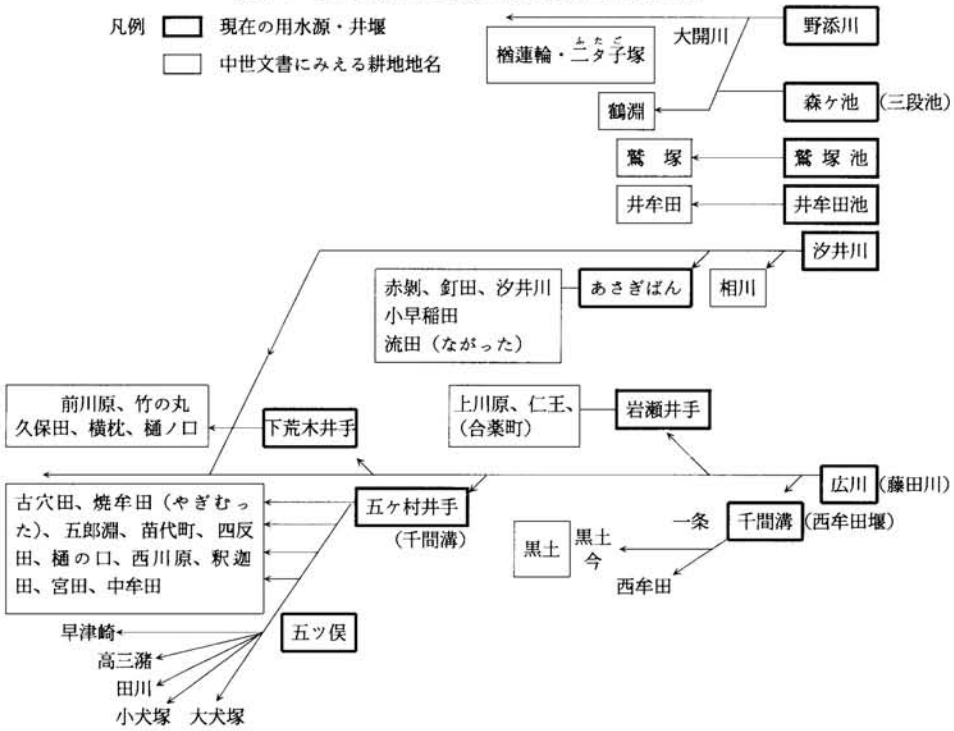

写真 G-1　圃場整備以前の荒木村の水田（仁王方面をみる、川は汐井川）

前川原、竹の丸、久保田、横枕、樋の口等。

(6)　広川左岸地区には先述した(4)岩瀬井堰と(5)下荒木井堰の中間で取水し、左岸を灌漑する五ヶ村井手がある。この水がかりには穴田（史料上は「ふるぁなた〈古穴田〉」として登場）、焼牟田（やぎむった）、五郎淵、苗代町、四反田、樋の口、西川原、釈迦田（史料上は釈迦免）、宮田、中牟田等多数の中世地名がある。

(7)　(6)の上流域広川左岸に「くろっち」。現在は西牟田千間溝のかかりとなっている。

「近藤文書」にみえる大江氏（荒木氏）の所領荒木村の中世耕地は、ほぼこれらの水系の上に区分することが可能である。そこでこれらの灌漑水系が、このまま中世に遡及し得るのか否かが問題となってこよう。

2　広川流域の用水の歴史

そのことを検討する第一の作業として、広川水系の用水の沿革を、『福岡県三潴郡誌』（大正十四年）、『新考三潴郡誌』（昭和二十八年）、『三潴町史』（昭和六十年）等の記述に従い、表にしてみた（表G―3）。

西牟田千間溝　そこで上流から順にまず西牟田千間溝からみてみよう。この用水は、元禄年間に西牟田村の豪農平田半兵衛が開鑿したとする伝承があり、近世にできた用水というイメージが強い。但しこれ

表G-3　広川流域の用水（『福岡県三潴郡誌』〈大14〉、『新考三潴郡誌』〈昭28〉、『三潴町史』〈昭60〉等より作成）

用水名	頭首工位置	灌漑地域	水利慣行	沿革
①西牟田堰〔（西牟田）千間溝〕	当条字五の江	当条・知徳一〇町歩余 黒土・今一六町六反 西牟田一九八町歩	一条へは水量磐木（ママ） 日出―日没：西牟田村 日没―日出：今（三夜の内一夜） 黒土（三夜の内二夜）	起源：天和年間（一六八一～）以前 のち、百余間上流に移動。『久留米市史』は元禄年間（一六八八～）、西牟田豪農平田半兵衛が開くとする。流域に寛永、天和以降築造の溜池が多数あり、非灌漑時期に貯水する（西牟田中格帳〈『三潴町史』所収〉）
②岩瀬井堰〔荒木井手〕	藤田字岩瀬	藤田九町四反余 上荒木二二町六反余 （計三二町余）		起源：不明 慶長一二年（一六〇七）藤田村と上荒木村で用水相論。（南清松・梯醇氏所蔵文書、『久留米市史』二―七〇頁）。 明治年間、藤田と上荒木で水利紛争、刑事事件となる。
③佐入堰〔五ケ村井手、（五（い）ツ俣）千間溝〕	藤田字佐入	両荒木七〇町 早津崎一六町 田川六二町 大犬塚八〇町 小犬塚三四町 高三潴八八町 夜明三町 （二八〇町）	申上刻（午後四時）より寅下刻（午前六時）まで、両荒木村 卯上刻（午前六時）より未下刻（午後四時）まで五ケ村 荒木には分水盤木で配水 五ケ村の内、田川へは一夜越 （本文参照）	起源：不明 慶長一〇年（一六〇五）高三潴村百姓が、黒土村より取水を試みるが失敗。 宝暦七年（一七五七）五ツ俣配水規定が定まる。
④下荒木井手	荒木字合薬町	荒木（上荒木、登里、下荒木）二〇五町		
⑤藤崎堰	下荒木字藤崎	夜明・藤吉		
⑥八竜堰	夜明字八竜	藤吉・黒田七二町		

が近世に新規にできた用水だと考えると、いくつかの疑問が生じてくる。その第一は既に慶長十二年（一六〇七）には、その直下の岩瀬井堰をめぐり激しい水論が生じていたのに（三潴町南清松・梯醇氏所蔵文書・『久留米市史』二所収）、下流の水利権を無視して新規の用水を上流に作ることが可能であったのかどうか、という疑問である。第二に千間溝の用水配分は二分の一（昼）は西牟田、二分の一（夜）は荒木の今・黒土にと半々になっている。これは西牟田が荒木の十二倍もの耕地があったこと（西牟田一九八町、荒木一六町）、及び西牟田千間溝が西牟田側によって作られたと伝えられていることを併せ考えると、あまりに荒木に有利な配水ではなかろうかという疑問である。

この疑問点と、先にみた中世耕地の中に黒土が登場していることとを併せ考えると、次のように推論できる。

千間溝の前身用水　元来広川には千間溝の原形ともいうべき用水が中世に既に存在していた。その受益地には黒土、今、西牟田が含まれており、荒木分の黒土、今の耕地と西牟田の耕地は同程度（それぞれ十町強か）であった。近世初頭にこの原千間溝が「百余間」、つまり二〇〇メートル程上流に移動し、新水路が作られた。これは既存の水利権を継承するものだったから、下流からの異論が出ることはなかった。

この新水路を利用していくつかの溜池が西牟田村により作られたが、これは従来の黒土・今との関係上、非灌漑時期である冬に貯水し、夏には水利権をもたないものだった。配水慣行は原千間溝時代のものが踏襲され、黒土・今と西牟田はほぼ一対一の扱いとなった（西牟田村の受益地が多いのは、のちに増えた溜池がかりを含む田積値となっているからであろう）。

このように考えれば、中世に広川から取水し、荒木村黒土を灌漑した原西牟田千間溝が存在したことはあきらかである。「近藤文書」中、年欠だが鎌倉後期の沽却状があり（『史料』二〇号）、荒木村田地を沽却した際に、

ひかしハかきるにしむたのもとみそ

と記されている。この溝は荒木村田地と接していた西牟田村の溝ということになるから、ここにいう原千間溝に該当すると思われる。

この溝は近世初頭の改修と、溜池方式の併用により、その受益地は二百町規模に拡大されたが、水利権自体は改修前のものが、そのまま踏襲されていったのである。

岩瀬井堰　このように二〜三十町前後を灌漑する用水は広川を取水源とする場合でも既に中世に登場していた。西牟田千間溝のすぐ下流にある岩瀬井堰の受益地は、今日でも三十町余である。岩瀬井堰については、慶長年間に水論文書を残していること（先述）、その受益地に中世文書に登場する地名がいくつかみられること等から判断して、既に中世に存在したとみなしてさしつかえないものである。

その下流の**五ヶ村井手**（千間溝ともいう。先の西牟田千間溝と区別するため、ここでは五ッ俣千間溝と仮称する。また佐入堰ともいわれる）についても、近世における大幅な改修はあったにせよ、中世には基幹部分は作られていたと考えたい。(5)

三潴庄大井手とはどの用水か　そこで次に検討したいのは、永仁五年（一二九七）、また徳治三年（一三〇八）の譲状（『鎌倉遺文』二六―一九四八八、三〇―二三二〇二）に、

三ぬ（ま脱）のしやうのおうゐて（大井手）のゐれう（井料）　三町五たん

三潴庄大井手料田浮免五反内

と記された大井手のことである。この井手は一体どの井手を指すのだろうか。

写真G-2　五ヶ村井手（庄井手）

広川流域の井手のうち、その規模が中世にも大きかったと思われるのは、五ヶ村井手（五ッ俣千間溝）と下荒木井手である。私はこの大井手を前者の五ヶ村井手の前身の用水に比定してみたい（写真G―2）。

その第一の理由は、この井手がかりの中に検出される中世耕地の数が十か所と、他の用水に比して圧倒的に多いということである。

第二の理由はこの用水が近世には「庄井手」と呼ばれていたこと（年欠・早津崎等五ヶ村願上覚・堤昭南氏所蔵文書）[6]、今日もこの取水口の小字を「庄井手」と呼んでいることである。

五ヶ村井手は近世用水なのか―荒木村の優位性　もっとも『福岡県三潴郡誌』が引用する「千間溝規格」は次のように言う。

本堰は慶長十年（一六〇五）荒木村大字黒土村分荒野に高三潴村百姓中一分の堀割黒土村の内より用水引取たるも、潤沢なきに付、当御代様へ願上、千間溝掘立被仰付……

これを一読すれば、五ヶ村井手（〈五ッ俣〉千間溝）は慶長以降の開鑿であるかのように思われるかもしれない。しかし五ヶ村井手は上流部では荒木村が受益し、後半五ッ俣以下の下流部では五ヶ村（早津崎、田川、大犬塚（おいんづか）、小犬塚、高三潴）が受益する。千間溝を開鑿しようとした主体と記される高三潴村は、この五ヶ村のうちの一村である。配水慣行においては荒木は夜十四時間、五ヶ村は昼十時間であり七対五と六割が荒木にあった。一方田積を比較すれば荒木七十町に対し、五ヶ村は四倍の二百八十町もあった。いかに上流荒木が有利であったかがわかる。

高三潴村は八十八町で、荒木よりも広い田積がある。五ッ俣の分水盤木（ばんぎ）では、五ヶ村のうちの三分の一程の配分を得ていたが（後述）、全体の配水比は（$\frac{1}{2}\times\frac{1}{3}$）で六分の一程度に過ぎず、過半に及ぶ荒木の水利権に比較すれば著しく弱い。もし本当に高三潴村が主導して、

写真G-3　五ッ俣

全く新規に千間溝を開鑿したのであれば、このようなことは考えられない。荒木が配水比上有利であったことは、五ヶ村井手（千間溝）の前身が、従前より荒木村の用水として存在しており、それを五ヶ村が改修、延長したと考えることではじめて理解されよう。

先の千間溝規格でも、先行用水の存在はうかがわれるが、水利のあり方によっても、慶長以前に荒木村を灌漑した前身用水が存在したことが確認できるのである。

〈五ヶ村用水という呼称は、五ヶ村が受益地となったのちの呼称であろう。荒木を含めれば六か村になるから、厳密には五ヶ村に配水する五ッ俣より下流の呼称のはずである。〉

聞取調査

藤田…古賀正利（大正七年生）・古賀五二（明治四十年生）、釘田…酒村英（大正十三年生）・田中誓（明治三十八年生）、五又…井上喜次郎（明治三十六年生）の各氏より

二　三潴町田川の用作

田川の用作は三潴庄大井手の後身と考えられる五ヶ村井手のかかりである。昭和四十年（一九六五）に圃場整備が行なわれたが、それ以前には東用作という字名もあった。旧地籍図をみると、周囲にはクリーク状に、中央部にも溜池（タボ池）状に湛水池のあったことがわかる（地図G—2）。水車を使ったとのことで、今も屋根裏に保存している家があった。但し全ての田が水車による揚水が必要だったわけではなく、一部の高い田に対して、及び用水がくる前の苗代時に水車の使用が必要だったとのことである。田川の標高は六～七メートル前後であり、引水地域（自然灌漑）のうちである。

一帯は五ヶ村井手の内、田川線のかかりとなっているが、水は不足しがちで、明治三十年（一八九七）に田川の大溜池を築造した。しかし根本的な改善は大正三年（一九一四）に筑後川の水を動力揚水する「灌水」が新設されたことにより、はたされた。

一帯の水田のうち西鉄三潴駅の東方、小字三反畑、村囲が最良田、用作、井竜、京田、どうで等も一等田で七俵半程もとれた。東に行く程悪く、反当四～五俵のところもあった。

五ヶ村井手の配水慣行　先に五ヶ村井手（庄井手）を三潴庄大井手の後身と考えてみたが、その場合このように用水不足地帯であった田川

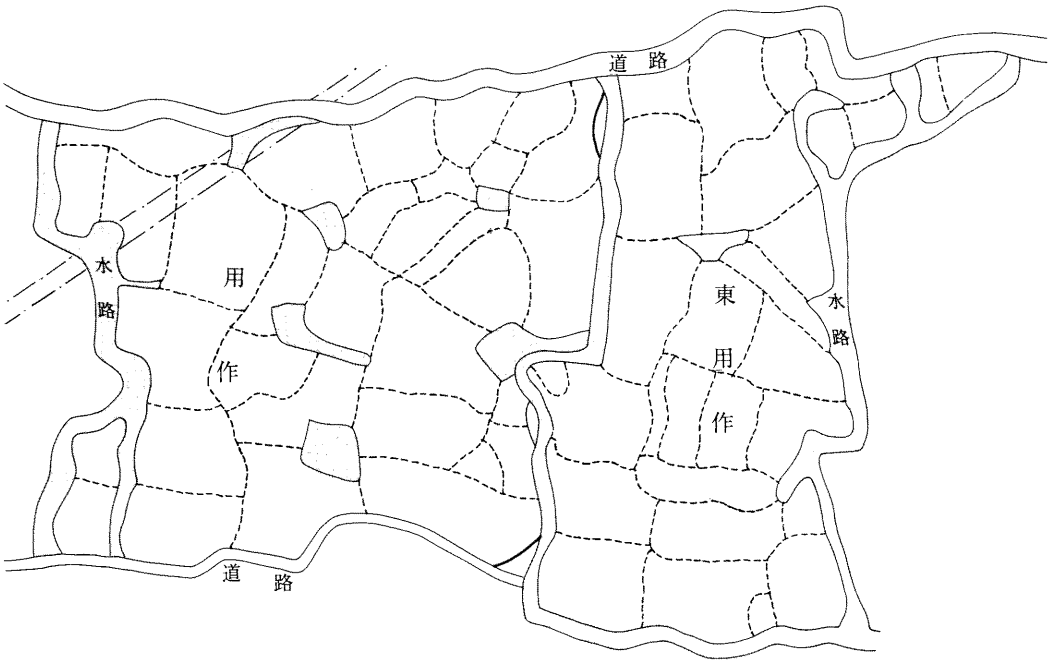

地図G-2　田川用作の地籍図

一帯にまで中世大井手が延びていたと考えてよいのだろうか。

そこで五ヶ村井手の水利慣行を考えてみたい。灌水完成後、旧来の水利慣行が失われて八十年以上が経過しているが、旧来の水利について再度『新考三潴郡誌』（一九五三年刊）を引用してみよう。

藤田川の佐入堰口から導入された用水は荒木町の穴田・野中・口の坪・一ノ左右等に分水盤木を設けて申上刻（午後四時）より寅下刻（午前六時）迄両荒木村（藤田川以南の荒木町区域約百二十町歩）に配水し、卯上刻（午前六時）より未下刻（午後四時）迄五ヶ村に配水した。三潴村五又（五ッ俣）では南から犬塚村大犬塚・小犬塚、三潴村田川・高三潴・早津崎の五方面に向う五つの灌漑溝にわかれている。大きさは南から五・一・四・三・二（灌水完成後の現在は四、対二・三、対二・一、対四・五、対一）の順であり、真中の田川方面がかりの灌漑溝には井堰がない。以前五又へは上流から前記のように卯上刻から未上刻（下か）まで（午前六時から午後四時まで）配水され、未下刻から卯上刻の間は余水が流水していたが、田川東の一部分八町八反は土地が高いから、特に一夜越しに他の四つの灌漑溝の樋管をせきとめて配水していた。それで田川方面へは夜間昼間を通じて常に配水され、他の四方面へは夜間は隔日に余水が流下した。然し電機揚水実施後は以前これ等の地方の生命線であった灌漑溝もその価値を著しく減殺され、これ又四月始め僅かに苗代水に利用される位に過ぎない。そのため常に水に関する紛争の中心であった五又は、前記の諸井堰と共に世人の記憶から次第にうすれていった。〔（　）内は服部の注記〕

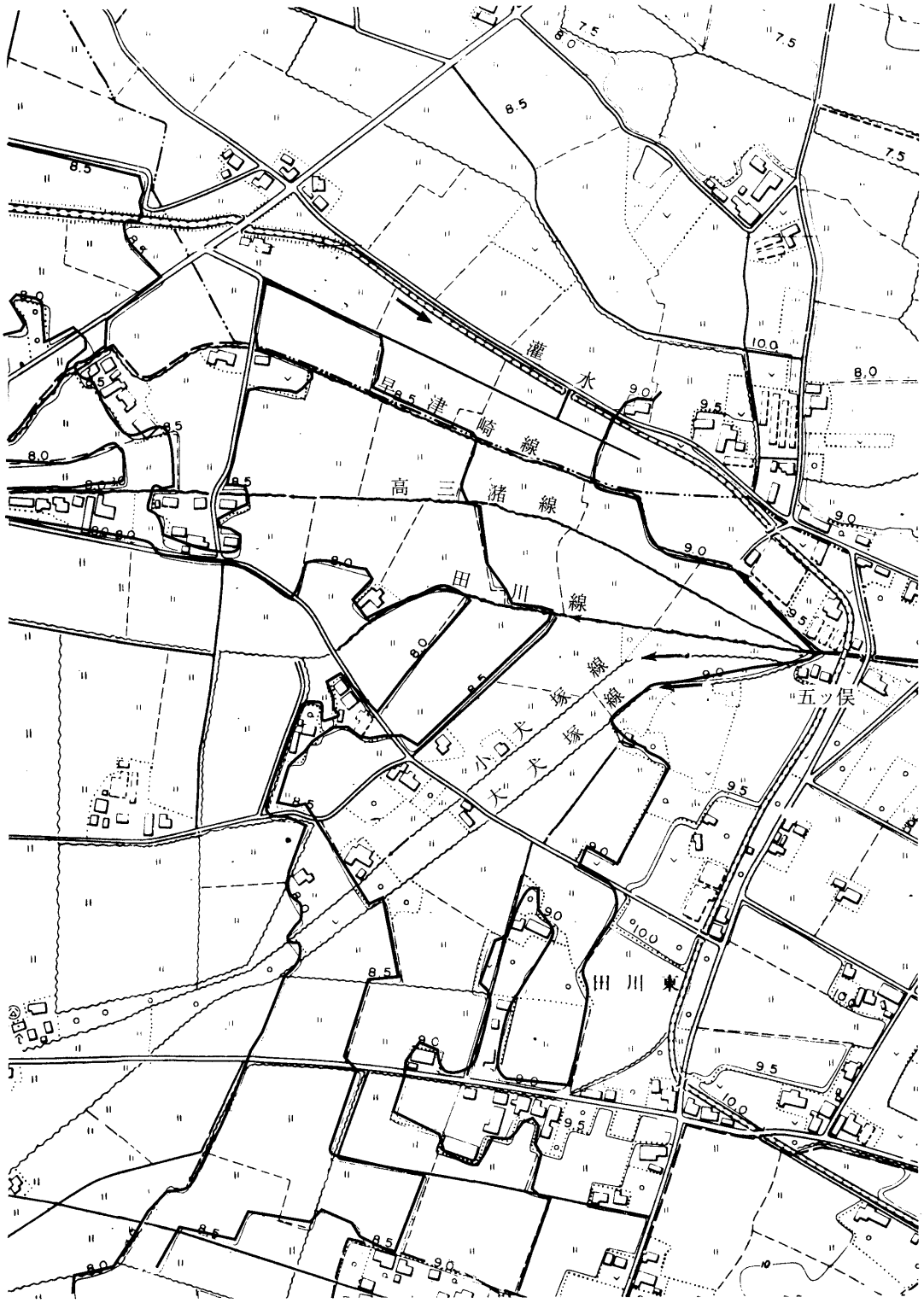

地図G-3　五ヶ村井手と荒木・田川地形図

写真G-4　田川の空中写真

田川線配水の優位性

荒木村・五ヶ村における昼・夜の配水については既述した（一七五頁）。荒木村内には分水盤木が四か所あって、最上流穴田のもののみが二対一（二は五ッ俣方面に向かう分）、あとは一対一となっていた。平常の年であれば夜の十四時間、荒木はこの分水盤木に従って自然配水を行なった。旱魃の年は盤木に堰をし、刻限による配水（時水）を行なった。平常時であれば、盤木を通過する水は、夜水でも全体の十二分の一（$\frac{2}{3}\times\frac{1}{2}\times\frac{1}{2}\times\frac{1}{2}$）は五ッ俣に到着したはずである。この夜水（余

水）は、田川のみに流れる夜水と、五ヶ村全部に配水される夜水とが一日置きに交互にあった。いずれの日も田川は常に水を得る権利があったから、井堰（堰板）は設けられず、水を止めることはしなかった。[7]

これは田川東部の高燥地（先述した地力が劣る部分、新田であろう）に水を入れるためだったというが、今地形図（地図G—3）によって五ッ俣より下流の等高線をみてみると、五ッ俣の位置は標高九メートル、五ッ俣で分岐する五線の水路のうち、最も短く八・五メートル台に達するものも、最も短く八メートル台に達するものも田川線であり、他の水路の三分の一程の距離で低くなっていることがわかる。つまり田川線は最も低い位置を流れているわけだから、五ッ俣において田川線のみが常時開放されていたことは、この線が格別優位であったことを示している。と同時にこうした優位が与えられていることに、この水路が他の水路よりも古くに開鑿されていたであろうことを示唆される。

写真G-5　奥牟田　松永万吉氏（故人）宅の裏に保存されていた水車

用作は三潴庄大井手のかかり　つまり次のように結論したい。田川線は五ヶ村井手の中でも最も古く開発された水路である。先に五ヶ村井手の上流部、荒木村の水田の小字が多く「近藤文書」に登場していることをみたが、この用水は田川にまでは既に中世に延長されており、用作を灌漑していたのである。

用作に隣接して小字イリウがある。用作とイリュウが隣接する事例は九州各地にかなり多いが、私はイリウを井料と考えている。[8] 井料田からの収穫米は、灌漑施設の維持・修理にあてられる。先にみたように中世三潴庄大井手の井料田は荒木村に置かれていたわけだが、この田川の井料も同様の性格であり、井料は共同耕作されたと思われる。用水維持のための水田が、用水末端に用作とならんで置かれたことによって、用水受益農民に対し用作も井料も最重要田であるという意識を植えつけたものと推測される（このことについては一六三頁にも詳述した）。

聞取調査

立石末吉（明治二十二年生・故人）、立石良保（大正五年生）の各氏より

三　大木町奥牟田の立野の用作

奥牟田は標高四・四メートル、一帯は低平なクリーク地帯で、灌漑用水は花向（はなむけ）川である。花向川には大井手、観音丸等の堰が設けられて

写真 G-6　楢津周辺のクリークの景観

写真G-7　楢津の用作（右の田）周辺の景観

おり、各堰からの用水は一旦クリーク（ほり）に落とされる。奥牟田には瀬目の堰から水が入った（地図G－5）。

奥牟田一帯は海抜は低いが湿田はなく、クリークの影響でみな乾田である。奥牟田全体が一等田地といってよかったが、中でも小字前下から東方がよく、小字立野前、用作も良い方で、戦前まめすて（油かす）を肥料として使っていた時代にも八～九俵はとれた。

なお奥牟田は淡水を採ることはなかった。

聞取調査

松永万吉（明治二十三年生・故人）、松永マツエ※（明治四十二年生）の各氏より

※　水ふみの苦労について松永マツエさんの話は以下のとおり。

私は十四の時から水を踏んだ。水だけは誰にも負けん自信のあった。水車は一段ちがいで二人で踏んだ。夫婦で踏むのが普通で後ろの人間がきつい。六月から八月の盆じぶんまで、毎日毎日朝早くから十時頃まで踏んだ。彼岸の水は毒水で入れない。雨が降る日は踏まなくて良かった。

あらがき（麦のあと）が一番たいへん。まっ白な土の時は一反いれるのに三、四時間、田ん中に水がたまっていれば一時間で済む。水の多けりゃ、かかるところはちこっとでよい。ホリの水も多けりゃ（上下の）距離が少なくて済む。（水車の据え付け位置も問題で）はね一杯の時は一番きつい。半分の時はしゃくしゃくあがる。用心せんと、すら回り（楽だからと少ししか水が入らないようにすると空まわりする）。水車は各家に三台はあった。大正の終わりには灌水機（動力ポンプ）が入った。

四　城島町楢津諏訪の用作

楢津は筑後川堤防に近接する集落で、元来高津・楢林の二村が合併した地名で、用作のある諏訪は楢林になる。一帯は海抜四メートル、クリーク地帯でも典型的な淡水灌漑地域である。

用作は、小字名、あるいは用作橋というクリークにかかる橋の名にもなっている。一帯の用水源は八女郡より流れてくる矢部川を水源とする山の井川で、河川改修前は大きく蛇行していた。山の井川の水は井樋によって用水堀に一旦入れられ、そして踏車によって水田に揚水された（春水）。

山の井川の水は不足がちであったから、筑後川との合流点に設けられた水門から、筑後川の逆水を取り入れる。即ち旧暦の一日と十五日、

有明海が大潮となる日に筑後川の水門をあけて、淡水を山の井川、そしてクリークに湛水した。反当収量については、

——戦前の反当収量は六、七俵。八俵なんて大農作。化学肥料が入ってから十俵。諏訪あたりは順調だったが、以前は六、七俵。用作も同じだった。

とのことである。(9)

聞取調査

今村倉次郎氏（明治三十五年生）より

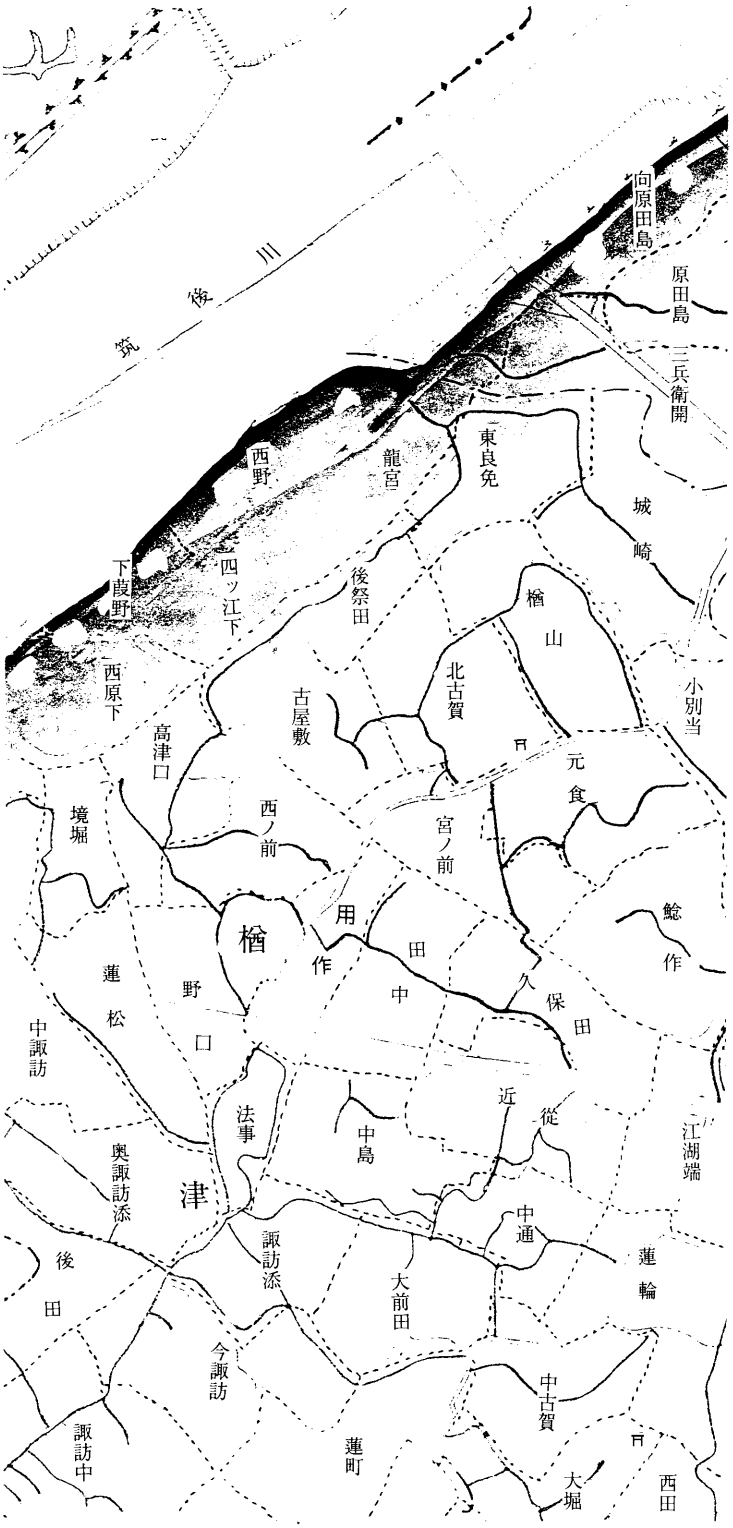

地図 G-4　楢津

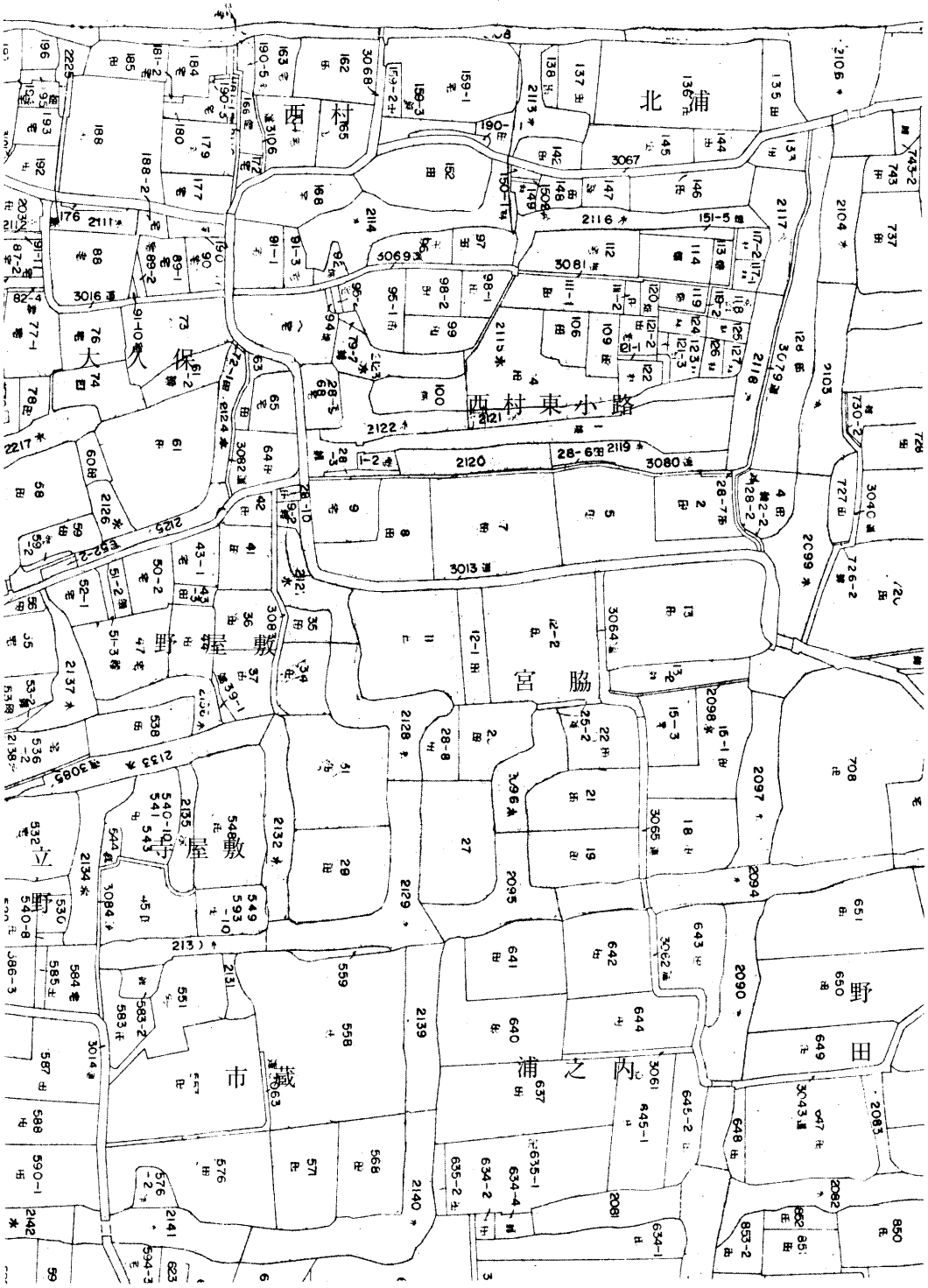
北浦
西村
大人保
西村東小路
野屋敷
宮脇
寺屋敷
立野
市蔵
浦之内
野田

地図 G-5　奥牟田の用作周辺

五　佐賀県神埼郡千代田町用作

1　中世神崎庄における干潟の新田開発

荘園史料上の用作　正応二年（一二八九）三月十二日、肥前・肥後の各御家人に対して、肥前国神崎（かんざき）庄を対象とした蒙古合戦の恩賞配分状が、いっせいに給付された。今日「山代文書」、「嬉野古文書」をはじめ十の家の文書にそれが残っているが、このうち「深江文書」、「曽根崎文書」、「南文書」の三通（『鎌倉遺文』二二一―一六九二二、二四、二六）に、

蒲田郷加納用作所

がみえている。

これらの史料にみえる用作は田地（五町）としてみえる場合と、畠地としてみえる場合があり、その中に矣知里、新田里の二つの条里の里を含んでいた。用作・新田里には一～六坪があり、各坪、八～九反の田地があった。

また「東妙寺文書」建武二年（一三三五）六月　日の東妙・妙法両寺寺領坪付写（『南北朝遺文』九州編一―二六九）にも田嶋幸円分として、

蒲田郷加納用作所郷新田里畠二段

がみえている。

蒲田の地名は城原川と（旧）筑後川の合流点に「蒲田津」として、加納の地名は城原川左岸に「嘉納」として残存しており、この用作も城原川の左岸、同じ千代田町内に現存している。今日では殆どが水田であるが、中世には畠地も多かったことが窺われる。また「新田里」の呼称は用作周辺に新田開発地の多かったことを示してもいる。

陸化した旧干潟における新田開発　有明海沿岸の場合、中世の干拓地として高城寺文書にみえる川副庄南里、あるいは米納津の事例がよく知られている。南里・米納津の故地は現在の佐賀県川副町の東南里・西南里・米納津であるが、中世には海面（満潮時）であったその地の標高は二・六メートルである。有明海の平均満潮位面は二・八九メートルとされているから、わずかな時間、冠水する地域を干拓したことがわかるだろう。一方蒲田津の標高は二・八～三・一メートル、そして用作の標高は四・二～四・五メートルであった。蒲田津は海（満潮時の筑後川）に面していたし、用作もまた海岸線に近接していた。この用作を中心に、筑後川の土砂運搬により形成され、陸地化した（旧）干潟と、その後背湿地の新田開発が行なわれていたものであろう。

（川副庄南里における開発の様相については、帝京大学山梨考古学研究所シンポジウムの記録『中世資料論の現在と課題』〈名著出版・一九九五年〉所収の服部「地名資料論」に概要を述べてある。）

現地の景観と淡水取水　現在の用作は特定の水田の呼称ではなく、集落（大字）の呼称ということになるが、筑後川の逆水を引き入れる典型

的な淡水灌漑地域である。末次重次氏（大正六年生）、黒田藤雄氏（大正十四年生）のお二人に集まってもらい、話を聞いた。

――用作は今でもアオ。一か月に二回、朔日と十五日（旧暦）に入れかえる。雨の降らん限りは月二回とる。二日だけということではなく、朔日なら前後四日程とる。ホリの水の少なければ長う入れる。アラグレかき（田植前）の時は五日ぐらい。せい一杯満ちた時に入れるが、限られとるけん一時間半程。昔は二時間は入れた。圃場整備前は夜も夜中の十二時頃、一日二回（満潮時）入れたが、今は夜中にはやらない。

アオの管理者はユビ番（井樋番）。前は用作に井樋が四か所あり、一人が一か所。四人いたが、今は一人でよい。昔は板のユビ。あげたり下げたり、板に付けた棒栓で明け具合を調整した。こっち（ホリ）の水が少なくて、川が多いと水が押しとる。（そんな風に重くて操作が困難な時もあるから）一つのユビに二人（要）いる。

ユビ番は常時（村に）おるもんがやる。アオを入れるのは一時間だけ。（自然が相手だから）まってくれという訳にはいかん。勤め人にはできん。昔は交代でしょったが、今は若者は（勤めで）いないので、交代なし（ずっと同じ人がやっている）。

アオは苗代の時（四月）、田植から十月まで入れる。そのあとは、ホリさらい、ゴミあげを村中全員で出てやった。（ホリの土、つまりゴミは肥料になる。）土を取る権利が田毎に決まっており、田に付く権利だった。分家の時、大きなホリがないと、ゴミの分だけ付けたことがある。冬の間はホリの水は減らしてあった。

ホリの水は小鹿（隣の村）も使う。小鹿は（修理等の）区役には来るが、井樋番はしない。（水利費を）金で取ったりはしない。小鹿には大きなホリがあり、その恩恵で水が長モテするから。

大正十二年に灌水機（ポンプ）ができた。その前は水車。五つか六つの時、大人がうしろ、子供が一番上で踏んだが、ほんに骨おれた。窮屈かもん。

フケ田という地名もあるが、地名がそうなっているだけでふつうのタン中（田中・田圃）。湿田はない。用作は手間はかかるが米はよくでくる。

2　筑後川河口津である神崎庄津・蒲田津と用作

用作の立地を考える　ところで神崎庄といえば条里制耕地の存在で知られている。条里は背振山麓から筑後川堆積平野にむけて、主として標高およそ一五メートルから五メートル弱の間に施行されており、この一帯が庄の中心であろう。神崎庄総鎮守櫛田・高志の両社も条里地帯に所在している（詳しくは本書第二部九章に述べる）。

用作はどちらかといえば、こうした中心にはなく、周縁部にあった。周縁に「用作所郷」が設定されたことは、一つには新田開発の観点から説明できるが、今ひとつ重要に思われることは、蒲田津との関わりである。

神崎庄津はどこか・日宋貿易と神崎庄をめぐる研究史　肥前国神崎庄は日宋貿易に関わりのある荘園としても著名である。即ち『長秋記』

長承二年（一一三三）八月十三日条に「神崎御庄領」に来着した「唐人船」の扱いをめぐって、大宰府官人と鳥羽院司・備前守平忠盛との間に争いがおきたことが記されている。

この「神崎御庄領」をめぐって二つの解釈がある。つまり唐船が一体神崎庄のどこの港に着いたのかという点についてであるが、一般には肥前神崎庄内のいずれかの有明海岸と考えられている。しかし古くは長沼賢海氏の、新しくは五味文彦氏の異説がある。

即ち長沼賢海氏は「国際混血児」（『史渕』五六、一九五三、のち『日本海事史の研究』一九七六・所収）の中で、

「此の方面（※有明海）の泊としては昔は佐賀郡牛津であるが、（今海岸より奥へ一里）唐船などはとても来泊できず、又神埼庄の外でもある」

と疑問を提起され、五味文彦氏もまた『大系日本の歴史・鎌倉と京』（一九八八）の中で、

「今もみられる広大な干潟はそうした良港の存在の推測を拒絶する。いったい唐船がわざわざ有明海にはいってきたのであろうかという疑問さえ生ずる。」

と述べられている。この疑問から両氏はいずれも肥前神崎庄の地にではなく、筑前博多の地にその倉敷が設けられていたものとして、唐船は博多に到着したと解釈されたのである。

しかし両氏の解釈の前提である、有明海には唐船は着かないとする命題は、本当に正しいのだろうか。ここでは有明海の港津のあり方について、しばらく検討してみることにしたい。

明の書物にみえる有明海の港津　まず最初の手がかりは、明の書物である『籌海図編』、『日本考』のような日本を紹介した書物に記されたこの地域の港津の所在地である。

肥後―牙子世六（録）（ヤーヅシュリュウ、八代）
　阿麻国撒（アマグィサ、天草）
　昏（陀）（フゥントゥオ、本渡）
　開懐世利（カィフォアシーリー、川尻）
　噠加什（家）（タチャーシー、高瀬）
　什達加（家）（シーターチャア、瀬高、正しくは筑後）

肥前―鉄来（ティエライ、寺井）
　言奴気子（イェンヌゥチィツウ、榎津、正しくは筑後）
　法司奴一計（ファスヌイチィー、蓮池（はすのいけ））
　客舎（クゥシャー、嘉瀬津）ほか

となる。遠浅で干潟の発達した八代海、有明海に多くの港津があり、中国にも知られていたことがわかるが、何より三潴郡に属し、三潴庄津（おそらくは筑後国府津でもある）と考えられる榎津、また神埼郡に属し、神崎庄津と考えられる蓮池（はすのいけ）（蒲田津）があげられていることはおどろきである。

そのことはのちに詳述することとして、まずなぜ干潟にも港が発達するのかをみておきたい。

（明書については秋山謙蔵「明代支那人の日本地理研究」〈『歴史地理』六一―一、一九三三〉、渡辺三男『新修訳註日本考』〈一九八五〉等の先行研究があり、参照したが、一部港津の比定を改めた箇所がある。）

干潟と河口津　列記された港津をみれば河口津が多いことに気づくだろう。即ち球磨川河口の八代、緑川河口の川尻、菊池川河口の高瀬、矢部川河口の瀬高、嘉瀬川河口の嘉瀬津等が河口津であるが、とりわけ筑後川の河口津として榎津、寺井（津）、蓮池の三港が書き上げられていることが注目できる。

干満差があり、遠浅で干潟が発達した海には河口津ができる。瀬戸内海でいえば草津（草戸千軒・芦田川）、難波津（淀川）、伊勢湾でいえば桑名、津島（木曽川ほか）、安濃津（安濃川）等を挙げ得よう。

みおつくし　さて難波津、難波潟といえば「みおつくし（澪標）」が思い浮かぶ。みお（水脈）というのは干潟の中の川である。満潮時には海になるが、干潮時には上流の川の続きとして、干潟の中を蛇行しながらみおが流れる。海の中の川ともいえる。八代海ではこれを「たお」と呼び、有明海では「汐通し」とも呼んでいる。

みお、汐通しには常に水深がある。川は干潮時にも、また満潮時にも干満差分の落差をもつ急流になるから、干潟においても侵蝕作用は継続されるのである。筑後川の場合、干潮時にも五メートルの水深があるという。この水深を利用し、船は碇泊できる。安全な港だといえるが、施設と技術が必要である。

まず澪標、水尾串、澪杭などと呼ばれる海中の導標が必要で、干潮時の「みお」の両岸に立てて、水深が浅くなった場合でも安全航路を通過できるようにした。また水脈引（水先案内）の船が必要だった。今日の有明海の各港にも澪標（これを単に「みお」とも呼んでいる）はあるし、外海からの船には島原や天草から水先案内が付くという。

さて以上によって遠浅の干潟の海であっても河口であれば良港が多くみられることが明らかになった（航海施設の沿革については『明治以前日本土木史』にも関説がある）。即ち九州最大の河川、筑後川の河口には、明にも知られた寺井（津）、榎津、蓮池の三つの港津が集中して存在していたことは、決して偶然ではなかったのである。

神崎庄津蒲田津　明書の「法司奴一計」即ち蓮池とは蒲田津のことであろう。両者は異なる村ではあるが、数百メートルしか離れていない。蒲田津は筑後川本流（旧流路）と神崎庄内を流れる城原川の合流点であり、かつ佐賀からの佐賀江も合流している。

今日の筑後川本流は蒲田津の地を流れてはいないが、これは明治以降の河川改修の結果であり、明治三十三年（一九〇〇）測図の陸地測量部二万分の一図、あるいは現在の福岡県・佐賀県の県境、即ち筑後・肥前両国国境に明らかなように、かつての筑後川は大きく蛇行していた。筑後川が今日のように直線的な流路を流れるようになったのは、まだ最近のことである。そして蒲田津（旧佐賀県神埼郡蓮池町、現佐賀市）の対岸、即ち現城原川（旧筑後川本流）の左岸は、今日では筑後川右岸ではあるが福岡県大川市道海島、即ち筑後であり国を異にするのである。

蒲田津は筑後川本流に面する港であった。先述したように「神崎庄蒲田郷」の名を冠し、城原川によって神崎庄の内陸部に通ずるこの港が「神崎庄津」であったことは明白といえよう。

近年までの蒲田津には五島・天草・島原からの「しめかす」（いわしなどの魚粉肥料）を販売する肥料問屋が多くあった。伝承では「肥料」

と「薬」の販売に関する御朱印を得ていたといい、薬に関しては五島を経由しての中国との密貿易も行なわれていたという。

有明海と外海　したがって有明海からは五島列島を経由して、大陸とのルートがあったと考えられる。ただし今ひとつには天草諸島の東、八代海を経て坊津、さらに琉球を経て大陸に到るルートも考えられる。有明海・八代海は内海であり、はやくから大宰府と肥後・薩摩の国府を結ぶ幹線航路が存在した。「筑後国正税帳」にみる「多禰（種子）嶋人」、坊津に漂着し、大宰府にむかった鑑真、肥前国府津嘉瀬津より薩摩国府を経て鬼界島に流された俊寛らが通行した航路である。薩摩坊津よりは遣唐船時代の南島路に象徴される南海航路が存在した。

宋船着岸地としての蒲田津と用作の立地　以上有明海にも良港があり、中国大陸にもつながっていたことを明らかにした。『長秋記』にみる唐人船の来着地「神崎御庄領」は蒲田津であった可能性がすこぶる高い。

明書に書き上げられた港のうち、八代の場合には戦国大名相良氏が渡唐船市来丸を出航させているし（『八代日記』）、高瀬の場合にも菊池氏や征西将軍宮が朝鮮や明に使者を送ったおりの出発港と見做されている。明にも知られた蒲田津は、明船（宋船）の入港が可能な港だったはずなのである。

近年神崎庄故地である下中杖遺跡、あるいは小津ヶ里遺跡等から、中国陶磁の優品が出土し、ニュースにもなった。このことも上記の考察の傍証となる。この中国陶磁が博多から移送されたものと考える必要はない。それらは有明海より蒲田津に荷揚げされたのである。

もちろん今日までに神崎庄故地で出土した中国陶磁の量は、博多と比較すればはるかに少なく、そのこと自体がそのまま両港への荷揚げ量の比率を反映していると思われる。したがって蒲田津への寄港は、必ずしも通常のルートではなかったことになろう。おそらくはそのことが『長秋記』にみる大宰府と、院＝平忠盛との対立を引きおこした。通常のルートである博多への寄港であれば、このような紛争はおきなかったはずなのである。

蒲田津に荷揚げされた中国の交易品は、小舟に積みかえられて城原川を遡る。潮汐の力を利用すれば標高四メートルまでは遡航が可能というが、城原川では嘉納あたりの位置になる。嘉納は「神崎庄蒲田郷加納」の遺称地名である。正応の恩賞配分に「加納用作所」とあったことも想起されるだろう。

これよりは陸路、神崎庄々所に運ばれる。それより「筑前縄手（ちくぜんのうて）」、即ち西海道を大宰府方面に運ばれた。今日「ちくぜんのう」と呼ばれている古道である（二八〇頁参照）。

さて、こうした考察の結果、我々はやっと最初の設問に答えられることとなった。今日の目からすれば神崎庄の縁辺にすぎない地に、なぜ「用作所郷」が設定されたのか。

用作は蒲田津の対岸、城原川のわずか上流に位置している。神崎庄々所は蒲田津を把握する一方、それに近接する一帯、城原川の荷揚げ地までの間の枢要箇所を、「用作所郷」として設定したのである。〈補註〉用作こそは神崎庄の、そして九州への玄関口であった。

六　クリーク景観はいつ形成されたのか

―景観の遡及―

1　八院・白垣の現景観

中世地名の多くはクリーク地帯に残る　以上三潴庄・神崎庄における四か所の用作地名を検討してきた。神崎庄の用作の場合は単なる耕地ではなく、蒲田津からの流通路を掌握する位置にあったことが判明したが、他は領主水田といって良い。全ての用作はクリーク地帯にあり、二か所は淡水取水灌漑だった。以下では中世地名と考えられる用作が、筑後川が形成した独特の低平な地形の中に存在していることを手がかりに、この地域の中世的な開発のあり方を考えていくことにしたい。

さて既に表G―1（一六九頁）に示したように、三潴庄史料にみえる中世の村々は、実は大半はクリーク地帯にあり、淡水取水地域もまた多数含まれていたのである。

特に木佐木村の場合でいえば、貞和六年（一三五〇）の光浄寺文書に、

筑後国三潴庄木佐木村内
一所　壱町柒段肆杖薦原　一所参段目三郎作
一所　伍段的庭後矣

とあるうち、薦原（西菰原、菰原前、菰原東）、的庭（松葉）、ともに下木佐木村内に地名が小字としても残っている。

中世には三潴庄域には今日の村の原形が成立していた。場合によっては耕地々名である小字も今日に継承されているのである。

そこで、三潴庄史料にみえる村々のうち、濃密にクリークが存在する村の代表として、古文書の記述も比較的多く残る白垣・八院を選んで、その今日的景観（圃場整備以前の景観）について紹介しておきたい（地図G―7）。

行政界と近世の村界　今日、白垣は上白垣の一部（沖田）が大木町に、上白垣の大半（本村と作出）と下白垣が大川市に、八院は上八院が大木町に、中八院、下八院が大川市に、という具合に行政区界を異にするが、本来の村はクリークに沿った細長い村だった。近年になってなぜ行政区を異にしたのか、その理由はよくわからないが、大木町上白垣の場合は通学の不便さのため、明治時代に大川市分の白垣から分離したものといわれている。

この一帯の村々は白垣、八院以外にも木室・木佐木・牟田口などがあったが、全て幹線クリークに沿った細長い村となっており、どの村にも内にいくつかの小村があって、それぞれ上、下または本、中などを冠して呼ばれており、上八院は上八、中木室は中木のように略される。各村はほぼ東北東から西南西におよそ三～四キロもある細長い領域をもっていた。クリークの掃除もはるか遠くまでかけるので、「あんたたちはこげんとこまで広かろかい」とおどろかれることがしばしばだったという。こうしたクリークによる近世の村界は、近代の

学区編成に際しては遠すぎる等の不便をもたらしたものらしい。

用水系統　クリークにも用水系統がある。クリークに沿って細長い村が位置するように、各村は自村分の幹線クリークを占有するのであり、別のクリークに沿う同じような細長い隣村に対し、クリークの水を相互に融通しあうことはなかった。

白垣村の場合、八女川からの農業用水花宗川の水を、侍島村平松より蛭池村・松ノ本の上、および下の井樋を経て、クリークに導水する。クリークにはナメシ（堰堤、ユビ〈井樋〉に同じ）がいくつかあり、それを一つとめると、平坦なクリークのかなりの長さの部分が湛水する。白垣村では大木町分上白垣（沖田）の井樋が二つ（ぜんぜだと小井手）、大川市分上白垣（作出、本村）分の井樋が一つ、下白垣分の井樋が一つ（庄井手）※、計三地点に井樋があって、これらをとめれば流水や排水がたまるから、クリークは湛水される。一種の

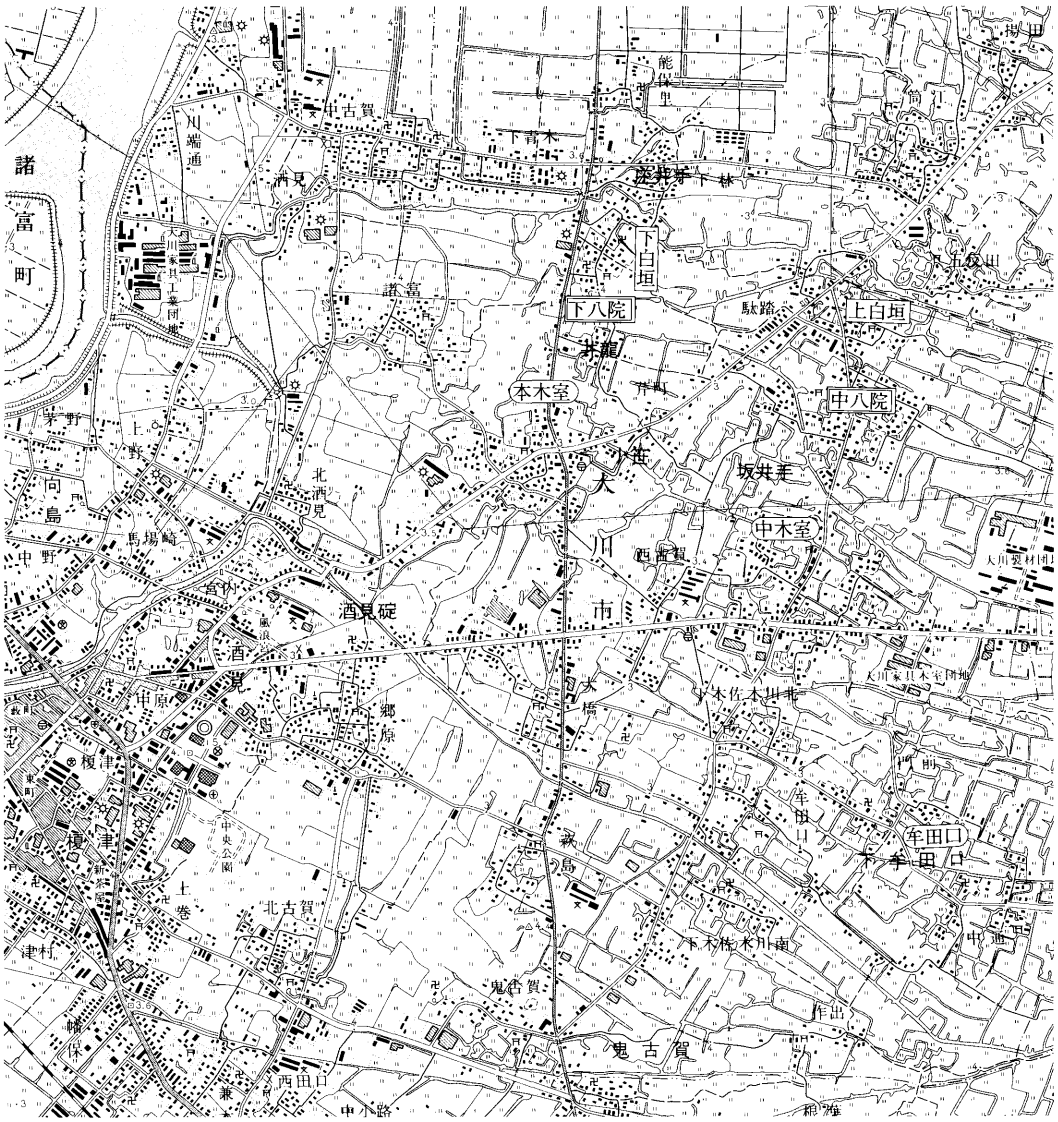

地図G-7　三潴庄の一部　白垣・八院周辺

ダムであるが、各井樋間の水位差は、サブタ（井樋の落とし板）一枚（即ち一尺）といわれた。一村四キロ程の間に、井樋が三か所あれば、一メートル弱の落差のみがあった。

※　なお先の五ヶ村井手＝庄井手に同じく、この白垣のクリーク、庄井手の呼称も、中世的な語感がある。

八院の場合も同じく花宗川の水を松の本樋管で導水する。上八（上八院）は上の井樋と五反田ナメシ、中八（中八院）は坂井手と小笹井樋、下八（下八院）は井龍にある井樋をしめ、それを越えた水は本木（本木室）が酒見井樋（碇）をしめて貯水した。

大潮の時には酒見の井樋を開放すれば淡水が逆流し、つづく小笹、下八の井樋も井樋番があげ、潮がひく時にまたしめて、何日間か淡水を取った。中八院までは淡水がのぼったのである。

中世地名―地頭分　上八院（大木町）には「地頭分」という地名がある。上八院村の中にも二つの区分があり、一

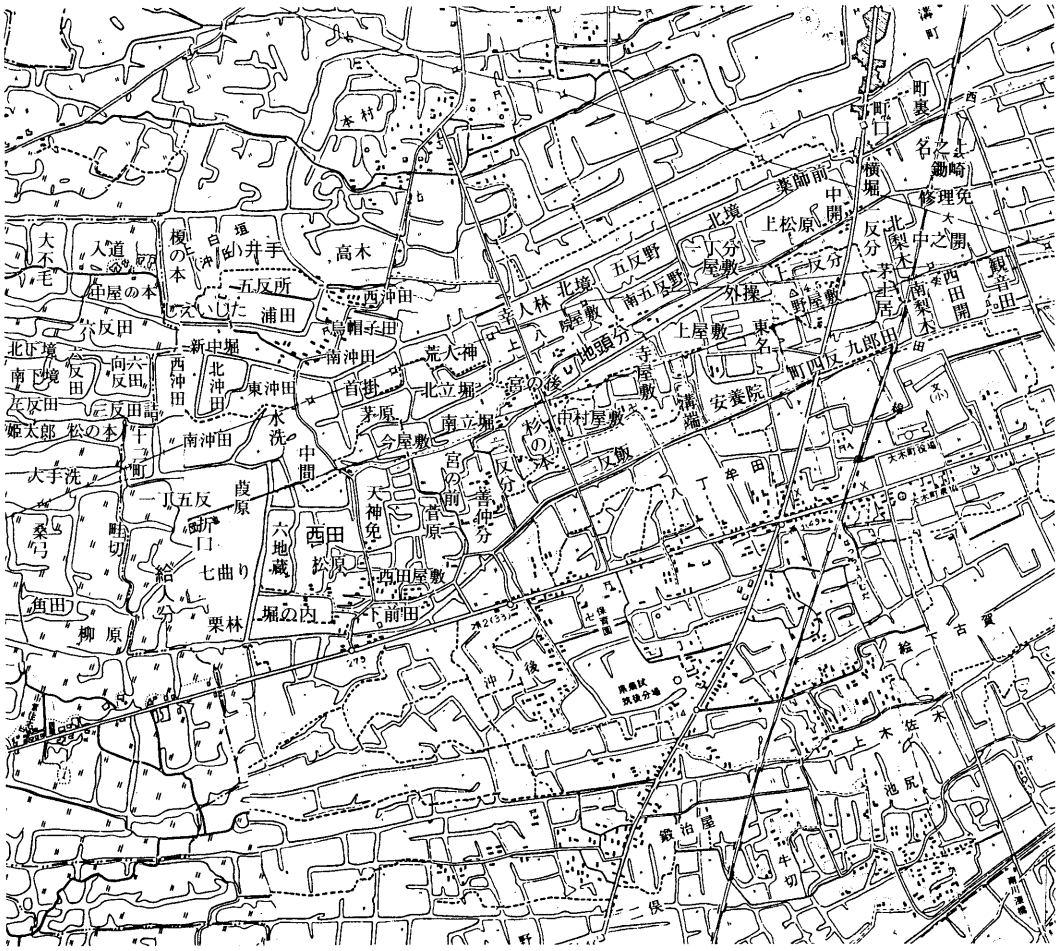

方（上流側）を地頭分、一方を西田といい、それぞれに集落があった。また関連して、中八院には小字庄屋敷があった。

建武三年（一三三六）七月の「浄土寺文書」には、

当国三潴庄八院村中分一方領家方

とあり、また永和五年（一三七九）には、

三潴庄八院村庄方

ともみえている。地頭分、また庄屋敷の地名は、この下地中分に関連する地名かと思われる。

なお上八院に隣接する八町牟田村には絵下古賀（えげこが）村境に「正分ヤシキ」の小字がある。元弘三年（一三三三）の二通の浄土寺文書によると、三潴庄木室村北方ほかに関し、

右田畠荒野等者、領家地頭折中之間……

とあり、広く庄域のかなりの部分に及んで下地中分が行なわれたもののようで、ほかにも三潴庄故地には、高三潴に庄分、榎津に庄分町、吉原に上庄分、

地図 G-8　八院・白垣小字地図

下庄分、西浜武に上庄分、下庄分、西庄分の小字がある。

井樋と入龍　また下八院村の井樋周辺の小字を内入龍、外入龍という。井樋管理のための井料田があったものか（一六三、三〇四頁参照）。

以上この地域に荘園制地名が残ることも確認できた。そこで以下ではこうしたクリーク景観が形成される過程、またクリーク地帯における中世景観とはいかなるものであったのか、について検討したい。その場合に、最初にクリークに不可欠である揚水器具について考えてみることが必要だろう。

2　揚水器具の発達史

自転式揚水車　中世の後期に存在していた揚水器具としては自転式揚水車がある。この水車が天長六年（八二九）の太政官符に登場していることは、早く『地方凡例録』の著者も「水車の濫觴」として取りあげているし、『古事類苑』産業部にも採用されている。「石山寺縁起絵巻」に画かれた宇治川の水車、『李朝実録』に記された朝鮮通信使の見聞記事も著名で、宝月圭吾、今谷明らの各氏により広く紹介、検討がなされている[10]。

但し河川の流速を利用したこれらの自転式揚水車が、流水がないに等しいクリーク地帯には適応しなかったことはいうまでもない。

竜骨車　他に近世初頭に利用されていた揚水器具に竜骨車がある。竜骨車が画かれた著名な資料に「たはらかさね耕作絵巻」があるが、その作成時期は一六世紀末か一七世紀はじめのものとされており、荘園制の時代よりは、かなり下る。人によってはさらに時代を下げる人もいる。また耕作図の画題が中国の風俗に素材を求めていることが多いことから、当時の日本に実在したかどうかを疑う見解もある。要するに「たはらかさね耕作絵巻」から日本における竜骨車の利用の起源をさぐることはむずかしい。[11] 但し寛永十三年（一六三六）の江戸城外郭拡張のおりには「りうこしや」の利用がみられ、近世初頭の実用が確認できる。[12]

その他の近世の揚水器具としては、竜尾車（水上輪）、竜吐水等が知られており、近江や佐渡金山での使用が著名であるが、荘園制の時代にまで遡及し得るとは考えがたい。

打桶　ただ近年まで三潴郡一円で使用されていた打桶（うちおけ）は「たはらかさね耕作絵巻」にも登場しているが、その構造や原理はきわめてシンプルで簡単なものであるから、相当に古い時代から使用されていたことはまちがいない。打桶は夫婦など二人でひもを操作して桶で水をしゃくりあげるのである。それを「つるべ」とも呼んだという。

水車　一方同じく近年まで三潴郡で活躍した水車（みずくるま）、即ち足踏みによる揚水車は、この一帯では安永六年（一七七七）三八松村（みやまつ）の猪口万右衛門が発明したものとされている。この水車の登場によって揚水の効率は打桶の八倍にもなったというが、聞き取りによっても一〇倍は効率があがるとのことであった（但し運搬・取付が面倒なので、小面積の場合は打桶を使ったという）。

クリークの発達と揚水器具の発達の相互関係　このように揚水器具は近世後期になって飛躍的に発達したものである。クリークのはたす役割は第一には灌漑用水源であるが、第二には一帯の排水である。揚水器具の発達にともない、クリークも増加したとみる見解は当然にあり、特に農林省による各種調査等、行政側の見解には時おり、こうした意見をみる。一面の真理をついていることはまちがいないように思われるのだが、それでは水車が発明される安永以前にクリークが未発達だったといえるかどうか、となれば、述べてきたような文献史料はむしろ逆にクリークの存在を肯定する。そこで、この点を確認するために、『地方凡例録』の記述をみることにしよう。

地方凡例録にみるクリーク地帯　『地方凡例録』の著者大石久敬は元三潴郡城島村（城島町）の庄屋であったが、宝暦四年（一七五四）久留米藩に起きた百姓一揆のおり、国を捨て流浪し、のち高崎藩士となったという。『地方凡例録』中「用水之事」に三潴郡に関する詳細な記述があるが、彼の実際の見聞に基づくものと思われる。左に引用したい。

去ながら筑後国三潴郡は高十五万石の処、一円の平地にて山は勿論丘・草刈場等もなく、田一面にて屋敷内に瓜（ウリ）・茄子（ナス）などを作る雑事畑（ザッジハタ）少しある計りにて、土地に高下なく、用水に引取べき小川もなく、偶（たまたま）川ある処も汐の差引ありて、其上岸高くして用水

には成らず、地面に高低なければ水の流るゝこともなし、越後国蒲原郡なども、畑はなくして田一面の処なれども、之は用水有て引水なり、筑後国の用水堀は幅の広き処は十間余、狭き処にても五六間位、長さハ一里も二里も続き、村中竪横に幾筋もありて、他村の堀にも続く、夫ハ其田ゝの田頭に附たる田主の持分にして、水底に堰を立て[13]堀を極め置き、田毎に水口とて汲上る処を拵へ置、水一斗六七升を入るゝ薄板の底小き桶の、口と底とに綱を二筋宛両方に付て、二人水口の左右へ分り、両方より堀へ打込ミ水を一盃入れ田へ刎上るなり、尤も仕馴ずしてハ出来ざる業なり、又土用前なれバ夜水とて夜九つ頃より起出、日の出る比までに汲上、渇水になれバ堀底水面より田まで一丈余もあり、夫を一度に三百桶も汲上ることにて甚だ骨の折れる業なり、夫より朝飯を食し田の草を取り昼の内一時余休み、又夕方水を汲む、肥前国にも同様の場処夥く見ゆ、これは大国に付廿万石ほどもあり、筑前も肥前に隣りたる処は汲水の場処見ゆ、右体の処は何れ屋敷内にある裏畑の外、粟・稗・黍・蕎麦・芋等を作るべき畑地一向なく、夫食ハ米と麦計り也、尤も田は両毛作に付、稲の跡へ麦・菜種などを田に仕付るなり、依て享保十七子年西国虫付飢饉の節、稲作早・晩とも残らず喰尽し、一粒も収納せずして夫食なく、領主の救ひも手に及び難く大造の餓死人ありたり、又上方・中国筋にて田地の際に井戸夥しくあり、之は田の用水にてはなく畑へ掛る用水なり、又中国の内にても筑後・肥前などの様に引水なく堀水を汲上る処もある由、然れども之は多く踏車として、小さき水車の様にして羽根を柄杓の如く作り、田の水口へ移す、城州淀川の水を水車にて城内へ刎込む様なるものなり、先年右の踏車は人夫の掛りも少なく、利方宜しく見ゆるに付、久留米侯にて其仕方に馴れたる中国浪人を抱へ、領主の入用を以て車を数多拵へ村ゝへ渡し、踏方等を右の者巡村して教へ、田毎に仕掛たる処、水は柄杓にて入り田にも移れども、桶にて汲上るには遥かに劣り、悉く田方渇水になり旱損せしに付、百姓挙て願上踏車を止て元の汲水に成たり、（中略）農事ハ古来より其国其処にて仕来りたることを止め、他所の真似をしては決して出来ざる者とみえたり、

写真G-8　クリークの景観　下牟田口の中園周辺（馬場橋より）

驚くべきことだが、大石久敬は踏車よりは打桶の方がはるかに効率

表G-4　宝暦七年頃の三潴庄域の水がかり

福光組		芦塚組		江上組	
打水七三三丁一反二畝	二四ケ村	打水七三三丁六反五畝	一六村	打水九九〇丁三反	二三ケ村
山の井手三四〇丁二反	九ケ村	山の井手二一一丁余	六ケ村	山の井手二〇二丁四反	四ケ村(ママ)
溜池幷井手二八二丁三反余	一一ケ村	花宗一一〇丁余	二ケ村	花宗一一〇丁余	二ケ村(〃)
汐引入一九丁八反余	四ケ村	汐引入四〇二丁余	八ケ村	汐引入二六九丁余	五ケ村(〃)
田一円	一二ケ村	田一円	一六ケ村	田一円	二三ケ村
畠一円	ナシ	畠一円	ナシ	畠一円	ナシ

白口組		蛭池組		八丁牟田組		夜明組	
打水一〇一丁九反余	三ケ村	打水五五二丁三反余	二一(ママ)ケ村	打水六六六丁五反	一五ケ村	打水四八二丁	一一ケ村
引水六二〇丁九反余	一七ケ村	花宗五三二丁	二二ケ村	花宗六〇六丁五反	一五ケ村	引水三一〇丁余	四ケ村
山の井一一〇丁余	四ケ村					天水所九四丁余	二ケ村
溜池幷井手六一二丁八反余	一六ケ村					溜池幷井手六九二丁余	一五ケ村
田一円	二ケ村	田一円	二二ケ村	田一円	一五ケ村	田一円	三ケ村
畠一円	ナシ	畠一円	ナシ	畠一円	ナシ	畠一円	ナシ

『農政農民史料集』によれば**夜明組**は夜明・長門石・大石・安武本・小島・大島・安武古・住吉・中島・宮本・上野町・藤吉・高三潴・荊津・黒田・原田・草場の一七か村、**津福組**は掛赤・大隈・白口・大犬塚・岩古賀・小犬塚・下小犬塚・早津崎・西久留米・生津・下荒木・田川・黒土・上荒木・津福・今・庄島・京隈・津福今の一九か村、**中木室組**は大坂井・小坂井・中木室・東田口・西田口・兼木・絵下古賀・(下)牟田口・(上)牟田口・荻島・八丁牟田・鬼古賀・下木佐木・上木佐木・上八院の一五か村、**福光組**は福光・大角・大角町・福間・前牟田・土甲呂・土甲呂町・一丁原・北清松・南清松・北横溝・南横溝・北牟田・西古賀・久保・大坪・西牟田本・西牟田町・寛元寺・鷲寺・流・笹淵・口分田・野中・富安の二五か村、**城島組**は城島・高津・原中牟田・六町原・大依・四郎丸・下青木・上青木(二村あり)・芦塚・下田・楢林・江島・浮島・浜・内野・青木島の一七か村、**江上組**は北酒見・鐘ケ江・下商人・上商人・上巻・南酒見・北中牟田・郷原・江上古町・諸富・下八院・上白垣・下白垣・中古賀・榎津町・江上本・江上上・下林・中八院・本木室・北古賀・道海島・向島の二三か村、**蛭池組**は田中・大藪・小入・中・野口・定覚・中野・侍島・蒲生・吉祥・蛭池・奥牟田・筏溝・南中牟田・下古賀・井ノ手・金納・高橋・荒牟田・本園・立石・矢加部の二二か村からなっている。津福組が**白口組**、中木室組が**八丁牟田組**、城島組が**芦塚組**に該当しよう。

的だといっている。他の箇所（「水車の濫觴」）でも、

今も田に水を洫(そそ)ぐ水車、播州・作州辺にあり、

と記して、筑後の水車には全く言及していない。大石久敬が三潴郡の農村風景に接していた宝暦四年（一七五四）以前には筑後では水車の普及はみられなかった。しかしそれでも幅五～十間、長さ一、二里に及ぶ用水堀が幾筋も存在していたのである。

宝暦七年の打水、汐引入の面積　次に同じく水車発明以前の史料として、「有馬文書・御旧制調書」（久留米市民図書館蔵）、宝暦七年（一七五七）分中、関連部分を表にしておく（表G－4）。

各組の耕地は打水、引水、汐引入等に分類されているが、打水が打桶による揚水、引水が自然引水、汐引入が淡水(あお)であろう。汐引入は打水中の一分類となっている。楢林の属す芦塚組、白垣・八院の属す江上組、奥牟田の属す蛭池組、牟田口の属す八町牟田組は、全ての田が打水であり、全村「田一円」であって畑はない。芦塚組、江上組では

汐引入の比重も大きく、前者では過半の水田が「淡水」に依拠していたことがわかるだろう。

このように、近世の文書による限り、揚水車の発明以前にもクリークからの揚水や、淡水灌漑は広く行なわれていたのである。特色ある景観はどうやら近世前期あたりまでは遡及できそうになってきた。

崎村三本黒木遺跡の発掘調査　次に考古学上の知見にもふれておこう。神崎庄用作の故地、千代田町用作に隣接して崎村がある。この地の「三本黒木遺跡」において幅五メートル、深さ一メートルの溝と、それをはさんで十棟ほどの鎌倉時代の掘立柱住居跡が検出された（千代田町教育委員会『崎村遺跡・崎村三本黒木遺跡』一九八一年）。この地はかつては蛇行していた筑後川に接して立地していたのであり、淡水取水に依存していたことはまちがいないが、この溝こそ淡水を引き入れていた中世のクリークではあるまいか。

3　アジア各地のデルタ地帯の淡水灌漑

淡水灌漑は高度な技術なのか、原始農耕なのか　淡水灌漑は揚水具を必要とする高度な農業技術である。しかしひるがえって考えてみれば一か月に二度は必ず安定して用水が供給されるという点は、灌漑施設を必要としない原始的な農耕をも可能としたようにも思われる。そこで視点を変えて、アジア各地の稲作をみることとする。実はアジア各地では広くこの淡水灌漑――農学者や地理学者は潮汐灌漑とか、逆水灌漑と呼んでいる――がみられるのである。以下『稲のアジア史』（全三巻）、『中国江南の稲作文化』等を参照しつつ、アジア各地の淡水灌漑、クリーク灌漑についてみてみよう。

交趾の雒田とインドネシアのパサンスルット　『水経注』三八に『交州外域記』からの引用として「交趾（ベトナム北部）の昔、いまだ郡県のあらざる時、土地に雒田有り。その田は潮水の上下に従う」とある。桜井由躬雄氏は、この潮水の上下に従う田について、その類例をスラウエシやスマトラ東海岸に住むブギス人の行なう農耕、パサンスルットに求めている。パサンスルットとは、二回の苗代を経て成長した稲を、潮汐の影響を受ける河川の後背湿地に植える。河水（淡水）は満潮時におしあげられて、取水口から稲の植わった本田に進入する。即ち自然現象を利用した原始的な灌漑による水田である。これと同種の水田は今日、メコンデルタにも、紅河デルタ（トンキンデルタ）にもみられるという。(14)

潮位差を利用する淡水灌漑が、原始的灌漑の中にみいだされることは注目できる。

中国・江南デルタとクリーク　空からみた楊子江下流域、江南デルタのクリーク景観は、おどろくほど筑後川下流域に似ている。ただ異なるのはそのスケールである。

揚子江の感潮は蕪湖にみられるという。上海を河口とすれば遡ること四〇〇キロメートル、この地の標高はわずか一五メートル、勾配は十万分の一ともいい、自然の流水はないに等しい。

揚子江での潮汐（逆水）灌漑についての報告はきかないが、低平地故に水そのものは豊富だったのであろう。

江南の開発に関し、五代から宋の初期にかけて「縦浦横塘」が三

〜四キロメートル毎にひかれていた。クリークの土をもりあげ堤を作り、次第に田を囲んだものである。

宋代には圩田（うでん）、囲田によって江南開発が飛躍的に進められたという。輪中内部の開田であるが、その実態については論争があるようである。また北宋末の水利書には、圩に閘門を作ることの利、即ち潮が満ちてくれば水門を閉じ、潮が引けば水門をあけて、悪水をたち、排水を良くすることができると説かれている。この閘門による灌・排水は既に宋に先立つ南唐（九三七〜九七五）の時代に盛んになっているともいう。元の『五等囲岸体式法』という書物ではクリークと田面の高さが同じ場合を一等、落差一尺（田面が一尺高いもの）を二等として五等（落差四尺）まで定められている。前者の水利書には潮汐灌漑（淡水（あお）灌漑）の技術に通ずるものがあり、先行する時代に無閘門（無樋門）灌漑が主流であったことを示唆される。後者の書物からはクリークよりの揚水灌漑が一般的であったことを示唆されよう。

なお水車については唐・宋に「筒車（とう）」、元の王禎『農書』に筒車、水転翻車などの図がみえ、『元史』（食貨志一・農桑）に「地高水不能上者、命造水車」とある。またクリークから泥をあげて肥料（泥糞）とすることも、史書にみえている（天野元之助『中国農業史研究』一九八一年）。

雨季・乾季が明瞭に分かれ、そのことによる水位差が極端にあった揚子江流域の農業を、単純に筑後川流域と比較することはできないが、肥前神崎庄が日宋貿易の基地であったこと（『長秋記』長承二年八月十三日条）等を勘案するならば、稲作農業の先進地、江南クリーク農業は、必ずやこの地域の農業に影響を与えていたように思われるのである。[15]

以上、揚水器具が未発達であった時代にもクリークが存在したこと、淡水（逆水・潮汐）灌漑はアジアの地域においては原始農耕にみられること、中国江南では五代から宋にかけて、クリーク水田が多く作られたことをみた。

以上の作業をふまえて、同時代の史料、即ち中世文書に登場する中世の筑後川下流域をみることとしたい。主たる素材は「松浦山代文書」である。

七　中世文書からみた筑後川下流域

―松浦山代文書にみる白垣村と網縄池―

「松浦山代文書」（鍋島直要氏所蔵）は松浦党・山代氏に伝来した文書群であるが、その中に蒙古合戦恩賞地として獲得した八院村をめぐる、在来の領主白垣氏らとの相論文書が数通残っている。この蒙古合戦恩賞地をめぐるトラブルの詳細については、既に前掲の瀬野精一郎氏の論稿があるので、それに委ねることとし、ここでは数次の相論のうち、堺相論となった正安二年（一三〇〇）の相論についてみることとする。但しその前提として白垣氏、八院氏について簡単にふれておくこととする。

白垣氏と八院氏　白垣村と八院村は隣接するが、当時の白垣氏の惣領は「本地頭」（文永十一年・「田部文書」）といわれた白垣弥二郎宗平（次）

（道念）である。道念は三潴庄是友名に関して鎮西探題の両使として登場する有力御家人である（「青方文書」）。一方永仁頃、白垣宗氏という人物の名もみえるが、彼は庶流であろう。白垣西信（丹藤二入道）の妹は「木室女」と呼ばれているが、白垣から木室にかけての、今日のクリーク地帯一帯に勢力のあったことがわかる。

彼らは蒙古合戦勲功地を得たとして入部する新興勢力、山代栄に激しく対抗し、孫の代まで訴訟をくり返すのである。

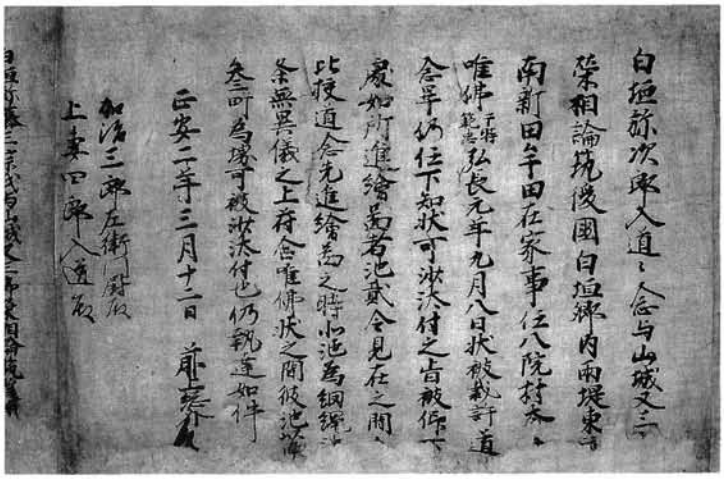

写真 G-9　松浦山代文書（鍋島直要氏所蔵）

一方、八院村を根拠としたのは八院唯仏で、彼は永仁六年（一二九八）の相論では「悪党」とみなされ、所帯を収公されたといわれている。ところが放逐されたはずの八院唯仏の孫、八院教宗も同様に元亨三年（一三二三）山代栄を訴えていた。

このように、白垣氏や八院氏は、新興の松浦党山代氏を排除すべく行動していたわけで、こうした状況の中で、弘長元年（一二六一）から正安二年（一三〇〇）にかけて、白垣氏と山代氏との間で堺相論がおきたのである。

正安二年の相論　そこで正安二年の鎮西御教書の検討を行なう。述べたようにこの相論は堺相論にかかわるものであるが、堺確定の際、絵図による校合が行なわれており、断片的な記述の中にも中世の白垣村を検討する素材が含まれている。

白垣弥次郎入道ミ念与山城又三□（代）（郎）相論、筑後国白垣郷内両堤東□南新田牟田在家事、任八院村本□（主菅）唯仏（于時範忠）弘長元年九月八日状、被裁許道念畢、仍任下知状可沙汰付之旨、被仰下□（之）処、如所進絵図者、池弐、令見在之間、□（令）比校道念先進絵図之時、北池、為網縄池□（之）条、無異儀之上、符合唯仏状之間、彼池以南参町、為堺、可被沙汰付也、仍執達如件

正安二年三月十二日　　（金沢実政）前上総介（花押）

加治三郎左衛門尉殿

上妻四郎入道殿

まず相論の対象となったものは「白垣郷内両堤東□南新田牟田在家」であった。この帰属をめぐり、白垣道念が自領であることを主張し、山代栄は八院村のうちと主張した。一旦は八院村本主唯仏が出した証文に基づいて、道念が勝訴したのではあるが、現地引渡（沙汰付）の際に再びトラブルとなり、鎮西探題において絵図との対比、点検が

行なわれた。そのおりの証拠絵図・文書は、

①山代栄が提出した絵図。池が二つあると記されている。

②先に道念が提出した絵図。北池は網縄池と記されていた。

③唯仏が出した状。池が二つあるという記述は①に整合していた。

の三点で、これに基づき山代栄側に有利な判決が出された。おそらく白垣村を領有する白垣氏は、堺の池は南側、つまり山代氏の領有する八院村に近い側の池が境界であると主張し、逆に山代氏は北側・白垣村側の池が境界であると主張したものであろう。判決では結局北の池が基準となって、それより南三町が「堺」となったのである。

この判決について白垣氏側が相当不満をもっていたことは疑いなく、こののち再度白垣彦童丸（道念孫）が「白垣郷・八院堺」をめぐって山代栄を訴えているが、結局文保二年（一三一八）に敗訴している。

さらにつづく建武四年（一三三七）、松浦山代弘は足利政権からも「八院村地頭職」を安堵され、暦応二年（一三三九）には守護代が下地沙汰付の完了を報告している。

このように「松浦山代文書」をみる限りでは、八院村における山代氏の優勢は揺ぎのないもののようにみえるが、実際には白垣氏の勢力が、八院村から完全に払拭されることはなかったらしい。文保敗訴後建武三年（一三三六）七月、「八院村中分一方領家方」に関し、浄土寺・宝琳尼寺雑掌が「白垣八郎入道」の「濫妨」を訴えているのは（「浄土寺文書」）、その一つの表われではなかろうか。[16]

網縄池　ところで文中に「網縄池」とある。『三潴荘史料』は「細縄池」、『佐賀県史料集成』は「網縄□」と読んでいるが、写真G―9で示したように、上の字は「網」であって網の異体字、下の字は残画から池と読める。網縄池とはその形状をいったものであろうが、網のようであり、縄のような池とは、まさしくクリークのことではあるまいか。

正安相論において白垣道念は北側の池が境界の指標とされた池ではないことを証明しなければならなかった。この地方には「タボ池」と呼ばれる田の中の丸い池はあるが、連続するクリークについては、ホリといい池とはいわない。おそらく道念は絵図にかかれた北の池はホリであって池ではないことを、鎮西探題（引付）の面々に説得する必要があったはずである。そのため「網縄」と表現したものか。

しかし残念ながら白垣氏の主張は、現地を知らない鎮西探題には理解されなかった。鎮西探題は「網縄」状ではあっても絵図の池は池と判断し、唯仏状にある池に比定したのである。

このようにして、正安裁許が今日に伝わったおかげで、我々はクリークが中世の文献にも登場していると推定できる。

堤とは何か　ところで相論の対象となったのは「両堤東□南新田牟田在家」であったが、この堤とはどのようなものだったのか。この文書では池の存在が問題になっている。池には堤はつきものであると読者は考えられるだろうし、あるいはこの訴訟を裁いた鎮西探題（引付衆）もそのように思っていたのかもしれない。

しかし述べてきたように、この低平な地形においては、堤によって築池してみても、自然の力でそこに水を貯めることはできない。池は高い位置に築かれなければ田に水を灌ぐことはできないが、ここでは

池は池の役割をはたさないのである。すると堤は池とは無関係ということになるが、一体どのようなものだったのだろうか。

上白垣の小字「堤」　実は今日の上白垣（かんじやがき）には「堤」という小字がある。それは上白垣の中心部にあって、集落が密集している。しかし堤防があるわけではないし、とりたてて標高が高いようにもみえない。そしてこの堤を中心として「北屋敷」「東屋敷」「西屋敷」の三つの小字がある。まさしく堤が村の中心になっていたわけだが、正安に相論となった「両堤東□南新田牟田在家」も同じような形状ではなかったか。堤の周辺には在家と新田・牟田が存在したのである。

周辺の堤地名　三潴郡のクリーク地帯には他にも堤地名がいくらか残っているようである。そこで順次それらをみていくことにしよう。

まず**下牟田口**に「堤田」の小字があり、花宗川に面している。隣接して上流側に小字「井樋口」もある。この堤田も特別の堤防などは何もないが、歴史的にはおそらく花宗川に面した低位堤防があって、隣接して取水・排水を行なう井樋があったものか。

次に**鬼古賀**の東端にも小字「堤」があるが、花宗川の分流であるクリークに面した位置にある。堤防はない。**笹淵本村**（大木町）の場合、集落に近接しクリークに面した位置に小字「堤」がある。

これらの諸例からすると、堤とは、今日では外観上、ほとんど区別できないような低位の堤防であるが、小河川（クリーク）に面し、微高地であるため、しばしばその上に人家が建てられる地形である。(17)

乾元の堤修固　ところで堤の語は他の中世文書にもみえている。即ち文保元年（一三一七）三月　日の「浄土寺文書」、沙弥称念下文案（『鎌倉遺文』三四―二六一〇九、一〇七）には次のようにある。

加之、乾元堤修固之時、梁河村内荒野弐拾町、被寄附畢

乾元年間（一三〇二～〇三）堤が修固されて、梁（やな）河村内の荒野二十丁が三潴庄酒見村所在の浄土寺の所領に寄進されたというのである。今日柳川という地名は柳川市そのものと、その北方に隣接する三橋町柳河に残っているが、梁河村はこの一帯に比定されよう。標高三メートル前後、今日の筑後川の満潮時の潮位の標高に同じであるが、ここもまた典型的なクリーク地帯である。(18) この場合の「堤」とは、干潟干拓の折の低位締切堤防と考えてさしつかえないだろう。

中世の牟田・荒野　以上の作業の中で、中世の三潴庄には堤や、また網縄池と表現されるようなクリークが存在していたことが、ほぼ明らかになったと思う。

三潴庄の関連史料の中には「荒野」「牟田」という表現が多い。

○（西牟田）村起請田外**荒野田代**（正治三年二月十一日・寛元寺文書）

○（白垣村）実検時、出田四段又**荒野**在之（文永十一年七月一日・田部文書）

○筑後国八院菅藤三入道唯仏跡田地公事足拾参町在**牟田**屋敷分弐拾参箇所**牟田**薗九箇所（正応四年九月二日・松浦山代文書）

○筑後国白垣郷内両堤東□南**新田牟田**在家（正安二年三月十二日・松浦山代文書）

○三潴庄是友名内田畠**荒野**　（正和三年二月十七日・青方文書）
○梁河村内**荒野**弐拾町　（文保元年三月　日・浄土寺文書）
○三潴庄八院村中分一方（領家方）田畠屋敷**牟田荒野**　（建武三年七月廿二日・浄土寺文書）
○筑後国宝琳尼寺領蒲池村内**牟田新田**屋敷**荒野**　（年欠・歴世古文書〈史料六九号〉）
○肥前国神崎庄**荒野**事　（延慶二年三月十日・尊経閣文庫文書）
○神崎庄内勲功田地屋敷**荒野**等　（正和四年八月十三日・深江文書）

右の各表現からすれば、とりわけ中世の三潴庄には牟田地（湿地）が拡がっており、それが荒野と渾然一体としてつづいていたという印象を受ける。

このことに関連して、嵐嘉一『日本赤米考』（一九七四年）は、この筑後川下流域に唐干田（とうぼしだ）（遠星田（とうぼし）など）のような大唐法師米（赤米）に関わる地名が多く分布することを指摘する。唐法師（とうぼし）（赤米）は湿地で栽培されることが多かったといわれており、このことも一帯が牟田田（湿田）であったことを示している。

しかし近代の三潴庄故地はクリークの発達によって、湿田は殆どなく、乾田ばかりであった。この逆転をどう考えるか。

八　筑後川下流域の中世景観とその形成

—むすびにかえて—

最後に以上の作業を総合して、三潴庄・神崎庄の中世景観がいかなるものであり、それはいかに形成されてきたのか。そのことを考えてまとめとしたい。

淡水（あお）灌漑は原始的農耕のうちにも認められた。淡水は月に二度、一度に前後二日ほどは必ず用水を供給してくれるから、その意味では安定した灌漑方法であった。この場合の水田面は、稲の冠水を考えればおそらく淡水（あお）の上昇限界からマイナス五～一〇センチ程度であろう。淡水（あお）は干潟内の低地河道である江湖（えご）を遡るものであるから、この時の水田は江湖の周辺に限定されたものだっただろう。

やがて人々は水田の保水期間の延長を図る。そのため江湖の周辺の粗放水田にはまず畦畔が作られ、ついで低位堤防が作られた。畦畔には水口が、堤防には樋門が設置されて、用・排水のコントロールが可能となる。このことは干潟における水田や耕地の拡大に大いに貢献したであろうし、また高潮のような異常潮位からも耕地を守ることとなった。この低位堤防の構築と用排水樋門の設置は、淡水（あお）上昇限界マイナス一〇センチより以上に低い干潟面の開発を進めたし、技術が進めば淡水逆流域よりさらに低い汐入浜の開発、即ち海（干潟）の干拓を可能としたはずである。

こうした畦畔・堤防の築造と同時に江湖（干潟内河川）のクリーク化

が進められ、江湖にも樋門が設置される。樋門設置は淡水の長期の貯水を可能とした。と同時に自然河川である江湖の浚渫、深化が試みられる。まさしくホリが掘られるのである。

写真G—10に示したのは田植時期の牟田口におけるクリーク（花宗川）と隣接する水田である（一九九一年六月撮影）。通常の梅雨期であれば、クリークの水位と、水田面の水位がほとんど同じであることが良くわかる。いくらか微高地にある水田も周囲の水田が湛水すれば地下水位が上昇したはずである。このような通常の年には、揚水器具が未発達だったとしても、灌漑はさほど困難ではなかったはずで、開田限界は淡水上昇面プラス三〇センチ程度には延びていただろう。プラスマイナス三〇センチとして、低平な筑後川デルタにおける六〇センチの標高差内にはきわめて広範囲の面積が含まれていたはずである。但し旱魃の年には『地方凡例録』がいうような一丈（三メートル）もの揚水が必要となる。こうした年には稲作は放棄されて畠への転作がなされたのかもしれない。

写真G-10　花宗川(左)、下牟田口の水田(字堤田・右)　ほとんど水位差はない

江湖の人工河川化（クリーク化）が進むと、江湖（自然河川）以外の部分にもクリークがほられることになる。

クリークは筑後川に沿った部分よりはやや内陸部において、さかんにほられた。今日におけるクリークの分布もまたこの地域に濃密である。山の井川、花宗川の余水が不足する地域である（より筑後川に近い地域は淡水に恵まれていて、逆にクリークは未発達だったのだろう。[19]なお中世にはいまだ用水として整備された山の井川、花宗川は存在しなかったが、低地を流れる前身の自然河川は存在した）。新設されたクリークには上流の自然河川からの排水が貯水された。こうしてクリークは、次第に人工河川として整備されていった。

おそらく中世にはこの段階までは行なわれていただろう。即ち堤の設置、江湖への樋門設置とクリーク化が行なわれ、淡水の上昇限界プラスマイナス三〇センチ程度は水田開発が完成していたと考えるのである。一方こうした開発からとり残された部分が、荒野・牟田と表現されたのであろう。

中世三潴庄の景観はこのようなものであった。乾元年間に堤修固による荒野の開発が進められ（梁河村）、正安年間に堤の周辺に在家が立ち、一帯に新田が開発されていたのは（白垣村）、こうした中世荘園景観の一部だったし、神崎庄でも加納用作の新田里では積極的な開田が行なわれていたのである。

さて中世景観と近世景観を比較した場合、どのような変化があった

のか。近世にはこの地域でもさまざまな開発が行なわれた。

①花宗川・山の井川の開鑿（矢部川からの引水による自然河川の農業用水化、慶長十九年〈一六一四〉以前）。

②筑後川治水堤防の建設（田中吉政による工事）。

③汐浜干拓（慶長十三年〈一六〇八〉、下田村や葦塚村に対する汐堤・川堤普請命令）。

④万右衛門水車の発明（安永六年〈一七七七〉）。

等がそれである。これらは筑後川下流域のクリーク景観に量的な、また質的な変化をもたらしたはずである。①、④は中世の畠地部分の水田化を促進したことだろう。量的な変化である。また①、④はクリークの深化を進めたはずだが、冬期間のクリークの水抜きは、水田の乾田化に直結したから、裏作が普及する。また乾田化にともなう水田部分の生産力上昇があったから、クリークは一層普及していったはずである。質的な変化があり、そして再び量的な変化に及んだことになろう。

中世の耕地は牟田であり、湿田であったと思う。それらは今日では乾田といわれている。しかし実態は夏は湿田、冬は乾田であろう。湿田・牟田が乾田となったこと。それこそ、これら近世的開発がもたらした逆転現象であろう。しかしながら、これらの近世的な開発以前、即ち中世の三潴庄・神崎庄の時代にもクリークの景観のかなりの部分は形成されていたのである。

聞取調査

上白垣…古賀武次（たけし）（大正五年生）、岩永重記（大正十年生、作出）、古賀棋弘（昭和三年生、沖田）、下白垣…本村光隆（昭和二年生）、上八院…中村勇（大正十年生）、中八院…池末厚（大正九年生）、田中保雄（大正十年生）、下八院…田中豊（大正十四年生）、五反田…境克巳（大正六年生）、三八松…永田恕一（明治四十三年生）の各氏より

（1）淡水（あお）に関する文献としては九州農政局筑後川水系農業水利調査事務所『筑後川農業水利誌』（一九七七年）、およびこの書に掲げられた筑後川流域に関する諸文献参照のこと。一般書では『日本地誌』19（福岡県）、20（佐賀県）（一九七九年）、富山和子『水の文化史』（一九八〇年）など。有明海干拓に関しては九州農政局有明干拓建設事業所『有明干拓史』（一九六九年）。

（2）先行する研究に福岡県三潴郡小学校教育振興会『新考三潴郡誌』（一九五三年）があり、ほかに鶴久二郎『福岡県三潴郡古文書集』上・下（一九七四年）がある。

（3）「近藤文書」の原本は現在所在不明のようである。東京大学史料編纂所影写本の奥書は「福岡県三潴郡住吉村・近藤真卿氏蔵本」となっている。

（4）野添川下流、荒木川流域には小字苗代町、宮田がある。但し後述する五ヶ村井手流域にも同じ小字名が残っている。ほかに小字正次町があるが、中世地名「なかせうち（しょうち）」がこの一部であれば該当する。

（5）大正五年（一九一六）農商務省農務局『農業水利慣行調査』（農水省図書館・図書番号〇〇二二―二九三）には荒木村の水利慣行に関する左の事例が紹介されている。

①下荒木北部（荒木川以北反別五十町）は用水供給の対価（若干）を

荒木、古賀、豆塚に支払う。

②犬塚村玉満の内、小犬塚、大犬塚百六十五町歩は荒木村に対し、配水路敷地料として、米四斗一升五合を支払う。

③黒土南部の山林は下広川よりの西牟田用水を利用すれば開田可能だが、水利権者の反対により用水を供給できない。

④下荒木鶴畑五反も地形的には開田可能であるが、同じく用水の供給が得られない。

このうち①は下荒木井手を、②は五ヶ村井手を指すものである。

なお他の各井堰間の水利慣行や水争いに関しては、記録の意味もあるから聞き取りによるそれを左に紹介しておく。

(1)　荒木（釘田）と藤田―岩瀬井堰―

○何百年も前、荒木が水を取る必要ができて藤田の土地をとおらせてもらった。藤田は水利費を全く払わない。釘田は昔のしきたりで「いかり酒」を出す。現在は一万五千円のおたる料を藤田に出す。あげぜん、すえぜんで藤田は井手の管理もいっちょんしない。溝さらいもしらっしゃれん。いかり（荒木・藤田の分水点）というのがあるが、これが問題。私のおじいさん、竹槍をもってけんかした。赤はげの鼻に竹槍で集結して、長崎の刑務所まで入った。夏につかまって雪の降るまで懲役。しかし村のため犠牲になったんだから、村人からさしいれがたくさん来た。大正のはじめの話。

藤田は水上。水上には頭があがらない。おやじやじいさんから、「藤田から嫁ば、もろうちゃでけんで」といわれた。藤田の悪口をいうと、嫁の口を通じてわかってしまうから。

昔は水車も使った。旱魃の時、広川に五台ぐらいもならべて、（岩瀬井堰に）あげよったたいのう。線香一本、燃えつきる間ふんだ。下にいて手で加勢もした。昭和何年かの旱魃は久留米の山砲（駄馬部隊）、兵隊もふんぐるま、踏みに来た。今旱魃になればバーチカル二台であぐる。

井原堤は、彼岸がきたらすぐ引込む。（秋の）彼岸から（春の）彼岸までが取水期間。彼岸以後もかわかないから、じゅるくなって冬麦がとれないところがある。その分、田がかりから補償する。堤を作る時、その頃めがね（測量機械）がなかけん、晩、測量したち、私らは聞いた。ろうそくをつけて、板に穴をあけたので通しみるわけだ。

（荒木）釘田・酒村英氏（大正十三年生）

○上井手は岩瀬井手の上。上から上井手、一条に行くかけ田井手、岩瀬井手の順となっている。水争いは昔はあったばってん、私らの生まれる前だろう。下村に板（いかり）があって、幅もせまけん、そこに人間が入ってかまっとったげな（人が堰のかわりになって水を自分の方〈荒木〉へ入れた）。水げんかの頃のことを覚えとるもんはおらんけん。

藤田・古賀政利氏（大正七年生）

○岩瀬井堰のいかりは右に荒木、左に藤田で、荒木の方をしめる。井堰は土のうをついて川をしめるが、大水の時は流れる。水の高さが高すぎると藤田が困るので、石で印をつけてあった。自然の石を規定の石にしたものだった。上井手（藤田ん井手）は、いじば川ともいったが、本当の名は上井手。広川の氾濫にそなえた中堤防が三か所程田ん中にあって土手や道になっている。

藤田・古賀五二氏（明治四十年生）

※　このように灌漑面積が少ないにもかかわらず、上流に位置する藤田の水利権、発言権がきわめて強かったため、荒木側の不満はすこぶる強かった。「藤田村より、上あら木村へゆすい（用水）」に関する慶長十二年（一六〇七）の梯文書（『久留米市史』近世・七〇頁）が示すような、上妻郡藤田と三潴郡上荒木の対立は、明治年間には竹槍による武闘事件にまで至っていたのである。なお今日の藤田は分村合併により久留米市荒木町藤田と、広川町藤田になっている。

(2)荒木と大善寺（五ヶ村井手）

○藤田川（広川）に井堰のあるとです。水が多かですけん、足りない時は水車ちゅうて、あげんとで踏みに行きよったですよ。くみあげて、流しよりました。（国鉄鹿児島本線の）鉄橋の位置まで水のくればよかですけん、（取入口から）そこまで流れてこんです。二台も三台も水車を並べて、反別に応じて人夫を余計出して、夜昼交代、多い人は二日三日、少ない人は一じつとか半じつとか。反別に応じてですたい。線香をとぼして線香のもえる時間。二十分ももたんですなあ。そりゃくたびれるですもん、ちょっちょっとかわらにゃ。土のうにとめて一回どおり通せば次の田んぼまで行く。鉄道から下は前田の区域になるが千間溝は流れ分け。五ヶ村各区から一人ずつ出て、番しとったです。昼と夜に分けたことは記憶がない。千間溝は五ッ俣川ともいったです。

灌水のおかげで水が増えた。明治四十四年陸軍大演習の頃、学校に行きおった。かすかに記憶があります。そん時道路が出来た。灌水のふきあげ（サイフォン）が、道の下をくぐる。道路の方が早う、できとったんですのお（記録では灌水の完成は大正三年）。はじめは灌水機のすたり水も多かった。現在は水利権があって金を払うとります。

荒木とか三潴ん方とか、それから広川（藤田川）からむこうは（水が）やかましかったことはやかましかったですもんのう。こっちはあげんとはなかった。

（竹槍騒ぎは？）あっそうそう（笑いながら）大善寺が水ば盗りにくっでしょうが。そん、とりにきた人間を、竹槍もって今夜はいっちょう突きにいってやるって決まっとったです。それが夜大雨が降った。今夜は行くといって決まっとったが、話だけでお流れ、実際にはやっとらんです。（いつ頃？）それは遅かったです。昭和になってから。こっちは灌水があったからよかった。

五ッ又・井上喜次郎氏（明治三十六年生）

(3)五ヶ村井手

○晩に五ッ俣に行って水番。よその所に堰をする。水げんかが多かった。荒木の方まで番に行かないと、水を止められてしまう。竹槍をもっていった。田川の元庄屋のY・S、それからT・J、T・Oの三人は水げんかで三年程懲役に行った。

田川・故立石末吉氏（明治二十二年生）

棚のかけひ

○荒木・古賀の田ん中のしこ名は大畝町（二反八畝）、小畝町、ひょうたん田、山田、それから棚のかけひというのがあった。古賀が取る水は千間溝の分水、前田溝からかけひで逆溝を越して穴田に行く分と、本線（千間溝）から前田溝をかけひで越して焼牟田

へ行く分と、五郎淵のいかりから引く分の三つ。かけひの水がかかる分を棚のかけひといって高い田で穴田のうち。逆溝はかけひからこぼれる分が南北に行くようになっていた。逆溝は旱魃の時は川からポンプアップ。前田溝は大善寺まで行くが、今度の圃場整備でつぶれる。

古賀・田中政吉氏御子息

※　棚のかけひのような田は近世か近代の新しい開田であろう。こうしたことが可能だったのは、千間溝の荒木分の用水が豊富だったことを示している。

ほかに井上農夫『下広川郷土史』（水利土功）、稲富広助『水利土功の恩人、稲員孫右衛門の事跡』に寛文十二年（一六七二）から元禄十年（一六九七）にかけて造られた藤田、一条周辺の溜池（藤田村でいえば久々原新塘〈延宝三年〉、江椰谷新塘〈同年〉、将監谷〈元禄五年〉、天神浦新塘木樋〈元禄十年〉など）の沿革が記されている。

（6）　この史料は堤氏の本家筋にあたる小犬塚の庄屋の家のふすまの下張として見つかったものとのことで、保存状態は良くない。

（7）　この夜水の話は註（5）で述べたように昭和五九年に当時九五歳であった立石末吉氏より聞き取りをした際のメモに、

晩に五ッ俣で水番。よその所に堰をする。

とあり、立石氏が実際に経験されたことがわかった。この慣行は大正三年の灌水設置まで行なわれたものだから、当時既に成人であった人は明治二十年代生まれ以前の人に限定される。氏の記憶は貴重なものだったが、迂闊にも聞取当時、私は地誌類の記述を閲覧しておらず、このことのもつ歴史的意味の重大性に気づいていなかった。再調査をした平成三年には既に氏は故人であった。まことに悔やまれる次第である。

立石氏は頭脳明晰な方で、小地名（しこ名）についても小字道伝の内の石仏、七杖等いくつか教えて下さったが、これも貴重な記録となった。

（8）　リュウとリョウの混用は、漢音でリョウである竜が、慣用音でリュウとなること（竜安寺、竜眼、竜馬、画竜点睛など）に顕著である。要害は地名ではしばしばリュウガイ（竜涯など）となるが、なかに両替などと表記されるものがある。寮米御厨故地に地名竜舞が残ることは四五頁に述べた。またバクロウ（博労、馬喰）のことを、バクリョウといったり、バクリュウといったりする地方もある（九州平戸など）。

（9）　久留米市武島に小字夜若（ヨジャク）がある。昭和四十三年圃場整備が行なわれたが、それ以前はクリーク地帯で淡水灌漑だった。このヨジャクは武島の山浦にあって、大正十何年かの堤防改修によって家の移動が行なわれる前には田も多かったが、堤防改修後は尾形勇氏（明治四十二年生）の所有する一枚のみが残っていたという。ヨジャクと用作の関係については、なお検討してみたい。

（10）　『中世灌漑史の研究』（一九四三年）、「わが国中世使用揚水車の復元」（『国立歴史民俗博物館研究報告』四、一九八四年）、「日本最古の揚水車図」（『同上』五、一九八五年）、出水力『水車の技術史』（一九八七年）、なお服部「水車」（『日本史大事典』〈平凡社〉一九九二年）にも水車の沿革を記してある。

（11）　高柳光寿「たはらかさね耕作」（『高柳光寿史学論文集』〈上〉、一九七〇年）、松島栄一「たはらかさね耕作絵巻・解説」（江戸科学古典叢書四『農具便利論・たはらかさね耕作絵巻抄』〈一九七七年〉）。

四季耕作図に画かれた竜骨車は①石川県立美術館『桃山時代を中心

とした障屏画名作展図録』（一九八四年）、②日本障屏画全集『久隅守景・英一蝶』等をはじめ多数ある。このうちでいえば①の狩野光信筆四季耕作図、②の久隅守景筆四季耕作図屏風（a）西ベルリン国立美術館所蔵、（b）山川美術財団所蔵）の三点に竜骨車が画かれているが、特に①、②の（a）等は人物の衣装・髪型も中国風である。なお狩野光信は一五六一（または六五）年～一六〇八年、久隅守景は一六一〇年頃～一七〇三年頃。

（12）村井益男「近世初期の城郭建設」（『講座・日本技術の社会史』六・土木〈一九八四年〉）、なお竜骨車の現物は滋賀県安曇川町立歴史民俗資料館等に保存されており、近畿地方で広く使用されたようである。またアジア各地で稼動中の竜骨車については後掲『稲のアジア史』、胡道静『中国古代農業博物誌考』（一九九〇年）など多数の報告がある。

（13）ふだんは水にかくれてみえないが、クリークの底には低い畔状の土手があって、クリークの底を区画し、その所有権を明確にしていた。この場合のホリ底の所有権は隣接する田の所有者に帰属する。非灌漑時期（冬）になれば、揚水用とは別の大型の打桶を数名で操作し、クリークの水干し、泥あげを村中総出で行なったが、魚や泥（肥料）はこの底の区画にある分が所有者のものとなった。『地方凡例録』のいう堰とは、この区画を示す土手をいったものと思われる。

（14）潮汐灌漑について言及した論考は、『稲のアジア史』の中だけでも海田能宏（一―九七頁～）、古川久雄（二―九八頁～）、田中耕司（一―二四九頁～、三―三三八頁）等多い。

（15）先述した明書の港津以外にも神崎庄周辺には黒津、橋津、諸富津、早津、川副庄故地には米納津、舟津、その他今津など中世の海岸線には津地名が多く、干潟内の江湖（河川）や干満差を利用した良港が多かった。

（16）白垣に関する史料には他に酒見文書（昭和四十年度西日本史学会展示史料）があり、中世後期の白垣村をめぐる木付氏（大友被官）、酒見氏らの動向がわかる（瀬野精一郎氏御教示による）。

（17）ほかに奥牟田では大井手の横に堤の姓があった。

（18）この堤について沖端川の堤防とする見解があるが、一般にこの地方では堤防は川土居（かわんどい）といっており、「つつみ」とはいわない。

（19）福岡県総務部企画室『筑後地帯の溝渠について』（一九五六年）は条里制的な坪地名を残す鐘ヶ江、北古賀、下青木等は淡水を導入し易く、用水不足のない地域であると指摘する。

〈補註〉中世の有明海と日宋貿易については、仁和寺の古記録をも利用しつつ、服部「久安四年、有明海にきた孔雀―肥前国杵嶋庄と日宋貿易―」（『文明のクロスロード MUSEUM KYUSHU』五二、一九九五年度刊行予定）で詳述したい。